

# 入札説明書

件名

**上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託  
【低入札価格調査制度適用案件】**

仙台市

この入札説明書は、政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）、仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号。以下「特例規則」という。）、仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）、本件の調達に係る入札公告（以下「入札公告」という。）のほか、本市が発注する調達契約に関し一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的な事項を明らかにするものである。

## 1 公告日 令和元年12月5日

### 2 入札担当部局、問合せ先及び契約条項を示す場所

- (1) 所在地：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
- (2) 担当課：仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124
- (3) 調達責任者：仙台市長

### 3 競争入札に付する事項

- |            |  |    |
|------------|--|----|
| (1) 件名及び数量 | 上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託                                | 一式 |
| (2) 案件内容   | 別添仕様書のとおり  |    |
| (3) 履行場所   | 別添仕様書のとおり  |    |
| (4) 履行期間   | 令和2年4月1日から令和5年3月31日まで<br>(地方自治法第234条の3の規定に基づく長期継続契約) |    |

#### 3-2 低入札価格調査

本入札は、低入札価格調査対象案件である。次の関係要綱及び要領をよく確認すること。（別添参考資料を参照のこと。）

- (1) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱（平成15年10月21日市長決裁）
- (2) 業務委託契約に係る低入札価格調査要綱実施要領（平成15年10月21日財政局長決裁）

### 4 入札参加者に必要な資格

一般競争入札参加申請書の提出期限の日から開札の時までの期間において、次に掲げる要件をすべて満たす者で、本市の審査により本入札の入札参加者に必要な資格があると認められた者とする。

- (1) 仙台市における競争入札参加資格(物品)の認定を受けている者であること。
- (2) 施行令第167条の4第1項各号に該当する者でないこと。
- (3) 要綱別表に掲げる措置要件に該当しないこと。
- (4) 有資格業者に対する指名停止に関する要綱第2条第1項の規定による指名停止を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立中又は更生手続中でないこと。
- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立中又は再生手続中でないこと。
- (7) 資本金10,000,000円以上であること。
- (8) 以下のア及びイの要件を併せて満たす下水道終末処理場における運転管理業務を、平成21年度以降、同一施設で2年以上継続して履行した実績を有する者であること。

- ア 計画放流水質における生物化学的酸素要求量（BOD）を10mg/ℓ以下に定め、標準活性汚泥法を用いる水処理施設と同等以上の処理方法を用いる水処理施設  
イ 1日当たり汚水11,000m<sup>3</sup>以上の処理能力を有する水処理施設（併設施設も可。ただし、複数の処理場を同時に運転管理する業務経験の場合は、最も処理能力が高い処理場が11,000m<sup>3</sup>/日以上であること。）

(9) 以下のアからケの者を1名以上専任で常駐配置できること（履行場所につき1名以上ではなく、全履行場所に対して1名以上で可。また、同一人物の重複は差支えない）。

- ア 下水道処理施設管理技士有資格者  
イ 安全衛生推進者  
ウ 乙種第4類危険物取扱者  
エ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者  
オ 有機溶剤作業主任者  
カ 床上操作式クレーン運転技能講習修了者  
キ 玉掛け技能講習修了者  
ク 第二種電気工事士  
ケ 特定化学物質等作業主任者

(10) 本件の受注者となった場合、特別の事情が無い限り、入札参加申請時に本市から確認を受けた有資格者（上記(9)アからケ）を配置できること。

## 5 入札参加者に必要な資格の確認等

(1) 本入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加者に必要な資格を有することを証明するため、次に従い、一般競争入札参加申請書（添付書類の提出が必要な場合はそれらを含む。以下「申請書類」という。）を提出し、本市から入札参加者に必要な資格の有無について確認を受けなければならない。

4(1)の認定を受けていない者も次に従い申請書類を提出することができる。この場合において、4に掲げる事項のうち4(1)以外の事項を満たしているときは、開札の時において4(1)に掲げる事項を満たしていることを条件として入札参加者に必要な資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が本入札に参加するためには、開札の時において4(1)に掲げる事項を満たしていかなければならない。6(1)の手続きが必要であることに留意すること。

なお、期限までに申請書類を提出しない者及び入札参加者に必要な資格がないと認められた者は、本入札に参加することができない。

### ア 提出書類

※下記のうち、②・④・⑤については、事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。

- ① 一般競争入札参加申請書
- ② 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）（別添様式1）
- ③ 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本
- ④ 業務責任者に関する調書（別添様式2）
- ⑤ 下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書（別添様式3）
- ⑥ 下水道管理技術認定試験等の合格証の写し
- ⑦ 安全衛生推進者養成講習の修了証の写し
- ⑧ 乙種第4類危険物取扱者免状の写し

- ⑨ 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了証の写し
- ⑩ 有機溶剤作業主任者の講習修了証の写し
- ⑪ 床上操作式クレーン運転技能講習の修了証の写し
- ⑫ 玉掛け技能講習の修了証の写し
- ⑬ 第二種電気工事士の免状の写し
- ⑭ 特定化学物質等作業主任者の講習修了証の写し

イ 提出期間：令和元年12月5日から令和元年12月20日まで（持参の場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。郵送の場合は、**令和元年12月20日**を受領期限とする。）

ウ 提出場所：**〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号**  
仙台市財政局財政部契約課物品契約係 電話022-214-8124

エ 提出方法：持参又は配達証明付き書留で郵送すること。  
なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること。

- (2) 入札参加者に必要な資格の確認は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は**令和2年1月10日**までに通知する。なお、本入札への参加資格があると認められた者に対しては本入札に係る「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付する。
- (3) 上記(2)に示す「一般競争入札参加資格認定通知書」を交付された者であっても、開札が終了するまでは、入札を辞退することができる。入札を辞退するときは、辞退届（任意様式）を上記(1)ウの場所に提出すること。入札参加者又はその代理人として入札室に入室した者が入札室内で辞退届を提出した場合は、即時に入札室を退室すること。また、当該入札の辞退を表明している入札書を投函した場合（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）は、無効の入札書を投函したものとみなす。

## 6 平成29・30・令和元年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けていない者等の手続き

- (1) 本入札の参加希望者で、平成29・30・令和元年度競争入札参加資格(物品)の認定を受けておらず、4(1)に掲げる要件を満たさない者は、次に従い当該資格審査申請を行うことができる。

ア 提出書類：仙台市ホームページで確認すること。

<https://www.city.sendai.jp/keyaku-kanri/download/bunyabetsu/keyaku/shikakutoroku/buppin.html>

イ 提出期間：令和元年12月5日から令和元年12月16日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。）

ウ 提出場所：5(1)ウと同じ。

エ 提出方法：持参すること（郵送その他の方法による提出は認めない）。

- (2) 仙台市における競争入札参加資格の認否の決定は、上記の提出期限の日以後、本市の審査により行うものとし、その結果は認否の決定後に通知する。

## 7 仕様書に対する質問

- (1) 本入札の参加希望者で、別添仕様書に対する質問（見積に必要な事項に限る。）がある場合は、次に従い提出すること。

ア 提出書類：質疑応答書（別添様式。質問事項を記載すること。）

イ 提出期間：5(1)イと同じ。

ウ 提出場所：5(1)ウと同じ。

エ 提出方法：5(1)エに同じ。

- (2) (1)の全ての質問に対する回答は、令和2年1月10日までに、本入札説明書を公開しているホームページ内に掲載する。

## 8 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時：令和2年1月23日 14時30分

ただし、郵便による入札の受領期限は令和2年1月22日とする。

- (2) 場 所：〒980-8671 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課入札室

ただし、郵便による入札のあて先は「仙台市財政局財政部契約課物品契約係」とすること（住所は上記に同じ）。

なお、事前に電話連絡をしたうえで郵送すること（電話番号022-214-8124）。

## 9 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金：免除

- (2) 契約保証金：契約金額の30分の1以上とする。

## 10 入札及び開札方法等

- (1) 入札書は持参又は郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）すること。電報、電話その他の方法による入札は認めない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、仕様書、図面及び契約書案並びに規則及び特例規則を熟知の上、入札をしなければならない。
- (3) 入札参加者又はその代理人は、本入札に参加する他の入札参加者の代理人となることはできない。
- (4) 入札室には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及び下記(20)の立会い職員以外の者は入室することができない。ただし、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合は、付添人を認めることができる。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後においては、入札室に入室することができない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、入札室に入室しようとするときは、入札関係職員に一般競争入札参加資格認定通知書（5の手続きにより本市から交付を受けたもので、写しによることができる。）及び身分を確認できるもの（自動車運転免許証、パスポート、会社発行の写真付身分証等すべて原本）並びに代理人をして入札させる場合においては入札権限に関する委任状（別添様式によること。）を提示又は提出しなければならない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札執行主務者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札室を退室することができない。
- (8) 入札室において、次の各号の一に該当する者は、当該入札室から退去させるものとする。
- ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者
  - イ 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために連合をした者
- (9) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、別添様式による入札書を作成し、提出すること。なお、入札書には、次の事項を記載すること。

- ア 件名（上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託）  
イ 入札金額（総額（課税業者にあっては消費税及び地方消費税相当額抜き））  
ウ 日付（持参の場合は入札日を、郵送の場合は発送日を記入すること。）  
エ 宛て先（「仙台市長」と記入すること。）  
オ 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）  
カ 入札者氏名及び押印（押印は、外国人にあっては、署名をもって代えることができる。）
- (10) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。
- (11) 持参による入札の場合においては、入札書を封筒に入れ、かつ、その封皮に入札参加者の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）、件名及び入札日を表記し、8(1)に示した日時に、8(2)に示した場所において提出しなければならない。  
郵便による入札の場合においては、二重封筒とし、表封筒に入札書在中の旨を朱書きし、入札書を入れて密封した中封筒及び一般競争入札参加資格認定通知書の写しを入れ、8(1)に示した受領期限までに、8(2)に示した場所に到達するよう郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）しなければならない。なお、この場合、中封筒の封皮には、上記の持参による入札の場合と同様に必要事項を記載しておくこと。
- (12) 入札金額は、一切の諸経費（ただし、仕様書において発注者が負担することとしているものを除く。）を含めて見積もった金額とすること。
- (13) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額（契約予定金額）とするので、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から課税時の消費税率により算出した消費税相当額を減じた金額を入札書に記載すること。
- (14) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書に使用する印鑑を持参し、再度入札等に備えること。
- (15) 入札書及び委任状は、ペン又はボールペンを使用すること（えんぴつ等の容易に消去可能な筆記用具は使用しないこと）。
- (16) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）から提出された書類を本市の審査基準に照らし、採用し得ると判断した者のみを落札決定の対象とする。
- (17) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印しておかなければならない。ただし、入札金額の訂正は認めない。
- (18) 入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）は、その提出した入札書の引換え、変更、取消しをすることができない。
- (19) 入札執行主務者は、入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたときは、当該入札参加者又はその代理人を入札に参加させず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (20) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。この場合において、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員を立ち会

わせてこれを行う。

- (21) 開札をした場合において、入札参加者又はその代理人（入札権限に関する委任状により入札権限を受任している者に限る）の入札のうち予定価格以下の入札がないときは、直ちに、再度の入札を行うことがある。ただし、郵便による入札は初度の入札のみ認める。なお、再度の入札を辞退する者は入札室から退室しなければならない。この場合、辞退届の提出は不要とする。

## 11 入札の無効

次の各号の一に該当する入札書は無効とし、無効の入札書を提出したもの落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、本市より入札参加者に必要な資格がある旨確認された者であっても、開札時点において、4に掲げる資格のないものは、入札参加者に必要な資格のない者に該当する。

- (1) 4に示した入札参加者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 要綱第4条第1項の規定により、入札参加資格を失った者の提出した入札書
- (3) 件名又は入札金額の記載のない入札書（「0円」または「無料」等の記載は入札金額の記載のない入札書とみなす。）
- (4) 入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (5) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名（法人にあっては、その名称又は商号）並びに入札者氏名（代理人の氏名）の記載及び押印のない又は判然としない入札書
- (6) 件名の記載に重大な誤りのある入札書
- (7) 入札金額の記載が不明確な入札書
- (8) 入札金額を訂正した入札書
- (9) 一つの入札について同一の者がした二以上の入札書
- (10) 再度入札において初回の最低入札金額以上の金額を記載した入札書
- (11) 8(1)に示した入札書の受領期限までに到達しなかった入札書
- (12) 公正な価格を害し、又は不正の利益を得るために明らかに連合したと認められる者の提出した入札書
- (13) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）」に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (14) 当該入札の辞退を表明している入札書（辞退届その他の書類を投函した場合も含む。）
- (15) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 12 落札者の決定方法等

- (1) 本入札は、令和2年度予算の成立を前提とした契約準備行為であるため、落札決定は令和2年度予算が発効する令和2年4月1日に、次の(2)(3)において決定した落札候補者に対し行うものとする。ただし、当該調達にかかる令和2年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格以下で最低の価格をもって申込みをした者を一旦落札候補者とする。ただし、落札候補者の決定にあたっては、低入札価格調査制度（3-2に示す関係要綱及び要領に基づく。）を適用し、設定した調査基準価格を下回る入札が行われたときは、落札候補者の決定を保留し、低入札価格調査を実施する。調査の結果、当該最低入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないと認められ、かつ、当該

最低価格入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、当該最低価格入札者を落札候補者としないものとする。その場合においては、予定価格以下で最低入札価格に次いで低い価格（以下「次順位価格」という。）が調査基準価格以上の価格であるときは、当該次順位価格の入札者を落札候補者と決定し、次順位価格が調査基準価格を下回る価格であるときは、同様に調査を行う。調査の結果、次順位価格の入札者を落札候補者と決定しない場合においては、次順位価格から順に低い価格の入札者について同様の手続きを行う。

- (3) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者（入札室に入室していた代理人を含む）にくじを引かせて落札候補者を決定する。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に関係のない本市職員にこれに代わってくじを引かせ、落札候補者を決定する。
- (4) 落札者を決定した場合において、落札者とされなかつた入札者から請求があつたときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所、落札金額並びに当該請求を行つた入札者が落札者とされなかつた理由（当該請求を行つた入札者の入札が無効とされた場合においては、無効とされた理由）を、当該請求を行つた入札者に書面により通知する。
- (5) 落札者が、規則第14条で定める期日まで、契約書の取交わしをしないときは、落札の決定を取り消す。

### 13 入札公告等の要件に該当しなくなつた場合の取り扱い

開札日から落札決定までの間に、次に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該入札を無効とする。落札決定後、契約締結までの間に次に掲げるいずれかの事由に該当することとなつたときは、当該落札決定を取り消し契約締結は行なわない。この取扱いにより、落札候補者又は落札者に損害が発生しても、本市は賠償する責を負わない。

- (1) 「4 入札参加者に必要な資格」各号のいずれかに該当しないこととなつたとき。
- (2) 一般競争入札参加申請書又はその他の提出書類に虚偽の事項を記載したことが明らかになつたとき。
- (3) 要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められるとき。

### 14 苦情申立

本件における競争入札参加資格の確認その他の手続き等に関し、政府調達に関する協定に違反していると判断する場合は、その事実を知り、又は合理的に知りえたときから10日以内に、書面にて仙台市入札等監視委員会に対してその旨の苦情を申し立てることができる。

### 15 留保条項

- (1) 本入札は、令和2年度予算の成立を前提とした契約準備行為として行うものであるため、落札決定及び契約締結は、令和2年度予算が発効する令和2年4月1日に行うものとする。ただし、当該調達にかかる令和2年度予算が成立しない場合、本入札は無効とする。
- (2) 契約確定後も仙台市入札等監視委員会から通知を受けた場合は、事情変更により契約解除をすることがある。

### 16 契約書の作成

- (1) 落札者は、交付された契約書に記名押印し、本市と契約書の取交わしを行うものとする。

- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 本契約は本市と契約の相手方との双方が契約書に記名して押印しなければ、確定しないものとする。

17 支払いの条件

別添契約書案による。

18 契約条項

別添契約書案、規則及び特例規則による。

19 その他必要な事項

- (1) 入札をした者は、入札後、この入札説明書、契約書案、仕様書、図面、質疑応答書等についての不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者若しくはその代理人又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者若しくはその代理人又は落札者が負担するものとする。
- (3) この契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更又は解除することがある。また、この変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、本市はその損害賠償の責めを負わないものとする。

# 留意事項

入札説明書本文に記載のとおり、一般競争入札参加申請時及び入札時には下記の書類等が必要となります。不備がある場合、失格又は入札無効となる場合がありますのでご注意ください。なお、一般競争入札参加資格認定通知書の再発行は行いません。

## 1 一般競争入札参加申請時の提出書類

- 一般競争入札参加申請書
- 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）（別添様式1）
- 類似運転管理業務の契約書（仕様書も含む）の写し又は業務履行証明書の原本
- 業務責任者に関する調書（別添様式2）
- 下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書（別添様式3）
- 下水道管理技術認定試験等の合格証の写し
- 安全衛生推進者養成講習の修了証の写し
- 乙種第4類危険物取扱者の免状の写し
- 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習の修了証の写し
- 有機溶剤作業主任者の講習修了証の写し
- 床上操作式クレーン運転技能講習の修了証の写し
- 玉掛け技能講習の修了証の写し
- 第二種電気工事士の免状の写し
- 特定化学物質等作業主任者の講習修了証の写し

※別添様式1、2、3については、事前に建設局設備管理センターに提出し、確認を受けたものを提出すること。

## 2 入札時の必要書類等（持参の場合）

- 一般競争入札参加資格認定通知書（写し可）
- 身分を確認できるもの  
(免許証・パスポート、会社発行の写真入り身分証明書等。ただし、原本に限る。  
写真付名刺、健康保険証は不可。)
- 代理人が入札する場合は、委任状（本市様式に限る。）
- 入札書（本市様式に限る。）
- 入札用封筒
- 再度入札等に使用する印

# 一般競争入札参加申請書

令和 年 月 日

(宛て先) 仙台市長

申請人住所

商号又は名称

氏 名

印

電話番号

物品等又は特定

役務の名称（件名）

---

上記の案件に係る一般競争入札に参加したいので、申請します。

なお、本申請書の記載事項については、事実と相違ないことを誓約いたします。

連絡先 担当者氏名

電話番号

E-mail :

(注) 申請は、原則として本店の代表者名で行って下さい。ただし、競争入札参加資格申請時（登録時）において、支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は、受任者名で申請してください。

## 質 疑 応 答 書

別添様式

件名

質問事項	回答(仙台市記入欄)

- 注1 この質疑応答書は、仕様書に対して質問がある場合（入札・見積に必要な事項に限る。）にのみ提出して下さい。

注2 提出期間を過ぎた場合は、受理しません。

注3 回答は、入札説明書に記載する期限までに、仙台市ホームページに掲載します。

(様式 1)

## 類似運転管理業務の実績調書（処理施設）

会社名 : \_\_\_\_\_

業務名			
発注者 (下水道管理者名)			
施設名又は 処理場名			
場所			
契約金額			
期間	年	月	日
施設概要	現有処理能力		
	処理方式		
	排除方式		
	流入水質		
	放流水質		
業務内容	管理形態 (常駐管理または巡回 管理を○で囲むこと)	常駐管理（日勤（：～：），夜勤あり・なし） 巡回管理	
	以下の欄に、常駐管理の場合には勤務・人員体制を記入し、巡回管理の場合は、巡回の頻度を記入すること。		

(注 1) 入札参加資格を満たしていることがわかるように記入すること。

(注 2) 業務内容については、適宜様式を修正して記入すること。

(注 3) 複数の実績を示す必要がある場合は、本様式を複写して使うこと。

上記について確認しました。

令和 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所長 印

(様式2)

## 業務責任者に関する調書

業務責任者氏名		生年月日	昭和・平成 年 月 日
業務責任者住所	県 市 区・町・村 _____		
	連絡先 一 一		
採用年月日	昭和・平成 年 月 日		
主な業務経歴	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日		
	年 月 日 ~ 年 月 日		

(注1) 業務責任者は入札説明書4(入札参加者に必要な資格)で示した資格を有する者が兼ねることが出来る。

(注2) 必要がある場合は、本様式を複数枚提出すること。

上記について確認しました。

令和 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所長 印

## 下水道処理施設管理技士有資格者に関する調書

フリガナ			生年月日
氏名			年月日生
住所	〒		
最終学校名 ・学科名	卒業年月 年 月		
	下水道管理技術認定試験（処理施設） 合格の有無 有・無		
技術資格	下水道処理施設管理技士資格者認定講習修了の有無 有・無		
	その他検定等の有無		
業務経歴	期間(実務経験年数)	実務経験の内容	
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		
	年 月より 年 月まで (年 月)		

注1 「実務経験の内容」は、管理業務に関して記載すること。

上記について確認しました。

令和 年 月 日

仙台市建設局下水道事業部設備管理センター

所長\_\_\_\_\_印

印

# 入札書

件名

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

年　　月　　日

(宛て先)

様

会社（商店）名

入札者氏名

印

（注）委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(代理人の場合)

印

## 入札書

※本人から委任を受けた者(担当者等)が入札を行う場合。

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

仙台市長 様

本人から委任を受けた者(担当者等)の印を使用すること。  
なお、入札時に提出する委任状の「使用印鑑」欄に押印した印と一致すること。

会社（商店）名

〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名

〇〇 〇〇

印

本人から委任を受けた者(担当者等)の氏名を記載すること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

記載例(本人の場合)

印

## 入札書

※本店の代表者又は競争入札参加資格審査申請時(登録時)において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合の支店長等が入札を行う場合。

捨印  
…捨印の押印にあたっては、右下の印と同じ印を押印すること。

件名 〇〇〇〇〇〇〇〇〇業務委託

入札金額

百	拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
		¥	1	2	3	4	5	0	0	0

注：入札金額は契約希望金額から消費税（相当）額を除いた金額

上記の金額で請負（供給）したいので、関係書類を熟覧のうえ、仙台市契約規則を守り入札します。

令和〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

仙台市長 様

競争入札参加資格審査申請時(登録時)において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

※支店長が入札を行う場合は、支店名も記載すること。

会社（商店）名

〇〇〇〇〇株式会社

入札者氏名

代表取締役 〇〇 〇〇〇

印

※支店長が入札を行う場合は、「支店長〇〇〇〇」等とすること。

(注) 委任を受けて入札する場合には、受任者名で入札することとなります。

印

# 委任状

年 月 日

(宛て先)

様

住所

委任者

氏名

印

私は を代理人と定め、 年 月 日

仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する  
一切の権限を委任します。

記

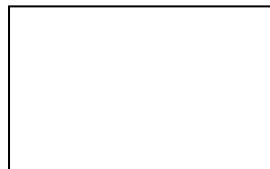
件名

---

---

受任者は次の印鑑を使用します。

使用印鑑



## 記載例

印

# 委任状

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(宛て先)

樣

住 所 仙台市青葉区国分町3丁目7番1号

委任者 株式会社 ○○○○

氏名 代表取締役 ○○ ○○

## 仙台市において行う下記件名の入札及び見積りに関する

一切の権限を委任します。

記

件名 ○○○○○○○○ 業務委託

## 使　　用　　印　　鑑



- ・本店の代表者（競争入札参加資格審査申請時（登録時）において支店長等に入札・契約等に関する権限を委任している場合は支店長等）名で作成し、押印すること。
  - ・印は、競争入札参加資格審査申請時（登録時）において提出した「使用印鑑届」により届け出した印を使用すること。

受任者は次の印鑑を使用します

- この委任状で入札に関する委任を受けた者（実際に入札に参加する者）の私印を押印すること。  
入札書にはこの印を押印すること。

(案)

契 約 番 号  
第

業 務 委 託 契 約 書

印 紙

1 委託業務名 \_\_\_\_\_

2 履行期間 年 月 日から

年 月 日まで

3 業務委託料

百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(うち取引に係る消費税

億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---

及び地方消費税額)

4 契約保証金

十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記業務について、仙台市（以下「発注者」という。）と、消費税及び地方消費税に係る

〔課免〕 税業者 \_\_\_\_\_ (以下「受注者」という。)

は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事項及び次の条項により公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

発注者 住所 仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

氏名 仙台市

代表者 市長

印

受注者 住所

氏名

印

## (総則)

- 第1条** 発注者及び受注者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。
- 2 受注者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に完了し、又は仕様書に定める契約の目的物（以下「成果物」という。）を完成させ、発注者に引き渡すものとし、発注者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 発注者は、その意図する成果物を完成させるため、又は業務の履行について必要があるときは、業務に関する指示を受注者に対して行うことができる。この場合において、受注者は、当該指示に従い業務を行わなければならない。
- 4 受注者は、この契約書若しくは仕様書に特別の定めがある場合又は前項の指示若しくは発注者と受注者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 6 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
- 7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 8 この契約書及び仕様書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

## (定義)

- 第1条の2** この契約書において「遅延損害金約定利率」とは、契約締結日における、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率をいう。

## (指示等及び協議の書面主義)

- 第2条** この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行つた指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。
- 3 発注者及び受注者は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

## (業務履行計画表等の提出)

- 第2条の2** 受注者は、この契約締結後14日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。
- 2 発注者は、必要があると認めるときは、前項の業務履行計画表を受理した日から7日以内に、受注者に対してその修正を請求することができる。
- 3 この契約書の他の条項の規定により履行期間又は仕様書が変更された場合において、発注者は、必要があると認めるときは、受注者に対して業務履行計画表の再提出を請求することができる。この場合において、第1項中「この契約締結後」とあるのは「当該請求があった日から」と読み替えて、前2項の規定を準用する。
- 4 業務履行計画表は、発注者及び受注者を拘束するものではない。

## (契約の保証)

**第3条** 受注者は、この契約の締結とともに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならぬ。ただし、第五号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

- 一 契約保証金の納付
  - 二 契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供
  - 三 この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
  - 四 この契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
  - 五 この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、業務委託料の10分の1（仙台市契約規則（昭和39年仙台市規則第47号。以下「規則」という。）第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、受注者が同項第二号又は第三号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第四号又は第五号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除するものとする。
- 4 業務委託料の変更があった場合には、保証の額が変更後の業務委託料の10分の1（規則第20条第9号に該当する場合にあっては、仙台市財政局長が別に定める基準による額）に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。

## (権利義務の譲渡等の禁止)

**第4条** 受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

## (秘密の保持)

**第5条** 受注者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

## (個人情報の保護)

**第6条** 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 2 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- 3 受注者は、その使用者の者に対し、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 4 受注者は、この契約による事務に係る個人情報の漏洩、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するためには必要な範囲内で、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。
- 6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務を処理するため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。
- 7 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。
- 8 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、第7条ただ

し書の規定にかかわらず、発注者の特別の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

9 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

10 受注者は、前項までに違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (再委託の禁止)

**第7条** 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部（主たる部分を除く。）について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 受注者は、仙台市の有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁。以下この条において「指名停止要綱」という。）による指名停止（同要綱別表第21号によるものを除く。）の期間中の者に業務の処理を委託し又は請け負わせてはならない。ただし、発注者がやむを得ないと認め、前項ただし書きの規定により承諾した場合はこの限りでない。

3 第1項ただし書きの規定にかかわらず、受注者は、指名停止要綱別表第21号による指名停止の期間中の者又は仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁）別表各号に掲げる要件に該当すると認められる者を、この契約に関連する契約（下請契約、委任契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約で、この契約に関連して締結する契約をいう。次項において同じ。）の相手方とすることができない。

4 発注者は、受注者に対して、この契約に関連する契約の相手方につき、その商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。

#### (特許権等の使用)

**第8条** 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかつたときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

#### (業務関係者に対する措置請求)

**第9条** 発注者は、受注者が業務を履行するために使用している者がその業務の実施につき著しく不適当と認められるときは、受注者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

#### (履行報告)

**第10条** 受注者は、仕様書に定めるところにより、この契約の履行について発注者に報告しなければならない。

#### (貸与品等)

**第11条** 発注者が受注者に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、引渡場所及び引渡時期は、仕様書に定めるところによる。

2 受注者は、貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から7日以内に、発注者に借用書又は受領書を提出しなければならない。

3 受注者は、仕様書に定めるところにより、業務の完了、仕様書の変更等によって不用となった貸与品等を発注者に返還しなければならない。

#### (業務内容の変更)

**第12条** 発注者は、必要があると認めるときは、業務の内容を変更することができる。この場合にお

いて、発注者は、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (業務の一時中止)

**第13条** 発注者は、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。

2 発注者は、前項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (受注者の請求による履行期間の延長)

**第14条** 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。

#### (発注者の請求による履行期間の短縮等)

**第15条** 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。

2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

#### (履行期間の変更方法)

**第16条** 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### (業務委託料の変更方法等)

**第17条** 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

2 この契約書の規定により、発注者が費用を負担し、又は損害を賠償する場合の負担額又は賠償額については、発注者と受注者とが協議して書面により定める。

#### (臨機の措置)

**第18条** 受注者は、業務を行うに当たり、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

2 前項の場合においては、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。

#### (損害)

**第19条** 成果物の引渡し前に、成果物に生じた損害その他業務を行うにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

#### (検査)

**第20条** 受注者は、業務を完了したときは、遅滞なく発注者に対して業務完了届を提出しなければならない。

2 発注者は、前項の業務完了届を受理したときは、その日から10日以内に業務完了の検査又は成果物の検査をしなければならない。

3 受注者は、業務又は成果物が前項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の再度の検査を受けなければならない。この場合において、修補の完了を業務の完了とみなして前2項の規定を準用する。

#### (業務委託料の支払い)

**第 21 条** 受注者は、前条第 2 項の検査に合格したときは、業務委託料の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

#### (区分払)

**第 22 条** 受注者は、発注者が業務の性質上必要があると認めるときは、別記内訳書の区分に応じて業務委託料を請求することができる。

2 前 2 条の規定は、前項の規定による請求の場合に準用する。

#### (瑕疵担保)

**第 23 条** 発注者は、成果物に瑕疵があるときは、受注者に対して相当の期間を定めてその瑕疵の修補を請求し、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 前項において受注者が負うべき責任は、第 20 条第 2 項の規定による検査に合格したことをもって免れるものでない。

3 第 1 項の規定による瑕疵の修補又は損害賠償の請求は、成果物の引渡しを受けた日から 1 年以内に行わなければならない。ただし、その瑕疵が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、請求を行うことのできる期間は、引渡しを受けた日から 3 年とする。

4 第 1 項の規定は、成果物の瑕疵が仕様書の記載内容、発注者の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは、適用しない。ただし、受注者がその記載内容、指示又は貸与品等が不適当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

#### (履行遅滞の場合における損害金等)

**第 24 条** 受注者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払いを受注者に請求することができる。

2 前項の損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき事由により、第 21 条第 2 項（第 22 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合において、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

#### (発注者の解除権)

**第 25 条** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき
- 二 その責めに帰すべき事由により、履行期間内に業務が完了しないと明らかに認められるとき
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき

四 第 28 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき

2 前項各号に規定するもののほか、発注者は、特定調達に係る苦情の処理手続きに関する要綱（平成 7 年 12 月 25 日市長決裁）第 5 条第 2 項の要請を受けた場合において、これに従うときは、特に必要があると認められるものに限り、当該契約を解除することができる。

#### (契約が解除された場合等の違約金)

**第 25 条の 2** 次の各号のいずれかに該当する場合においては、受注者は、業務委託料の 10 分の 1 に相当する額（規則第 20 条第 9 号に該当する場合にあっては、仙台市財税局長が別に定める基準による額）を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 前条第 1 項の規定によりこの契約が解除された場合

二 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

一 受注者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

二 受注者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

三 受注者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 第1項の場合において、第3条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。

#### （談合による解除）

**第26条** 発注者は、受注者がこの契約に関し次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 受注者に対してなされた私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令が確定したとき。

二 受注者に対してなされた独占禁止法第62条第1項に規定する課徴金の納付命令が確定したとき。

三 受注者（受注者が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑に処せられたとき。

2 前条第1項の規定は、前項による解除の場合に準用する。

#### （暴力団等排除に係る解除等）

**第26条の2** 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

一 受注者の代表役員等（仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成20年10月31日市長決裁。以下「要綱」という。）別表第1号に規定する代表役員等をいう。以下同じ。）又は一般役員等（要綱別表第1号に規定する一般役員等をいう。以下同じ。）が暴力団員（要綱第2条第4号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団関係者（要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）であると認められるとき又は暴力団員若しくは暴力団関係者が事実上経営に参加していると宮城県警察本部（以下「県警」という。）から通報があり、又は県警が認めたとき

二 受注者（その使用人（要綱別表第2号に規定する使用人をいう。）が受注者のために行った行為に関しては、当該使用人を含む。以下この条において同じ。），受注者の代表役員等又は一般役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団等（要綱第1条に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を利用していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

三 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団（要綱第2条第3号に規定する暴力団をいう。）の維持運営に協力し、若しくは関与していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

四 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等と社会的に非難される関係を有していると県警から通報があり、又は県警が認めたとき

五 受注者、受注者の代表役員等又は一般役員等が、暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用する等の行為があったと県警から通報があり、又は県警が認めたとき

六 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平

成 3 年法律第 77 号) 第 32 条第 1 項各号に掲げる者に該当すると認められるとき又は同項各号に掲げる者に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

七 前各号に掲げるものを除くほか、受注者が仙台市暴力団排除条例（平成 25 年仙台市条例第 29 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等に該当すると認められるとき又は同号に規定する暴力団員等に該当すると県警から通報があり、若しくは県警が認めたとき。

2 受注者が共同企業体である場合、その代表者又は構成員が前項各号のいずれかに該当したときは、同項の規定を適用する。

3 前 2 項の規定によりこの契約が解除された場合においては、第 25 条の 2 第 1 項の規定を準用する。

4 受注者は、この契約の履行に当たり暴力団等（仙台市暴力団排除条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。以下この項において同じ。）から不当介入（要綱第 2 条第 6 号に規定する不当介入をいう。以下同じ。）を受けたときは、速やかに所轄の警察署への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者に報告しなければならない。受注者の下請負人等（要綱第 7 条第 2 項に規定する下請負人等をいう。）が暴力団等から不当介入を受けたときも同様とする。

#### （発注者のその他の解除権）

**第 27 条** 発注者は、業務が完了するまでの間は、第 25 条、第 26 条第 1 項、前条第 1 項及び第 2 項に規定する場合のほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の規定によりこの契約が解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

#### （受注者の解除権）

**第 28 条** 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- 一 第 12 条の規定により仕様書を変更したため業務委託料が 3 分の 2 以上減少したとき
- 二 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき

2 受注者は、前項の規定によりこの契約が解除された場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

#### （解除の効果）

**第 29 条** この契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する発注者及び受注者の義務は消滅する。

2 発注者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、受注者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）の引渡しを受ける必要があると認めるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の引渡しを受けることができる。この場合において、発注者は、当該引渡しを受けた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分委託料」という。）を受注者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分委託料は、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

#### （解除に伴う措置）

**第 30 条** 受注者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を発注者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受注者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

#### （損害賠償の予定）

**第 31 条** 受注者は、第 26 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、業務の完了の前後を問わず、又は発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、損害賠償金として、業務委託料の 10 分の 2 に相当する額を発注者に支払わなければならない。ただし、同項第 1 号に該当する場合において、排除措置命令の対象となる行為が独占禁止法第 2 条第 9 項に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年 6 月 18 日公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合その他発注者が特に認める場合には、

この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者が共同企業体であり、かつ、既に当該共同企業体が解散しているときは、発注者は、受注者の代表者であった者又は構成員であった者に損害賠償金の支払いの請求をすることができる。この場合において、受注者の代表者であった者及び構成員であった者は、連帶して損害賠償金を発注者に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定は、発注者に生じた実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超える場合において、超過分につきなお請求をすることを妨げるものではない。同項の規定により受注者が損害賠償金を支払った後に、実際の損害額が同項に規定する損害賠償金の額を超えることが明らかとなつた場合においても、同様とする。

(賠償金等の徴収)

**第32条** 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から業務委託料支払いの日まで遅延損害金約定利率の割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき業務委託料とを相殺し、なお不足があるときは追徴することができる。

- 2 前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき遅延損害金約定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収するものとする。

(契約外の事項)

**第33条** この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

## 【特約条項】長期継続契約特約

この契約においては、本則に加えて次の条項を適用する。

### (長期継続契約)

**第1条** この契約は地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約である。

### (予算の減額等による契約変更等)

**第2条** 発注者は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、この契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができる。

**2** 前項の規定による契約の変更又は解除により、受注者が損害を受けた場合であっても、発注者はその損害賠償の責めを負わないものとする。

# 業務委託一般仕様書

(平成 23 年 5 月以降)

仙台市建設局下水道事業部

## 業務委託一般仕様書

### (適用)

第1条 この業務委託一般仕様書（以下「一般仕様書」という。）は、仙台市（以下「本市」という。）が発注する業務委託に適用する。

2 業務は、すべて業務委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき履行しなければならない。

3 契約書にいう仕様書の優先順位は、現場説明書、特記仕様書、一般仕様書の順とする。

### (用語の定義)

第2条 担当者、指示、承諾、協議とは、次の定義による。

- (1) 「担当者」とは、契約書にいう「発注者」が「受注者」に対し、「担当者」として通知したものという。
- (2) 「指示」とは、発注者側の発議により担当者が受注者に対し、本市の所掌事務に関する方針、基準、計画などを示し、実施させることをいう。
- (3) 「承諾」とは、諸否の回答を求められたことについて、検討のうえ了解の意志を示すことをいう。
- (4) 「協議」とは、本市と受注者が対等の立場で合議することをいう。

### (疑義の解釈)

第3条 設計図書に定める事項について疑義を生じた場合には、必要に応じて両者協議の上これを定めるものとする。ただし、内容の解釈については、本市の解釈による。

### (関係法令等の遵守)

第4条 受注者は、業務履行にあたり業務に関する法、規則、告示、条例等を遵守すること。

### (関係官署への許認可申請)

第5条 業務履行のため必要な関係官署その他の者に対する手続きは、本市の承諾を得た後受注者が代行し、かつそれに必要な費用を負担すること。

2 関係官署その他の者に対して報告、協議等をする必要が生じたときは、遅延なくその旨を担当者に申し出て協議すること。

### (公害の防止)

第6条 受注者は、業務の履行にあたり公害防止諸法令を遵守し、公害の発生防止に努めること。

### (施設の保全)

第7条 既設構造物を汚染したときは、これらに損傷を与えたときは、受注者の責任で復旧すること。

(資格を必要とする作業)

第8条 資格を必要とする作業については、それぞれの資格を有する者が業務に当たること。

(業務完了後の処理)

第9条 受注者は、業務が完了した場合速やかに不要材料及び仮設物を撤去し、清掃を行うこと。

(安全管理)

- 第10条 受注者は、業務の履行にあたっては常に細心の注意を払い、「労働安全衛生法」並びに関係法令等を遵守し、公衆及び従事者の安全を計ること。
- 事故が発生した場合には、速やかに担当者に連絡するとともに、所轄の「消防署」、「警察署」、「労働基準監督署」等に通報すること。
- 業務履行中は、所要の人員を配置し現場内の整理、整頓及び保全に努めること。
- 重要な工作物に接近して業務を履行する場合には、あらかじめ保安上必要な処置、緊急時の応急処置及び連絡方法等について担当者と協議し、これを遵守すること。
- ガソリン、軽油などの危険物を使用する場合には、保管及び取扱について関係法令の定めるところに従い、万全の方策を講ずること。
- 業務履行場所への一般の出入りを規制または、禁止する必要がある場合には、担当者の承諾を得てその場所への適当な柵を設けるとともに、「立入禁止」の標識等を設けること。
- 業務履行場所の秩序を保つとともに、火災、盗難並びに交通事故防止等に必要な処置を講じること。

(事前調査)

第11条 受注者は、業務着手に先立ち現地の状況、関連工事、業務及びその他について綿密な調査を行い、十分実情把握のうえ業務に着手すること。

(仮設)

第12条 業務に必要な仮設物は、本市の承諾を得てから設置すること。

(提出書類)

第13条 受注者は、別紙一覧表に定める書類を遅滞なく作成し、提出すること。ただし、一覧表に定めのない場合で必要と認められるものは、その都度担当者と協議うえ提出すること。

- 1 業務履行計画表  
委託期間中の安全管理体制、作業工程などを記載すること。
- 2 業務履行計画書  
下記の内容の作業計画書を提出し、本市の承諾を得ること。ただし、軽微な業務委託にあつては、その内容及び提出を省略することができる。

- (1) 主要機械使用計画
- (2) 仮設計図書
- (3) 機材搬入計画
- (4) 作業従事者名簿
- (5) その他本市の指示するもの

### 3 実施工程表

作業工程の詳細を記して本市に提出すること。

#### (環境マネジメントシステムへの協力)

第14条 受注者は、仙台市の環境マネジメントシステムの運用に協力し、省エネルギー省資源及び廃棄物減量などの環境への負荷の低減に努めること。

## 別紙

### 提出書類一覧表

書類名称	様式	提出時期	部数
着手届	1		
1-1 (単価契約)	契約締結後 14 日以内	2	
1-2 (請書)			
1-3 (請書:単価契約)			
業務担当者届	2	契約締結後 14 日以内	2
業務履行計画表	2-1 (請書)	契約締結後 14 日以内	2
(安全管理体制表)	3		
緊急連絡体制表	3-1 (単価契約)	契約締結後 14 日以内	2
(作業工程表)	4		
使用材料・機器(検査依頼書)届	5		
業務履行計画書	6	契約締結後 14 日以内	2
実施工程表	7	機器・材料搬入 7 日前	2
一部再委託承諾願	8	現場着手前	2
一部業務完了届(区分払いなど)	9	現場着手前	2
一部業務完了届(区分払いなど)	10	その都度	2
一部業務完了届(区分払いなど)	11		
一部業務完了届(区分払いなど)	12		
12-1 (単価契約)	一部業務完了後直ちに	2	
運転操作監視業務委託の様式	(様式 2)		
業務完了届	13		
13-1 (単価契約)	業務完了後直ちに	2	
13-2 (請書)			
13-3 (請書:単価契約)			
業務報告書		完了時	2
業務遂行写真		完了時	1
業務週報(日報)	14	完了時	1
委託に係る打合せ簿	15	完了時	1
委託に関する承諾・確認書	16	その都度	2

《平成 21 年 5 月 1 日以降から適用》

※ 1 着手届、業務担当者届、業務履行計画表等は同時提出の一連書類とする。(袋とじは不要)

※ 2 業務履行計画書の承諾・確認は、「委託に関する承諾・確認書」により行う。

※ 3 業務履行計画書の中に実施工程表が入っている場合は提出を省略できるものとする。

上谷刈浄化センター外5箇所  
運転管理業務委託

特記仕様書

## 《共 通》

### 1. 委託業務名

上谷刈浄化センター外 5箇所運転管理業務委託

### 2. 目的

上谷刈浄化センターの運転管理業務（保守点検、運転操作監視、水質試験、事務、その他、その他の技術）及び北中山一丁目ポンプ場外 4箇所の運転管理業務（保守点検・その他）について委託を行い、適正な維持管理に資するため実施するものである。

### 3. 業務履行期間（契約期間）

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

（地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約）

### 4. 業務履行場所及び施設概要

—1 上谷刈浄化センター：「別紙 1」のとおり

1) 所在地：仙台市泉区上谷刈字沼下 1 番地

#### 2) 施設概要

(1) 施設（処理能力）：15,500 m<sup>3</sup>/日（日最大）

12,900 m<sup>3</sup>/日（日平均）

21,900 m<sup>3</sup>/日（時間最大）

#### (2) 処理方式

水 处 理：標準活性汚泥法+凝集沈殿池+急速砂ろ過法+紫外線消毒  
汚泥処理：南蒲生処理区の污水幹線へ流出させ、南蒲生浄化センターで一元化処理を行  
う。

(3) 計画流入水質：BOD 200 mg/l、SS 180 mg/l

(4) 計画放流水質：BOD 5 mg/l、SS 5 mg/l

(5) 放流先：七北田川（県管理二級河川）

### —2 認可ポンプ場：「別紙 1」のとおり

#### 1) 施設名称及び所在地（別紙 1、位置図参照）

(1) 北中山一丁目ポンプ場：仙台市泉区北中山一丁目 12-25

(2) 館四丁目ポンプ場：仙台市泉区館四丁目 101-43

(3) 泉中山ポンプ場：仙台市泉区美沢字男生山地内

(4) 早坂下ポンプ場：仙台市泉区美沢字早坂下 20-2

(5) 無串ポンプ場：仙台市泉区上谷刈字去田前 12-3

### 2) 施設概要

(1) 北中山一丁目ポンプ場

・ 目的：汚水

・ 処理区：上谷刈

・ 設備概要：口径 250mm \* 228m<sup>3</sup>/hr \* 54H \* 75KW \* 2 台

(2) 館四丁目ポンプ場

- ・ 目的：汚水
- ・ 处理区：上谷刈

・ 設備概要：口径100mm \* 36m<sup>3</sup>/hr \* 42H \* 22KW \* 4 台

(3) 泉中山ポンプ場：

- ・ 目的：汚水
- ・ 处理区：上谷刈

・ 設備概要：口径150mm \* 98m<sup>3</sup>/hr \* 43H \* 30KW \* 2 台

(4) 早坂下ポンプ場

- ・ 处理区：上谷刈
- ・ 目的：汚水

・ 設備概要：口径250mm \* 216m<sup>3</sup>/hr \* 13H \* 22KW \* 4 台

(5) 無串ポンプ場

- ・ 处理区：上谷刈
- ・ 目的：汚水

・ 設備概要：口径250mm \* 234m<sup>3</sup>/hr \* 26H \* 30KW \* 4 台

5. 提出書類

受注者は、業務委託契約書及び一般仕様書に定めるもののほかに、以下の書類を発注者に提出すること。(但し、一般仕様書に定める、業務履行計画表、業務履行計画書、実施工程表、業務報告書、業務遂行写真、業務週報(日報)は本仕様書で指定する書類をもって換えるものとする。又、業務従事者の異動等で、提出書類の内容に変更が生じた場合は、速やかに、発注者に書面をもって報告すること。

- 1) 統括責任者選任届(1部を着手届提出時に提出)
- 2) 有資格者選任届(同上)(資格登録番号を記載し、写しも添付すること)
- 3) 業務従業員名簿(同上)  
(業務従業員の住所、氏名、生年月日、業務分担、取得資格登録番号等を記載し、写しも添付すること)
- 4) 現場管理組織表(同上)
- 5) 安全管理組織表(同上)
- 6) 緊急連絡系統図(同上)
- 7) 緊急時人員配置表(同上)
- 8) 業務実施計画書(翌月の業務実施計画を記載したもの2部、毎月25日までに提出すること。但し、令和2年4月は10日までとする。)
- 9) 業務実施報告書等(「業務記録及び報告」に記された内容に従い、提出すること)
- 10) その他、発注者が要求する書類

## 6. 法令等の遵守

受注者は、委託業務履行にあたり、下記の関係法令を遵守し、業務の円滑な進行を図ること。また、その適用及び運用は諸官庁の命令指示を遵守すること。

### 1) 関係法令（一例）

下水道法・水質汚濁防止法・水質試験法・河川法・毒物及び劇薬取締法・酸素欠乏症等防止規則・消防法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律・悪臭防止法・労働基準法・労働安全衛生法・労働者災害補償保険法・職業安定法・労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の終業条件の整備等に関する法律・電気事業法・エネルギーの使用の合理化に関する法律

### 2) その他関係法令

### 3) 適用を受ける関係法令などは改定があった場合は最新のものとする。

## 7. 安全管理及び緊急時の措置

### 1) 安全管理

受注者は、災害を未然に防止するため、安全点検責任者を定め、定期的に業務範囲内の整理整頓状況、使用機械器具、通路、仮設作業用具及び作業方法等の点検を行うこと。又、受注者は、安全管理組織表を作成するとともに、業務従事者に対し安全教育を実施すること。

### 2) 緊急時の措置

受注者は、一般仕様書に記載された事項以外に、下記の緊急事態の発生に備えて連絡体制を整え、所要の人員を配備させ、応急処置等に対する準備を怠らないこと。

- (1) 機械、電気設備等の故障
- (2) 処理水質及び汚泥性状の異常等
- (3) 人身事故・火災
- (4) 集中豪雨、台風、悪水流入等、業務対象施設の運転管理に支障をきたす恐れのある事態
- (5) 地震発生による各施設の被害状況確認後、すみやかに発注者へ報告すること。

### 3) その他

受注者は、必要に応じ、業務従事者より下記責任者を選任し、作業をおこなわなければならぬ。又、選任の内容を画面により発注者に報告すること。必要な責任者は、以下のとおりとする。

- (1) 火気取締責任者
- (2) 毒物責任者
- (3) 安全点検責任者
- (4) その他

## 8. 業務委託費の支払い方法

「委託料の支払い内訳」のとおりとする。（別紙2参照）

受注者は、内訳書に基づく区分に応じて、すみやかに一部業務完了届を提出し、発注者の業務確認を受け、当該委託料を請求することができるものとする。

## 9. 経費等の負担

1) 受注者が負担する備品・消耗品等は、以下のものとし、受注者が専ら使用する備品及び業

務履行に必要な消耗品等とする。

- (1) 潤滑油脂類（補充用のオイル、グリースなど）
- (2) 塗装費（軽微な部分補修用塗料）

(3) 報告書記録用紙

(4) 一般汎用品の備・消耗品

- (5) 各種作業服、各種靴、各種手袋、ヘルメット、安全マスク、保護眼鏡等の安全保護具・及び機器、安全ロープ、安全標識、その他

- (6) 設備点検・小修理に係る点検工具、回路計及び懷中電灯等の工具・器具。ただし、特殊工具は除く。

(7) 受注者の電話・ファックスの設置工事費及び維持管理費（浄化センターのみ）

- (8) 受注者の使用する車両及び車両維持に係わる費用

2) 発注者が負担する経費及び貸与・支給消耗品類は次のとおりとする。但し、その使用にあたっては、極力節減に努めるものとする。

(1)光熱水費

- ①電力使用料

- ②水道使用料

- ③仙台市所有の電話料金

- ④ガス使用量（浄化センターのみ）

- ⑤A重油

- ⑥軽油（自家発電用）（認可・特環ポンプ場のみ）

(2)薬品類

- ①水質検査用薬品（浄化センターのみ）

- ②脱臭剤（ポンプ場のみ）

- ③その他の薬品類

(3)消耗品

- ①部品（電気・機械設備、水質測定機器等）

- ②水質検査用品（浄化センターのみ）

- ③記録紙（計装記録計用）

- ④一般汎用品以外の消耗品他

(4)貸与品

- ①水質検査用器具・備品（浄化センターのみ）

- ②一般汎用品以外の測定器具、特殊工具

- ③業務遂行上必要な工事完成図書類

④発注者が貸与した備品等については台帳を作成し、その保管状況を常に把握できるようすること。又、年1回発注者へ「備品台帳」等を提出し、発注者の押印をうけること。毀損、盜難及び紛失等が生じた場合は受注者において、弁償すること。

3) 事務室等の使用

(1)受注者は、業務遂行に必要な事務室、倉庫、駐車場等を契約期間中使用できる。ただし、受注者は、善良なる管理と注意を持って、維持管理にとめなければならぬ。

(2)受注者は、毀損・汚損等を発見した際、速やかに発注者へ報告し、その原因が受注者の過失の場合は、責任を持つて復旧しなければならない。

(3)受注者は、使用目的等に変更が生じた場合、発注者とすみやかに協議し、承認をうけなければならない。

## 10. その他

### 1) 工業所有権

(1)受注者は、業務に伴って得られる全ての資料等を発注者に帰属させるものとし、発注者の許可なくして公表してはならない。

(2)受注者は、本業務に関連して開発した情報処理装置等のソフトウェアについて、本委託業務以外での使用、工業所有権の出願を行う場合は、予め発注者と協議すること。

### 2) 業務の引継ぎ

#### (1)業務開始時

① 受注者は、発注者の指示により前の受注者が指定する者から書面をもって業務の引継ぎを受けなければならない。

#### (2)業務満了時

① 受注者は、契約期間の満了等に際しては、発注者の指示により発注者が指定する者に書面をもって業務の引継ぎを行わなければならない。

### 3) 他工事等との調整

受注者は、仙台市が実施する工事の施工及び受注者以外に委託した業務の履行に伴い、運転業務及び業務履行方法等の変更が必要な場合は、協議・調整し変更するものとする。

### 4) 本仕様書に定めのない事項

本仕様書に定めのない事項については、2011年版(社)日本下水道協会の「下水道施設維持管理積算要領(終末処理場・ポンプ場施設編)」による。必要に応じて発注者、受注者双方の協議の上これを定めるものとする。また指示されない事項にあっても、運転管理上当然必要な業務、作業等は、良識ある判断に基づいて実施しなければならない。

### 5) 疑義

本仕様書に疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方の協議の上これを定めるものとする。

## 《上谷刈净化センター》

### 1. 委託業務対象設備

本業務で運転管理の対象とする設備は次のとおりとする。

#### 1) 上谷刈净化センター：管理対象設備概要「別紙3」とおり

### 2. 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う。

#### 1) 保守点検業務

各種設備機器の正常な運転を確保するための日常点検、定期点検、臨時点検、簡易な故障修理・小塗装を行うことであり、故障・事故等の発生の防止に努めることである。又、これには、定期自主点検及び点検機器周辺の清掃も含むものとする。

点検作業内容は、上谷刈净化センター「別紙4」のとおり。

##### (1) 日常点検

運転状態の機器及び設備について、異常の有無・兆候（予防保全）を発見するため、原則毎日行う点検。主として、目視・触感・確認・調整・記録等の作業である。

##### (2) 定期点検

機器及び設備の損傷・腐食及び摩耗状況を把握し、修理・修繕等の保全計画を立案するため1週・1ヶ月・3ヶ月・6ヶ月・1年等期間を定めて行う点検である。主として測定・調整・給油・分解掃除及び記録等の作業である。

##### (3) 臨時点検

日常及び定期点検以外に行う臨時的な点検及び記録等の作業であり、故障警告機器及び設備の異状に対して状況を確認するためのものである。

##### (4) 簡易な故障修理

通常の勤務時間内にできる作業として、外部から作業員を求めるべくてもよい作業であり、特殊な機器、部品及び特殊技能・高度な専門技術・特殊工具を使用しない修理である。

##### (5) 小塗装

足場を必要としない場所（高さ2m以下）の錆・腐食による剥離及び錆防止のため行う部分的な補修塗装である。

##### (6) 定期自主点検

法の定めに従い、場内でみずから行う点検及び記録等の作業である。

##### (7) 点検機器及び設備周辺の清掃

機器及び設備等の据付場所・水路・トラフ等の清掃である。

以上、保守点検により異常又は、故障を発見した場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従い、応急措置・原因調査を行つて処置するものとともに経過を記録報告しなければならない。

#### 2) 運転操作監視業務

浄化センター施設の運転又は操作に従事する者は、仕様書・特記仕様書に定めるものばかり、業務の履行に必要な関係法令その他関係書類等を熟知し、その定めるところに従つて運転監視業務にあらなければならない。又、設備の構造、動作特性、管理状況及び諸性能を熟知し、日常はもちろん、故障、事故時においても適切に処置できるよう常に心掛けなければ

ならない。

- (1) 中央監視室における機器の監視、操作、稼動状況の記録と正常範囲の確認
- (2) 現場における機器の操作作業
- (3) 管理日報の作成、計器類の指示値の記録
- (4) 中央管理室内の清掃
- (5) 巡回監視

3) 場内搬出入品等の立ち会い  
(6) 場内搬出入品等の立ち会い

受注者は、浄化センターの各設備の機能及び使命を十分理解し、業務実施計画に従って設備の運転操作及び稼働状況の監視を行うこと。

管理上必要な措置を講ずるために設備の運転停止及び再開するときは、発注者の承諾を得るものとする。特に、集中豪雨及び悪水の流入等による非常時運転については、発注者に報告するとともに、的確に対処しなければならない。

- (1) 主要監視・管理項目一覧表（別紙5）のとおり。
- (2) 設備の運転操作・稼動状況監視等一覧（別紙6）のとおり

4) 水質試験業務

(1) 水質試験業務

水處理施設等を適切に維持管理するため実施する水質（汚泥を含む）試験で、下水道法、

水質汚濁防止法等で義務付けられた法定試験は本業務には含まれないものとする。

水質試験の分析方法、分析項目、分析頻度及び採水場所は、上谷刈浄化センター水質試験等「別紙7」参照。

(2) 分析実施

①分析方法は、原則として「下水道試験法（2012年版）（日本下水道協会発行）」に基づいて適格に行うこと。

②定期的な試験は、定めた場所より採水して行うこと。

③水質試験室は、常に整理整頓し、清潔にすること。

④薬品使用量を記録し、在庫量を確認するとともに、薬品庫の施錠を行うこと。

⑤火の後始末は確實に行い、作業終了後は必ずガスの元栓を閉め、終業時に火気取締責任者が必ず、確認すること。

⑥採水に際しては、池等への転落に注意し安全に行うこと。

- (3) 水質試験結果データの整理
- (4) 水質法定検査採水時の立会

5) 事務業務

(1) 発注者との業務打合せ及び報告

(2) 日誌、日報、月報、年報の整理、運転記録の整理、報告書の作成、整理

(3) その他の事務室内の簡易作業

6) その他の業務

(1) 管理棟、管廊、屋外等の清掃

(2) 敷地内の除草箇所、除草面積

(3) 設備に係わる薬品・備品・消耗品・材料等管理及び整理・整頓

(4) その他必要と思われる業務

## 7) その他の技術業務費

- (1) 各種設備及び備品等の補修・簡易な部品交換
- (2) 仙台市発注の工事及び委託業務作業等が行われる場合の現場立会、試運転立会及び運転必要に応じての手動等による運転対応

### 3. 業務委託の範囲

本業務には、専門知識及び技能を有する下記の業務は含まない。ただし、運転管理には立会、操作、確認を含むものとする。

- 1) 汚砂、し渣処理業務
- 2) 各種機械・電気設備点検・整備業務
- 3) 自家用電気工作物保安業務
- 4) 消防設備点検業務
- 5) 計装設備点検業務
- 6) 当該施設に係る採水分析業務（法定試験）
- 7) 受水槽清掃業務
- 8) 緑地管理業務（専門業者による樹木剪定、除草で別紙9を除く）
- 9) 室内清掃業務（清掃専門業者による定期清掃）
- 10) その他、専門知識及び高度な技能等を有する業務

### 4. 業務担当者等

#### 1) 業務統括責任者の選任及び職務

受注者は、下水処理施設の運転管理に関し、専門的な知識を有し、かつ業務上必要な関係法令に精通して、円滑に業務を遂行する能力を有するものを統括責任者として選任し、書面をもって発注者に報告すること。

業務統括責任者の職務は次のとおりとする。

- (1) 現場の最高責任者として従業員の指揮監督にあたること。
- (2) 契約図書等により示された業務の目的及び内容を充分に理解し、効果的かつ経済的に施設の運転を行うこと。
- (3) 従業員の研修を行い、技術の向上及び事故防止に努めること。
- (4) 常に施設の運転状況を的確に把握し、緊急時は直ちに連絡及び対処できる状態にしておくこと。又、従来の技術習得を踏まえ、十分理解の上効率よく運転、作業等を行えるようすること。

#### 2) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならない。また選任の内容を、書面により発注者に報告すること。

必要な有資格者は次のとおりとする。

- (1) 総括責任者（下水道処理施設管理技士有資格者）
- (2) 安全衛生推進者
- (3) 乙種第4類危険物取扱者
- (4) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第2種酸素欠乏危険作業主任者）
- (5) 有機溶剤作業主任者

(6) クレーン運転業務特別教育講習修了者

(7) 玉掛け技能講習終了者

(8) 第二種電気工事士

(9) 特定化学物質等作業主任者

(10) その他、関係法令に定める業務に必要な有資格者

3) 業務従事者

(1) 受注者は、本業務を実施するに当たり、前項の研修を受けた者を従事させること。

(2) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。

(3) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

5. 業務記録及び報告

受注者は、一月毎及び、年度每終了後、下記書類を記録、整理紙、発注者に速やかに、報告すること。

又、記録のみの書類についても発注者が、報告を求めた時は、直ちに提出すること。

なお、報告書の提出にあたっては、書面及び電子データとする。

名 称	記 録	報 告
業務実施報告書	○	○
運転管理日報	○	—
運転管理月報	○	○
運転管理年報	○	○
水質管理日報	○	—
水質管理月報	○	○
日常点検業務報告	○	—
点検業務報告書	○	○
点検業務月報	○	○
故障報告書	○	○
作業報告書	○	○
夜勤報告書	○	—
車両運行管理簿	○	—
消耗品・薬品等受払簿	○	○
毒物及び劇物取扱管理簿	○	○

6. 勤務時間及び勤務体制

業務対象設備の運転時間は、毎日24時間連続とし、勤務実施時間及び勤務体制については次のとおりとする。

1) 運転操作監視業務（連続監視）

(1) 日勤 8:30~17:00

(2) 夜勤 17:00~翌日8:30

監視場所は、原則として上谷刈浄化センター管理制御室とする。

2) 上記以外の業務

8:30 ~ 17:00

(祝祭日、年末年始、振替休日、土、日曜日については、上記時間を除く)

- 3) 運転操作監視業務（連続監視）の体制は、1名以上とする。
- 4) 異常時及び立会等は、隨時対応するものとする。

7. 施設の管理

施設の管理、及び正門の管理は受注者が行うものとし、次のとおりとする。

1) 上谷刈浄化センター正門

原則として、平日：AM 6 時開門～PM 6 時閉門

土日祝祭日：常時閉門

8. 毒物等の管理に関する特記事項

仙台市建設局の「毒物等の管理に関する要領」に基づくものとする。「別紙8」の参照。

添付資料

- 1) 上谷刈浄化センター運転管理年報 28~30年度分：「別紙9」参照
- 2) 上谷刈浄化センター水質法定試験結果 28~30年度分：「別紙10」参照

## 《オープンアリヤ》

### 1. 委託業務対象設備

委託対象設備は、次のとおりとし、その詳細は（別紙3）によるものとする。

- 1) 機械設備
  - (1) 沈砂池設備
  - (2) 主ポンプ設備
  - (3) 換気設備
  - (4) 脱臭設備
  - (5) その他付帯設備
- 2) 電気設備
  - (1) 受変電設備
  - (2) 直流電源設備
  - (3) 重力電源設備
  - (4) 自家発電設備
  - (5) 計装設備
  - (6) その他付帯設備
- 3) その他土木・建築付帯設備等

### 2. 委託業務内容

受注者は、以下の業務を行う。

#### 1) 保守点検業務（点検作業内容は、（別紙4）による）

- (1) 各種設備の検針・日常巡視点検
- (2) 各種設備の定期点検・給油及び調整
- (3) 各種設備及び備品等の簡易な部品交換・修繕

簡易な修理とは、特殊技能や特殊工具を使用しない修理をいう。簡易な小塗装とは、足場を必要としない場所（高さ2.0m以下）において、錆・腐食等による剥離・錆防止のために行う部分的な塗装をいう。

#### （4）故障における応急処置及び原因調査

#### 2) その他の業務

- (1) 設備等の清掃及び設備に係わる備品・消耗品・材料等の整理整頓
- (2) 場内の簡易な除草
- (3) 除塵作業
- (4) 機器の運転操作
- (5) 簡易な点検
- (6) 設備点検業務委託等の立会い

### 3. 業務委託の範囲

本業務委託には、下記業務は含まれない。但し、運転業務として立会、操作、確認は含むものとする。

- (1) し渣運搬業務
- (2) 緑地管理業務
- (3) 各種ポンプ分解点検業務
- (4) 消防用設備法定点検業務

- (5) 自家用電気工作物保安業務
- (6) 計装設備点検業務
- (7) その他専門知識及び技能等を有する業務

#### 4. 業務担当者等

##### 1) 有資格者の配置

受注者は、関係法令に基づき有資格者を選任し、作業を行わせなければならぬ。又、選任の内容は発注者へ書面をもって報告すること。

必要な有資格者は、以下の通りとする。

- (1) 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者（旧第二種酸素欠乏危険作業主任者）
- (2) 第2種電気工事士
- (3) 乙種第4類危険物取扱者
- (4) 床上操作式クレーン運転技能講習修了者
- (5) その他、関係法令に定める業務に必要な有資格者

##### 2) 業務従事者

- (1) 受注者は、本業務を実施するに当たり、当該施設の研修を受けた者を従事させること。
- (2) 受注者は、業務を適切に履行するため、関係法令に定める有資格者を置くこと。
- (3) 受注者は、業務従事者に受注者名入りの統一した作業着・名札を着用させること。

#### 5. 業務記録及び報告

受注者は、一月毎及び、年度每終了後、下記書類を記録・整理し、委託者に速やかに報告すること。又、記録のみの書類についても発注者が、報告を求めた時は、直ちに提出すること。なお、報告書の提出にあたっては、書面及び電子データとする。

名 称	記 録	報 告
業務委託実施報告書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
運転管理月報	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
運転管理年報	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
故障報告書	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

#### 6. 業務委託実施頻度及び実施時間時間

- 1) 下記ポンプ場の巡回は原則として 8:30～17:00 の時間内とし、週1回以上とする。

- ・北中山一丁目ポンプ場
- ・館四丁目ポンプ場
- ・泉中山ポンプ場
- ・早坂下ポンプ場

- ・無串ポンプ場
- 2) 異常時や立会等は、隨時対応するものとする。

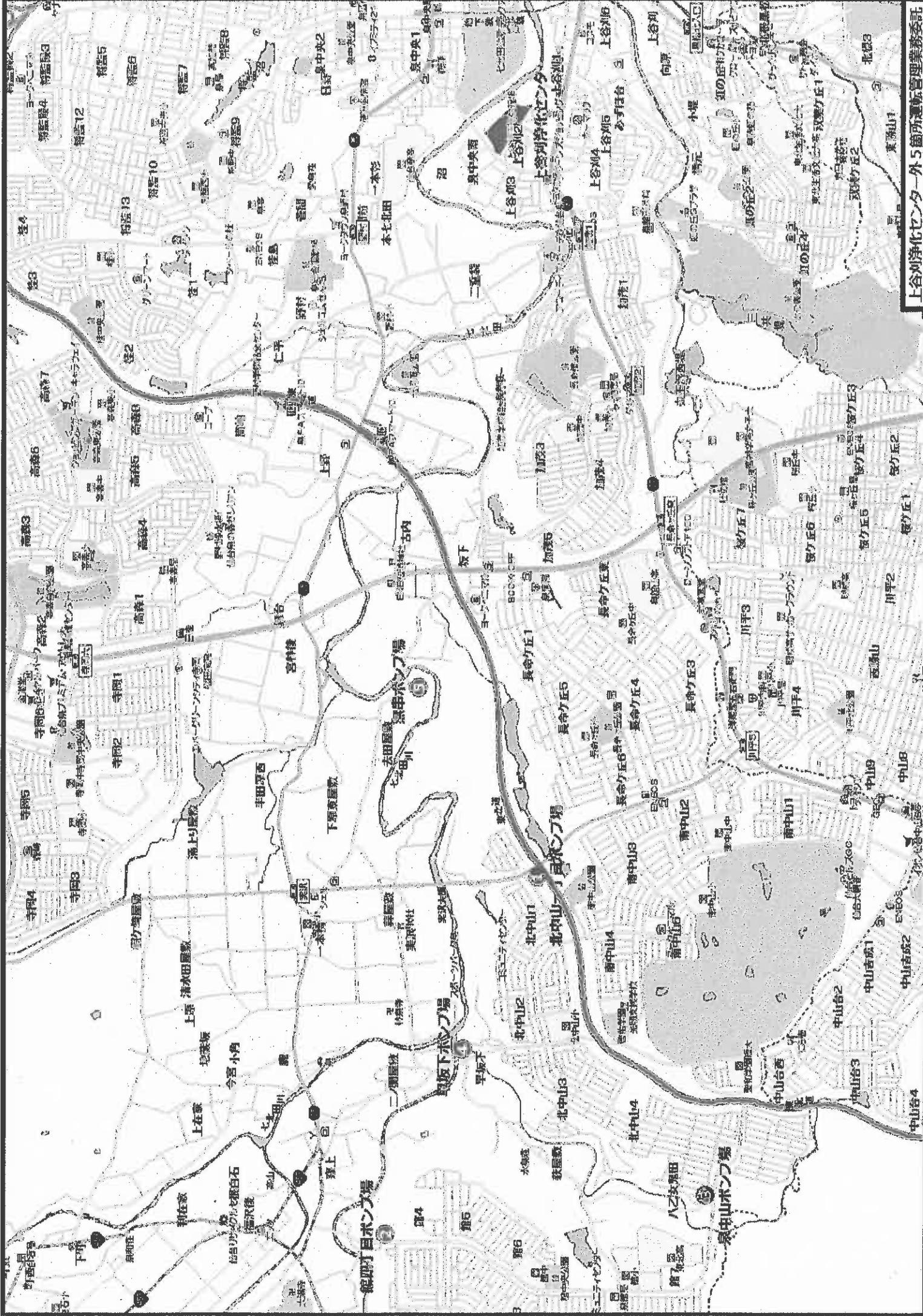
添付資料

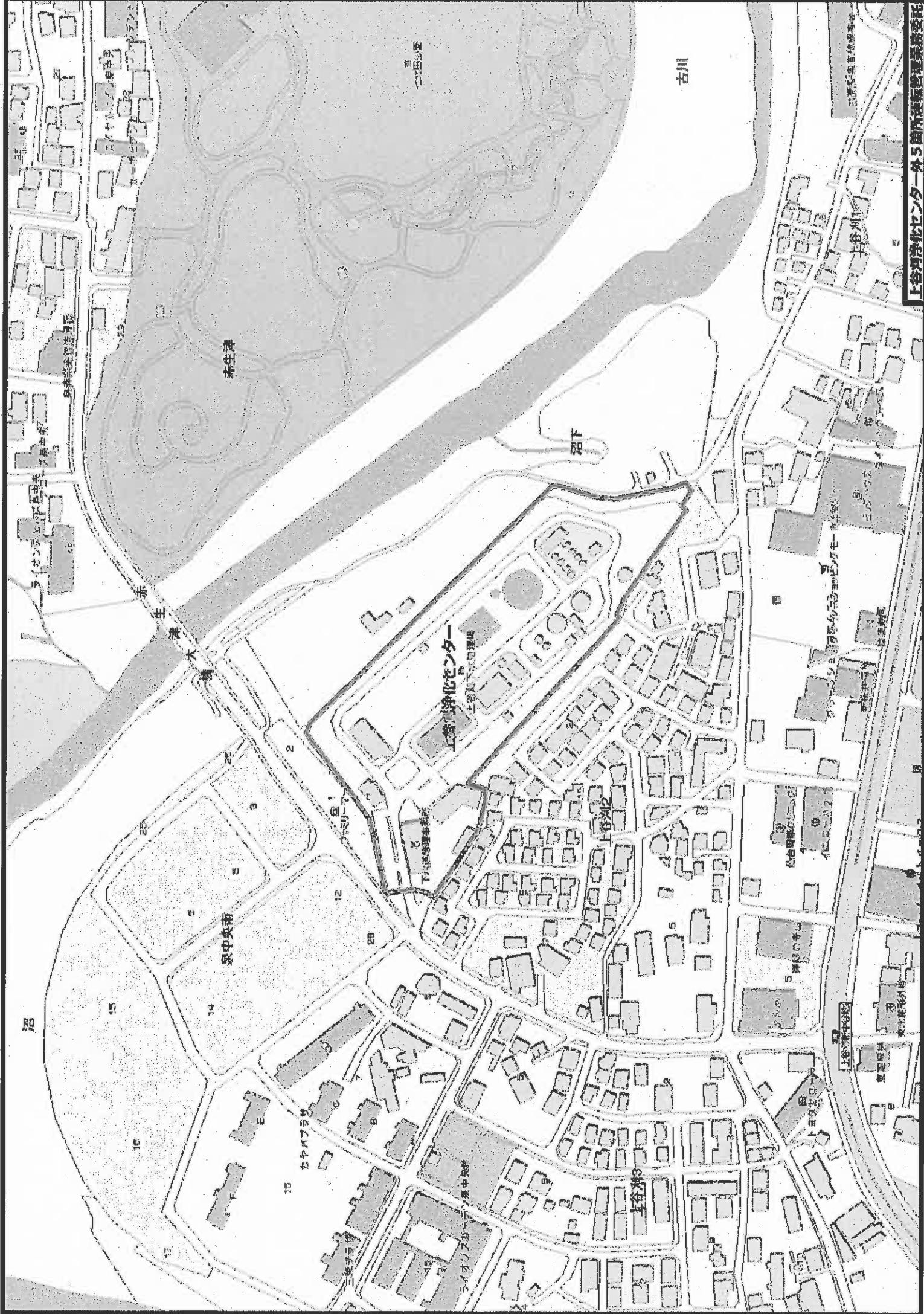
1. ポンプ場運転管理年報 28~30年度分：(別紙10) 参照

## **別紙1**

**上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託**

**案内図・位置図**





①北中山一丁目ポンプ場

北中山

22

情

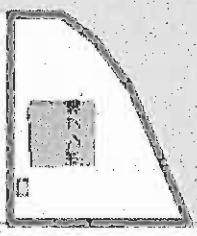
大

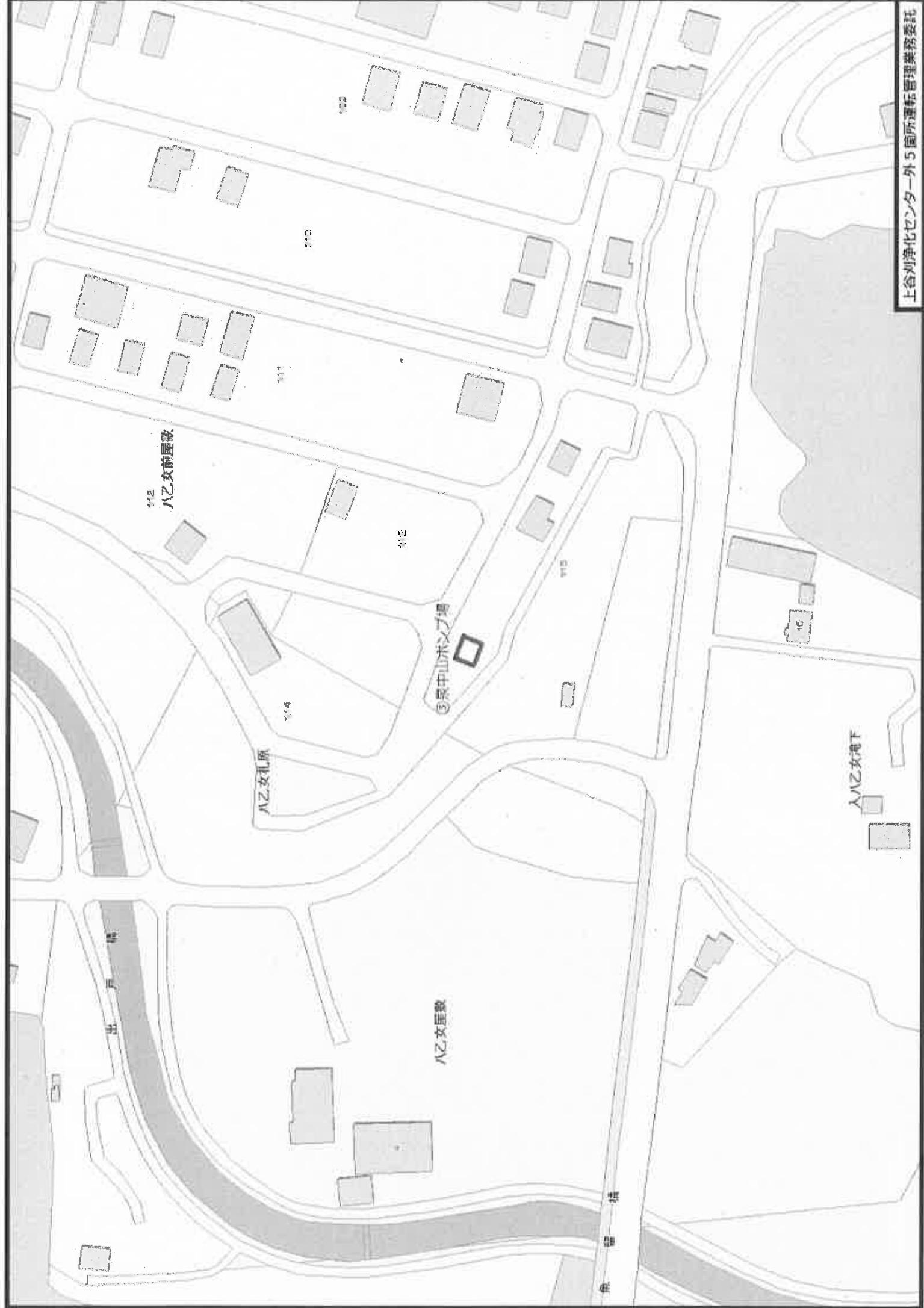
山

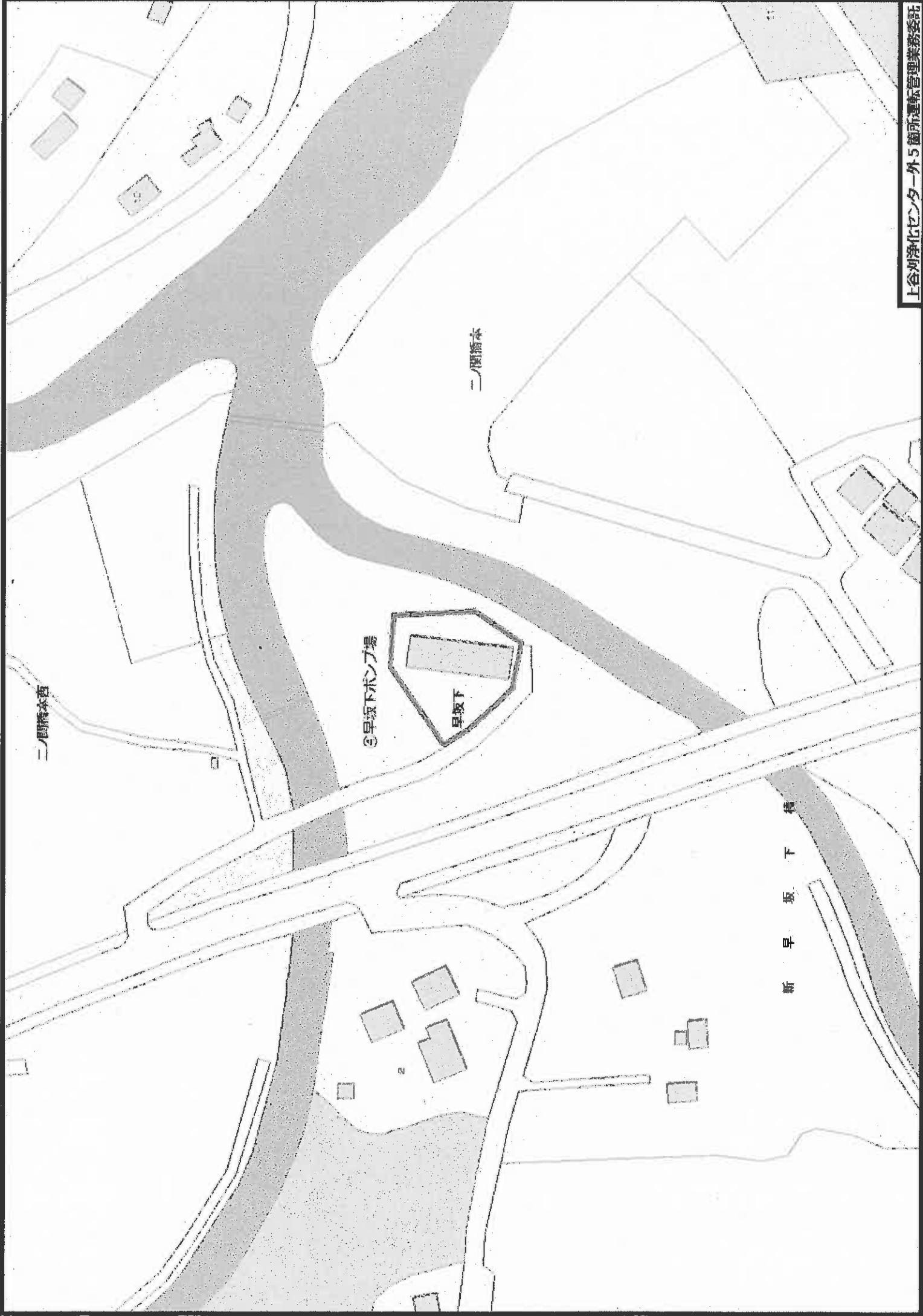
中

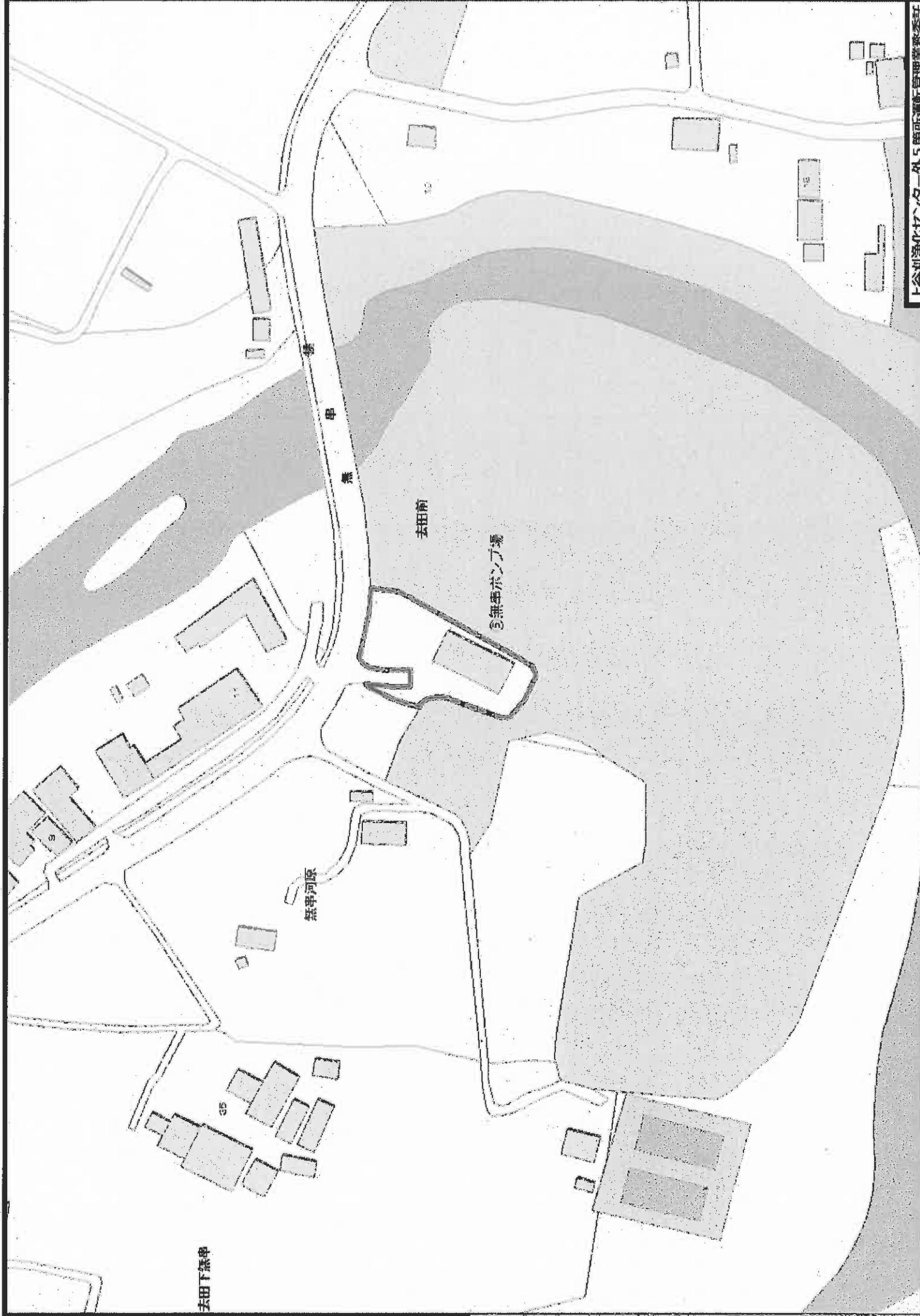
細野向芦沢

②館四丁目地シナブ









**別紙2**

**上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託**

**委託料の支払い内訳**

# 支 払 内 訳 書

令和2年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消 費税（相当）額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小計		円	円	円	

## [支払方法]

- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、最終支払月に加算して支払うものとする。

# 支 払 内 訳 書

令和3年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消 費税(相当)額 (円)	支払月額 (円)	備 考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小計		円	円	円	

## [支払方法]

- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、最終支払月に加算して支払うものとする。

# 支 払 内 訳 書

令和4年度（支払回数12回）

回数及び期間		税抜き金額 (円)	消費税及び地方消費税(相当)額 (円)	支払月額 (円)	備考
第1回	4月分	円	円	円	
第2回	5月分	円	円	円	
第3回	6月分	円	円	円	
第4回	7月分	円	円	円	
第5回	8月分	円	円	円	
第6回	9月分	円	円	円	
第7回	10月分	円	円	円	
第8回	11月分	円	円	円	
第9回	12月分	円	円	円	
第10回	1月分	円	円	円	
第11回	2月分	円	円	円	
第12回	3月分	円	円	円	
小計		円	円	円	
計		円	円	円	

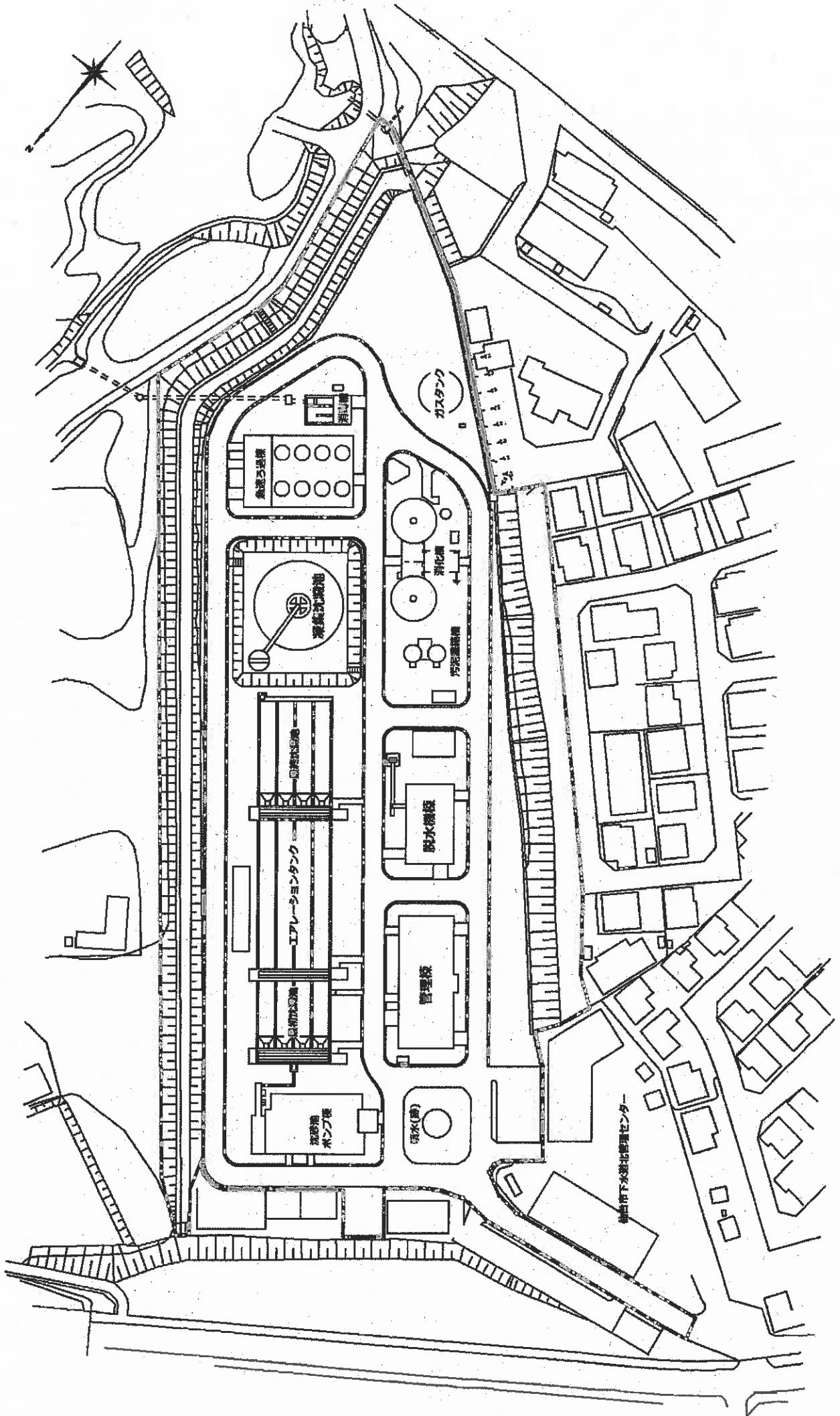
## [支払方法]

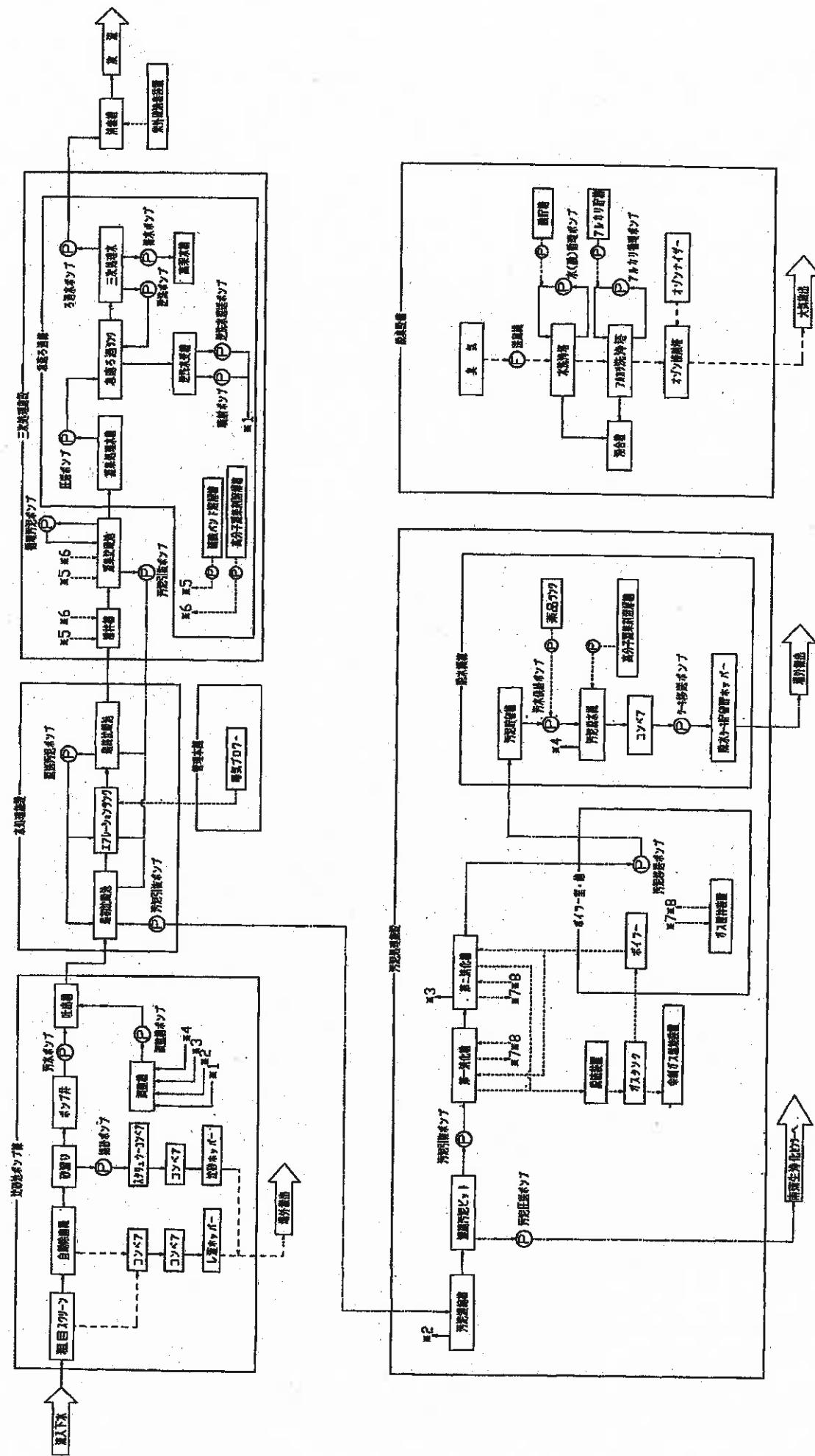
- ・業務委託料は、その総額（契約金額）の36分の1ずつを毎月支払うものとする。
- ・端数が生じた場合は、最終支払月に加算して支払うものとする。

## **別紙3**

### **上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託**

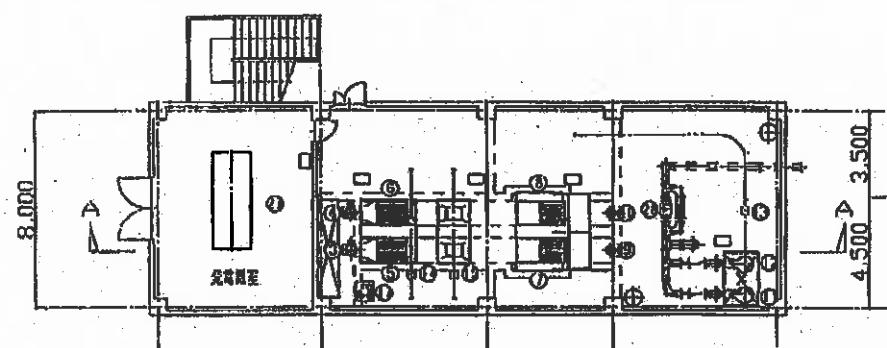
#### **管理対象設備概要**



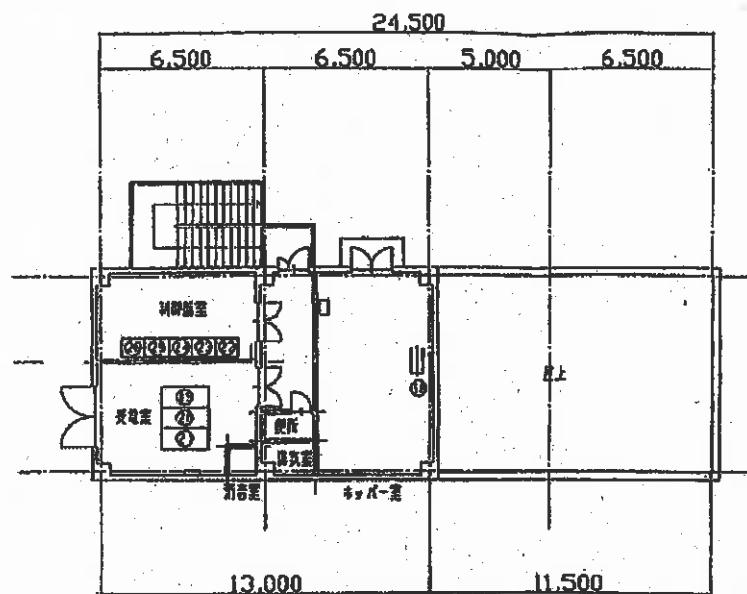


北中山一丁目ポンプ場

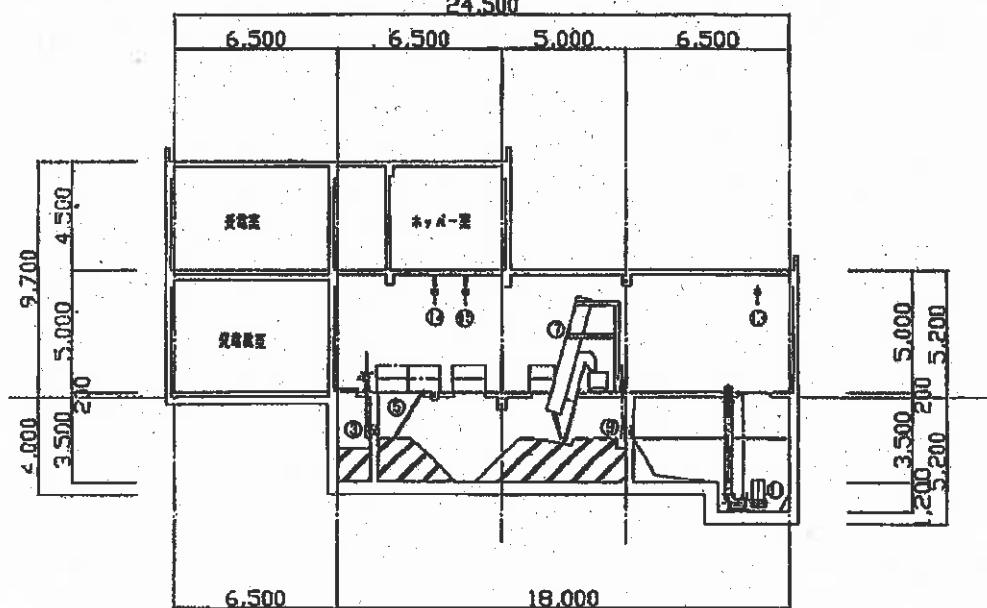
1階 平面図



2階 平面図

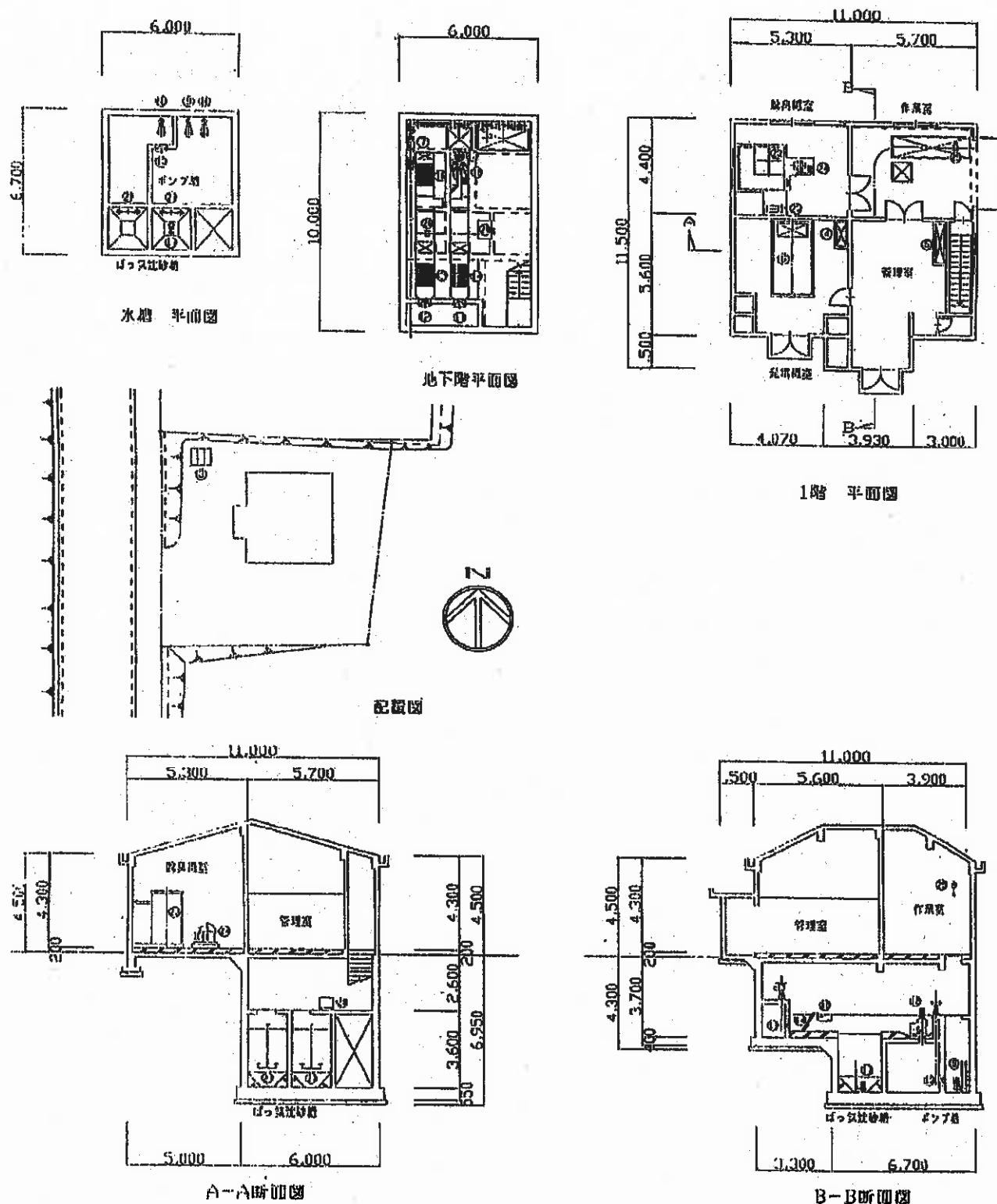


24,500

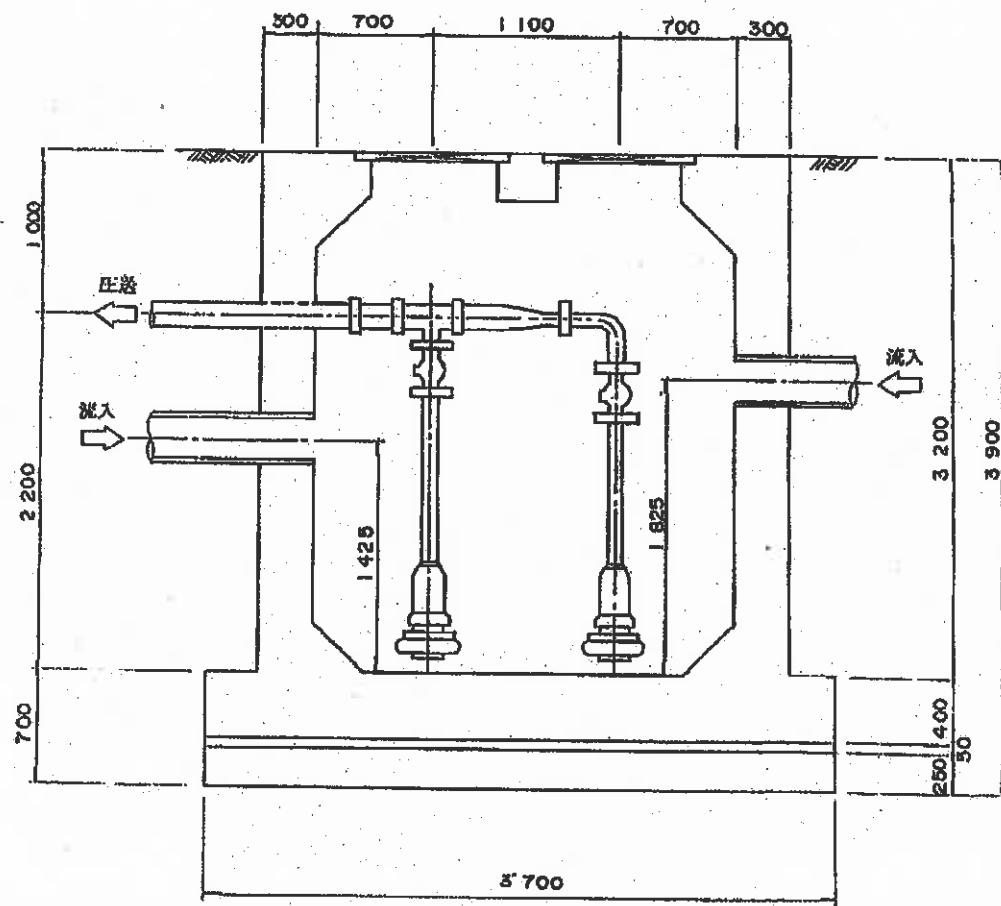
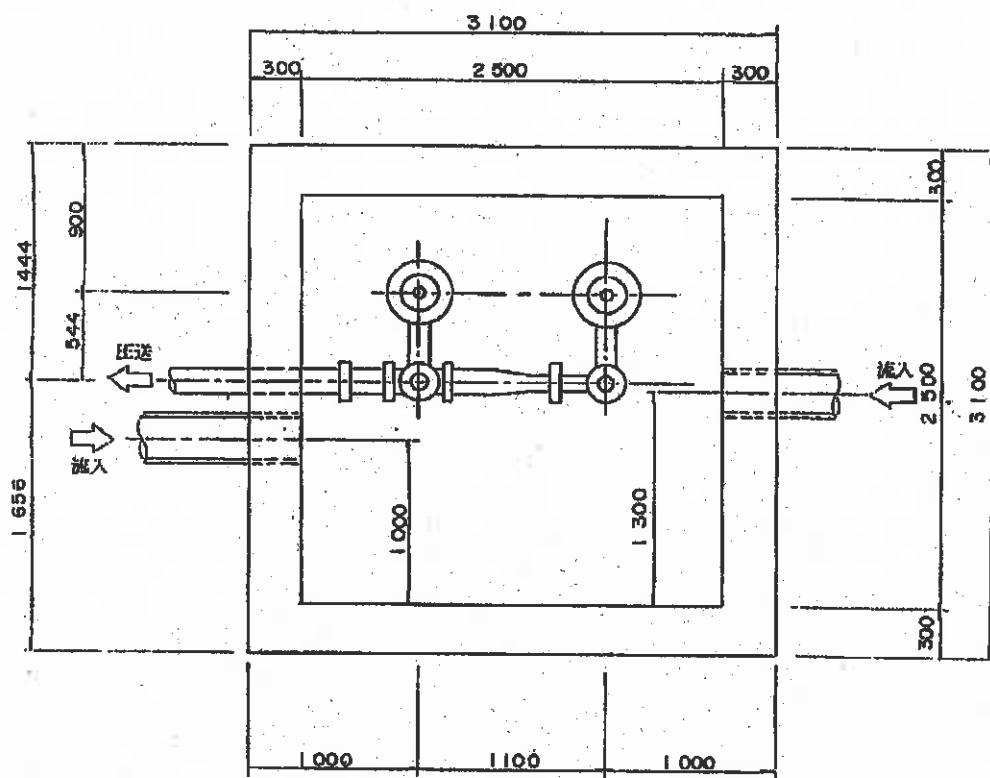


A-A断面図

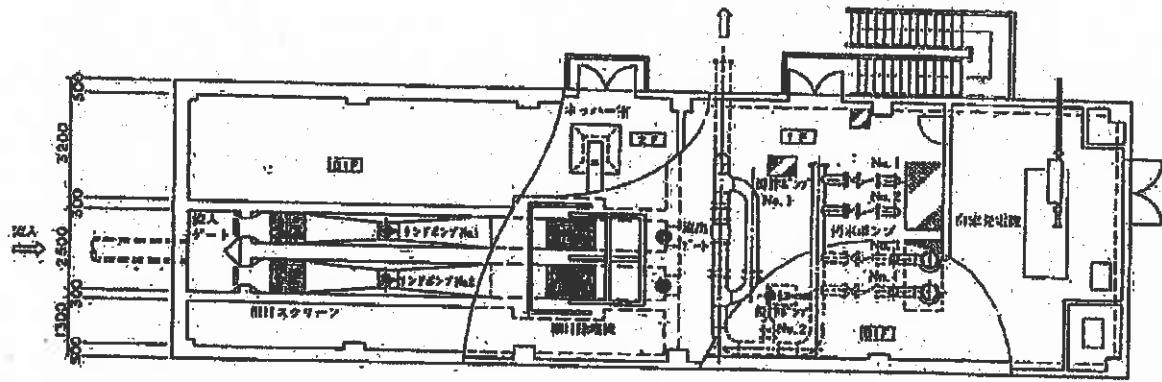
館四丁目ポンプ場



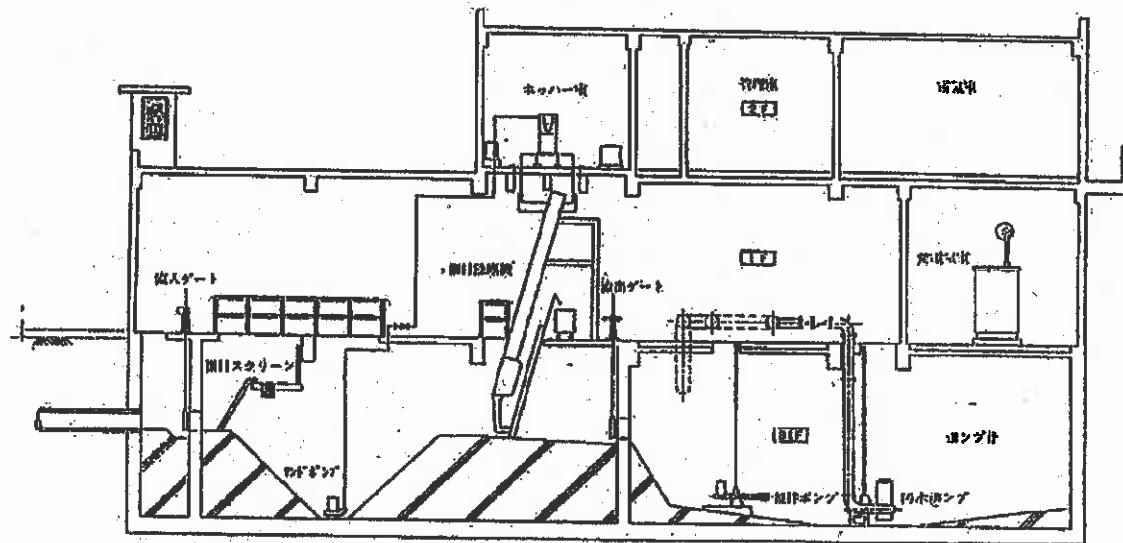
泉中山ポンプ場



## 早坂下ポンプ場

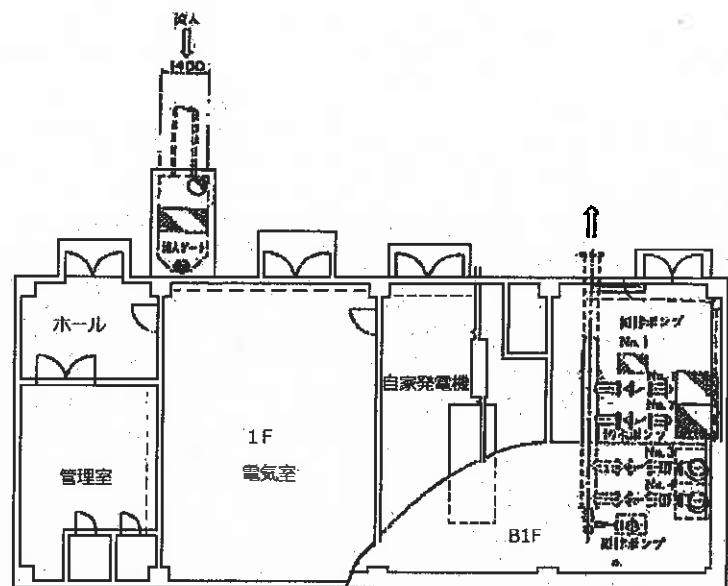


平面図

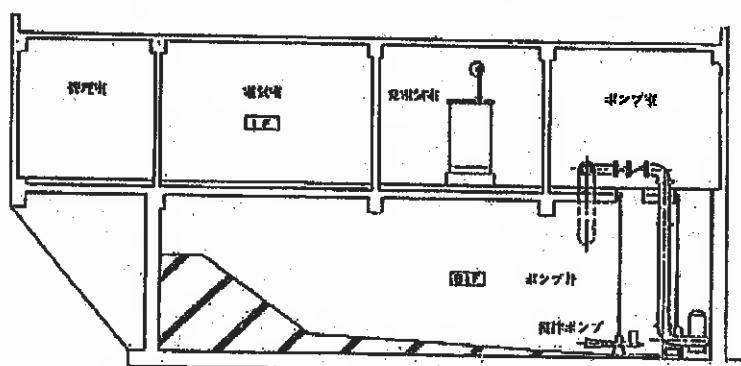


断面図

## 無串ポンプ場



平面図



断面図

## 主要設備概要一覧表

## 上谷刈淨化センター（1／9）

:稼働停止中

設備名	機器名稱	仕様				台数
		機械名(製造社名)	定格電圧(V)	定格容量(kW)	定格電流(A)	
流入ゲート	電動式制水扉(搬クボタ)	400	0.4	1.3	幅500mm 高500mm	2
細目自動除塵機	ダブルチューン式前面蓋き揚げ型(三機工業㈱)	400	0.75	1.8	引き揚げ速度3m/min	2
沈砂スクリーンかす搬出機	トラフ形ベルトコンベア(三機工業㈱)	400	0.75	1.8	水平トラフ型 速度21m/min 機長6.1m	1
沈砂ポンプ	水中汚泥ポンプ(新明和工業㈱)	400	1.5	3.33	トラフ型傾斜付 速度20m/min 機長14m	1
沈砂リユーコンベア	スクリューコンベア(三機工業㈱)	400	2.2	5.2	着脱式 吐出量0.5/m³/min 揚程3.0m	2
沈砂搬出機	ベルトコンベア(三機工業㈱)	400	2.2	4.61	処理量3.2m³/h 機長6m	1
水中ミキサー	羽根式搅拌機(新明和工業㈱)	400	1.5	3.33	トラフ型傾斜付 速度20m/min 機長14m	1
沈砂池流出ゲート	手動式制水扉(搬クボタ)	—	—	—	幅500mm 高500mm	2
スクリーンかす・沈砂ホッパ	電動カッタード式ホッパー(三機工業㈱)	400	0.75	1.8	容量1.0t/h トロク500mm	2
スクリーンかす搬出ホイスト(横行)	電動横行式電気チエーンブロック(搬ニッチ)	200	0.2	—	10m/min	2
スクリーンかす搬出ホイスト(巻上)	電動横行式電気チエーンブロック(搬ニッチ)	200	1.17	—	吊上荷重1t 揚程7m 6.2m/min	1
Wn.1・2汚水ポンプ	着脱式水中汚水ポンプ(新明和工業㈱) イハ-外制御	400	22	48	口径250mm 揚水量7.6m³/min 揚程9m	2
Wn.3汚水ポンプ	着脱式水中汚水ポンプ(新明和工業㈱)	400	22	48	口径250mm 揚水量7.6m³/min 揚程9m	1
調整槽ポンプ	手動式制水扉(搬クボタ)	400	18.5	41	口径200mm	1
ポンプ井連絡ゲート	手動式制水扉(搬クボタ)	—	—	—	幅500mm	1
調整槽連絡ゲート	手動式制水扉(搬クボタ)	—	—	—	幅300mm	1
Wn.1汚水ポンプ吐出電動弁	電動ねじ仕切弁(西部電機㈱)	400	0.5	1.2	口径250mm	1
Wn.2-1・2-2汚水ポンプ吐出電動弁	電動ねじ仕切弁(西部電機㈱)	400	0.4	1.2	口径250mm	2
Wn.3汚水ポンプ吐出電動弁	電動ねじ仕切弁(西部電機㈱)	400	0.4	1.2	口径250mm	1
調整槽ポンプ吐出電動弁	電動ねじ仕切弁(西部電機㈱)	400	0.4	1.2	口径200mm	1
調整槽空気搅拌弁	電動ねじ仕切弁(西部電機㈱)	400	0.2	0.91	口径200mm	1
汚水ポンプ用ホイスト	電動チエーンブロック(搬キトー)	200	—	—	吊上荷重2t 揚程13m	1
備						1
流入ゲート	手動式制水扉(搬栗本鐵工所)	—	—	—	幅300mm 高300mm	4
初汚泥溜寄機	フライトイダブルチューン式溜寄機(菅原産業㈱)	200	0.75	3.9	溜寄速度0.6m/min	2
汚泥溜寄機	フライトイダブルチューン式溜寄機(菅原産業㈱)	200	0.4	2.3	溜寄速度0.6m/min	2
沈汚泥引抜ポンプ	横型片吸込溜巻ポンプ(大平洋機工㈱)	200	5.5	23.0	揚水量62m³/h 揚程10m	3
設	電動外ねじ仕切弁(大洋工業㈱)	200	0.2	1.2	口径150mm 開閉時間1.276min	4
施	自動バースクリーン(システムプラント(有))	200	25W	0.38	目幅2.5mm 處理水量65m³/h 揚程速度1.9m/min	1
備	水中ポンプ(新明和工業㈱)	200	0.4	2.6	口径40mm 揚水量3m³/h 揚程14m	1

## 主要設備概要一覧表

## 上谷刈淨化センター（2／9）

・稼働停止中

設備名	機器名称	機械名（製造社名）	仕様		合計
			定格電圧(V)	定格容量(kW)	
No.1～No.4流入ゲート	錆銹製外ねじ式角形ゲート（㈱栗本鐵工所）	—	—	—	4池4台
エアーフィルタ	錆銹製手動可動堰（㈱栗本鐵工所）	—	—	幅300mm×高300mm	4池4台
No.1～No.4流入可動堰	錆銹製外ねじ式角形ゲート（㈱栗本鐵工所）	—	—	幅400mm×高400mm	4池4台
No.1～No.4スティップ運転ゲート	錆銹製手動可動堰（㈱栗本鐵工所）	—	—	幅300mm×高300mm	4池4台
No.1～No.4スティップ可動堰	錆銹製手動可動堰（㈱栗本鐵工所）	—	—	幅400mm×高400mm	4池4台
返送汚泥流量調整弁	エキセントリックバルブ（㈱栗本鐵工所）	400	0.4	1.2	バルブコントローラー（西部電機㈱）
床排水ポンプ	水中ポンプ（新明和工業㈱）	200	0.75	3.8	口径40mm 揚程16m 排水量6m <sup>3</sup> /h
嫌気性懸液搅拌装置	微粒製粗大気泡散気装置（関西化工㈱）	—	—	—	1.2m <sup>3</sup> /min・槽 1池4台×4池
嫌気性元弁	バタフライ弁（バルブ㈱）	—	—	—	フランジ規格JIS 5K 50A
嫌気性懸液搅拌弁	電動アクチュエータNEL-O（バルブ㈱）	100	8W	0.5	開閉時間 25s 1池2台×4池 口径50mm
好気性散気装置	メンブレンバル式散気装置（三機工業㈱）	—	—	—	15.0m <sup>3</sup> /min・池 1池36台×4池
好気性元弁	バタフライ弁（バルブ㈱）	—	—	—	フランジ規格JIS 5K 50A
風量調節弁	電動アクチュエータNEL-3（バルブ㈱）	100	90w	1.6	開閉時間 55s 2池1台×4池 口径300mm
送氣遮断弁	電動アクチュエータNEL-3（バルブ㈱）	100	90w	1.6	開閉時間 55s 2池1台×4池 口径300mm
圧縮弁	電動アクチュエータEXH100-2（㈱キットツ）	100	16w	0.65	開閉時間 14s 1池2台×4池 口径50mm
放風弁	電動アクチュエータEXH100-3（㈱キットツ）	100	30W	1.2	開閉時間 21s 1台 口径50mm
送風機プロワ	鋼板製電動機直結片吸込多段プロワ（昭和風力機械）	400	75	127	口径200mm 風量2,400m <sup>3</sup> /h 吐出圧力6,200mmAq
インレットペーン	電油操作器（岡谷精立工業㈱）	400	0.2	0.6	—
汚水吐出電動弁	電動止切弁（㈱栗本鐵工所）	400	0.2	0.91	バルブコントローラー（西部電機㈱）
風吸込空気ろ過器	自動巻取型乾式空気ろ過器（日本エアーフィルター）	400	0.2	0.6	120m <sup>3</sup> /min
水流入ゲート	手動式制水扉（㈱栗本鐵工所）	—	—	幅350mm 高350mm 处理水量65m <sup>3</sup> /h	4
污泥送密機	フライ付ダブルヨーク式密閉機（三菱重工業㈱）	200	0.4	2.3	送密速度0.3m/min
最終スカラム除去装置	自動バースクリーン（新明和工業㈱）	200	25W	0.38	目幅2.5mm 处理水量65m <sup>3</sup> /h 握揚速度1.9m/min
沈殿池汚泥ポンプ	機型片吸込溶着ポンプ（太平洋機械㈱）	200	7.5	28.8	吐出量168m <sup>3</sup> /h 握程7m
沈殿池スカラムポンプ	横型汚泥ポンプ（㈱住原製作所）	200	5.5	22.8	吐出量96m <sup>3</sup> /h 握程10m
沈殿池床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ（新明和工業㈱）	200	2.2	10.2	吐出量24m <sup>3</sup> /h 握程12.3m
備余利汚泥切替弁	水中ポンプ（新明和工業㈱）	200	0.4	2.6	口径40mm 握程9m 排水量6m <sup>3</sup> /h
電動式エキセントリックバルブ（㈱栗本鐵工所）	400	0.2	0.9	口径75mm 開閉時間	1

## 主要設備概要一覧表

## 上谷刈浄化センター（3／9）

設備名	機器名	仕様			合計 詳細仕様
		機械名(製造社名)	定格電圧(V)	定格容量(kW)	
混合槽搅拌機	板羽根式搅拌機(販和理化工業㈱)	200	7.5	29.3	減速比1/289
反応槽搅拌機	板羽根式搅拌機(販和理化工業㈱)	200	7.5	29.5	变速レシオ2.0~0.8
汚泥引換ポンプ	ロータリーポンプ(大平洋機工㈱)	200	3.7	16	吐出量17m³/h 全圧力0.16kPa リバータ制御
汚泥槽搅拌ポンプ	ロータリーポンプ(大平洋機工㈱)	200	3.7	16	吐出量15m³/h 全圧力0.16kPa リバータ制御
汎用汚泥渣滓機	円形周辺駆動型ミーダ 搾取方式(三菱重工エレクトリック)	200	1.5	6.97	
汎用1漬集箱注入ポンプ	メーターリングポンプ(㈱イワキ)	200	0.4	2.2	吐出量0.54m³/h
汎用2漬集箱注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ(㈱イワキ)	200	1.5	6.8	吐出量1.98m³/h
汎用溶解タンク搅拌機	堅型電動搅拌機(昭和化工機㈱)	200	7.5	29.6	VベルトB-T5
汎用1硫酸バンド注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ(㈱イワキ)	200	0.75	3.8	吐出量0.75m³/h
汎用2硫酸バンド注入ポンプ	製注定圧ポンプ(エレポンヒ工機㈱)	200	0.1	0.63	吐出量60L/h
床排水ポンプ	水中ポンプ(㈱荏原製作所)	200	3.7	16.6	吐出量66m³/h 撥程9m
混合搅拌機	板羽根式搅拌機	—	—	—	
急速凝集沈殿汚泥強音機	円形周辺駆動型攪拌機	—	—	—	φ5.400mm×側水深5.250mm
急速洗泥引抜ポンプ	ロータリーポンプ	—	—	—	φ27.000mm×側水深5.000mm
急速循環汚泥ポンプ	ロータリーポンプ	—	—	—	φ100×17m³/h×0.16kPa
硫酸バンド貯留タンク	立形円筒タンク	—	—	—	φ100×15m³/h×0.16kPa
硫酸バンド掛給ポンプ	直動ダイヤフラム式	—	—	—	有効容量：8m³
排水ポンプ	着脱装置付水中ポンプ	—	—	—	φ25×MAX1.02/min
過濾洗泥處理水槽連絡ゲート	鍛鉄製角形外ねじ式手動ゲート	—	—	—	φ100×1.1m³/h×9m
三次処理水槽連絡ゲート	鍛鉄製角形外ねじ式手動ゲート	—	—	—	500×500
過濾洗泥水槽連絡ゲート	鍛鉄製角形外ねじ式手動ゲート	—	—	—	500×500
ろ過機	上向流式高速纖維ろ過機	—	—	—	處理量：4200m³/日
備原原水ポンプ	片吸込渦巻ポンプ	—	—	—	φ150×3.1m³/min×19.5m
備消毒槽流入弁	鍛鉄製手動蝶型弁	—	—	—	5
三次処理水槽流入弁	電動蝶型弁	—	—	—	600A
原水ポンプ切替弁	鍛鉄製外ねじ式手動仕切弁	—	—	—	125A
逆洗排水槽流入弁	鍛鉄製外ねじ式手動仕切弁	—	—	—	500A
床排水ポンプ	水中汚水汚物ポンプ	—	—	—	450A
給水ユニット	圧力タンク式給水ユニット	—	—	—	φ50×0.1m³/min×8m
固形次亜注入装置	導入水溶解型	—	—	—	内容量2590、φ100×0.8m³/min×30m
バイパス水槽流入ゲート	鍛鉄製角形外ねじ式手動ゲート	—	—	—	1
バイパス水槽流出ゲート	鍛鉄製角形外ねじ式手動ゲート	—	—	—	1
原水流量計仕切弁	鍛鉄製外ねじ式手動仕切弁	—	—	—	400A
原水流量計バイパス弁	鍛鉄製外ねじ式手動仕切弁	—	—	—	400A
消毒紫外線装置	低圧方式開水路垂直設置型消毒装置(三菱重工業㈱)	200	—	—	性压水銀ランプ65W 紫外光長1.500mm ランプ数24本
消毒紫外線ランプユニット吊上げ用ホイスト	走行装置付電動チエーンブロック(㈱キトー)	200	—	20	吊上荷重1t 撮程8m
消毒設備					

# 主要設備概要一覧表

## 上谷刈浄化センター（4／9）

:稼働停止中

設備名	機器名稱	仕様			台数	
		機械名(製造社名)	定格電圧(V)	定格容量(kW)		
汚泥ポンプ	ヒドロスタル水中ポンプ(大洋機工㈱)	200	3.7	13.7	吐出量0.4m <sup>3</sup> /h 握程15m 2	
汚泥送機	中心駆動式攪拌機(三菱重工業㈱)	200	0.4	2.4	直径4.0m 2	
設備	電動切弁(大洋工業㈱)	200	0.1	1.2	開閉時間1.08min 口径100mm 2	
床排水ポンプ	自動式渦巻ポンプ(三菱重工業㈱)	200	0.75	3.8	吐出量0.24m <sup>3</sup> /h 握程7m 1	
清化	汚泥引抜ポンプ	200	3.7	15	吐出量43.2m <sup>3</sup> /h 握程8m 2	
ガス攪拌プロワ	ルーツプロワ(TAIKO KIKAI)	200	18.5	58	吐出圧6,000mmH2O 空気量480Nm <sup>3</sup> /h 2	
MPボイラ	炉筒煙管式蒸気ボイラ(平川鉄工所㈱)	—	—	—	伝熱面積17.8m <sup>2</sup> 壓力7kg/cm <sup>2</sup> 熱気量1,114t/h 1	
余剰ガス燃焼装置	自然通風式炉内燃焼式余剰ガス燃焼装置	—	—	—	ガス処理量76m <sup>3</sup> /h 5,500Kcal/Nm <sup>3</sup> 1	
脱硫塔	間欠乾式脱硫装置	—	—	—	直径2.00m 高2.63m 处理能力2265m <sup>3</sup> /h 2	
休止	汚泥引抜弁	200	0.2	1.2	開閉時間1.276min 口径150mm 2	
汚泥引抜ポンプ吐出弁	電動切弁(大洋工業㈱)	200	0.2	1.2	開閉時間1.08min 口径100mm 1	
中	汚泥移送弁	電動切弁(大洋工業㈱)	200	0.1	1.2	開閉時間1.08min 口径100mm 2
上澄井	電動切弁(大洋工業㈱)	200	0.2	1.2	開閉時間1.276min 口径150mm 1	
重油ストレージタンク	地下埋設タンク	—	—	—	開閉時間1.276min 口径150mm 1	
床排水ポンプ	水中ポンプ(㈱龍見製作所)	200	0.75	3.7	吐出量0.1m <sup>3</sup> /min 握程15m 1	
脱水機(駆動)	横型クリューデカラ-遠心式脱水機(三菱重工業㈱)	400	11	21.5	2,000rpm 处理量7.5m <sup>3</sup> /h 2	
脱水機(差動)	横型クリューデカラ-遠心式脱水機(三菱重工業㈱)	400	2.2	4.8	— 2	
設備	一輪ネジ式ポンプ(イバ-ダ式)(兵神技術㈱)	200	3.7	14.8	處理量2.5~7.5m <sup>3</sup> /h 握程20mHQ 100~290t/min 2	
汚泥貯留槽攪拌機	豎型二段板羽根式攪拌機(阪和理化工業㈱)	200	7.5	29.5	— 1	
高分子注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ(㈱イワキ)	200	3.7	15	吐出量3.9m <sup>3</sup> /h 3kgf/cm <sup>2</sup> 2	
休止	プロペラ型攪拌機(阪和理化工業㈱)	200	1.5	5.8	— 2	
高分子タンク	FRP製タンク	—	—	—	直径2.00m 高2.50m 容量61m <sup>3</sup> 2	
中切替弁	電動ダイヤフラム弁(日本ダイヤバルブ㈱)	100	0.02	0.5	口径80mm ストローク30mm 開閉時間47秒 1	
脱臭剤注入ポンプ	ダイヤフラムポンプ(エレポン化工機㈱)	200	0.1	0.63	吐出量60L/h 握程1.5m 壓力0.7MPa 1	
業液タンク(脱臭剤)	薬液タンク(ダイライド㈱)	—	—	—	容積5m <sup>3</sup> 直径1.875mm 1	
ケーキ搬出コンベア	ベルトコンベア(音原産業㈱)	200	1.5	7.0	水平トランジ 速度25m/min 1	
ケーキ圧送ポンプ	シグマリダ-式ビスボンプ(ワツマカツヤハ・㈱)	200	3.0	23.0	シグマリダ-式接続栓160mm シグマリダ-式180mm 2~3m <sup>3</sup> /min 10kgf/cm <sup>2</sup> 1	
ケーキ圧送ポンプ油圧ユニット	油圧装置(ワツマカツヤハ・㈱)	200	11	41.3	タフ容量280L 60kgf/cm <sup>2</sup> 1	
ケーキ貯留ホッパー	角型電動扇形ゲート式ホッパー(㈱東機製作所)	200	0.1	0.73	容量7t 口径φ500mm 速度12.5mm/s 1	

## 主要設備概要一覧表

## 上谷刈淨化センター（5／9）

：稼働停止中

設備名	機器名称	仕様				台数
		機械名（製造社名）	定格電圧(V)	定格容量(kW)	定格電流(A)	
脱臭	水洗淨塔	FRP製堅形充填材式洗淨塔（三菱重工業㈱）	—	—	—	口徑2.6m 高5.15m 处理量350m³/min 洗淨液量1,260L/min 1
アルカリ洗淨塔	FRP製堅形充填材式洗淨塔（三菱重工業㈱）	—	—	—	—	口徑2.6m 高5.15m 处理量350m³/min 洗淨液量1,260L/min 1
オゾン反応塔	FRP製堅形接触塔（三菱重工業㈱）	—	—	—	—	口徑2.6m 高5.15m 处理量350m³/min 1
排風機	筒型送心ファン（日本セルコート㈱）	200	22	78	—	風量350m³/min 風压228mmAq 1
（休止）	水循環ポンプ	筒型渦巻ポンプ（協和化工㈱）	200	7.5	29	吐出量75.6m³/h 握程17m 1
アルカリ循環ポンプ	筒型渦巻ポンプ（協和化工㈱）	200	7.5	29	吐出量75.6m³/h 握程17m 1	
（休止）	ガスタービン	遠心1段圧縮機、輸流2段取出力タービン（ヤンマー）	—	—	—	出力353kW 回転速度1,500min⁻¹ 1
発電機	三相交流発電機（オーハツ㈱）	420	—	516	—	出力375kVA 回転速度1,500min⁻¹ 1
機械	燃料移送用電動ポンプ	—	—	—	—	出力46L/min 2
設備	重油サーピ斯塔ンク	200	0.75	3.6	—	吐出量490L ヒーター・温度S付 1
備	重油ストレージタンク	—	—	—	—	容積4900L 長さ5.200mm 容量10,000L 1
（休止）	常用給気ファン（ダイマ・手動運転）	200	1.5	7.0	—	風量75m³/min 静圧50Pa 回転速度1,450min⁻¹ 1
付	非常用給気ファン（運動運転）	200	3.7	16.0	—	風量273m³/min 静圧275Pa 回転速度1,450min⁻¹ 1
非常用給気ダンパー（運動運転）	電動ダンパー（ニッケイ㈱）	200	—	—	—	W700×H700 消費電力23VA 動作時間70S 1
常用給気ダンパー	チャッキダンパー（ニッケイ㈱）	—	—	—	—	W700×H700 1
設	曝氣プロアワ室送風機	送風機（㈱桂原製作所）	200	2.2	9.3	—
備	電気室排風機	排風機（㈱桂原製作所）	200	2.2	9.3	—
設	揚水泵（上水）	タービンポンプ（㈱桂原製作所）	200	5.5	22.8	吐出量27m³/h 握程30m 2
備	汎砂池室ルーフファン	ルーフファン（㈱鎌倉製作所）	200	0.4	—	ファン径600mm 6,000m³/h 2
ホッパ室ルーフファン	ルーフファン（㈱鎌倉製作所）	200	0.1	—	—	ファン径400mm 1,800m³/h 1
初沈・IIタ・終沈管廊ルーフファン	ルーフファン（㈱鎌倉製作所）	100	0.1	—	—	ファン径400mm 2,700m³/h 3
急速ろ過ルーフファン	ルーフファン（㈱鎌倉製作所）	200	0.2	—	—	ファン径450mm 3,900m³/h 1
繩接気ファン	有圧換気扇（三菱電機㈱）	100	—	—	—	ファン径400mm 3,180m³/h 6
（休止）	噴水中央湧水ポンプ	水中ポンプ（鶴見製作所㈱）	200	11	40.0	吐出量150m³/min 握程12m 1
温風暖房機	暖房機（三菱重工業㈱）	200	1.5	12.4	—	送風量100m³/min A重油11ℓ/h 暖房能力80,000kcal/h 1
（休止）	暖房用給油ポンプ	蓄車ポンプ（㈱桂原製作所）	200	0.2	1.4	圧力3kg/cm² 1
（中止）	オイルサーピ斯塔ンク	鋼板製タンク	—	—	—	容量100L 1
（原水）	横型渦巻ポンプ（三菱重工業㈱）	200	1.5	6.4	吐出量7.2m³/h 握程17m	口径60mm 2

## 主要設備概要一覧表

## 上谷刈浄化センター（6／9）

稼働停止中

設備名	機器名	機械名（製造社名）	仕様		詳細仕様 台数
			定格電圧(V)	定格容量(kW)	
PAS	方向性過電流リマテ形高圧氣中負荷開閉器（株）戸上電機製作所	7,200	-	-	1
引込版	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
電受電盤	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
コンデンサ盤	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
変圧器盤1	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
低圧分岐盤1	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
低圧分岐盤2	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
変圧器盤2	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
低圧分岐盤3	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
低圧分岐盤4	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
変圧器盤3	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
低圧分岐盤5	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
低圧分岐盤6	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
低圧分岐盤7	屋内壁掛形盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
受変電・自家発設備シーケンサ盤	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
沈砂池・プロア設備シーケンサ盤	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
水処理設備シーケンサ盤	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
凝集沈殿・砂ろ過設備シーケンサ盤	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
管理構計装変換器盤(1)	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
管理構計装変換器盤(2)	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
中継端子盤(1)	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
中継端子盤(2)	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
イカーフルス盤(1)	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
イカーフルス盤(2)	屋内自立形配電盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
ミニUPS	受変電・アラート・遠方監視・中央監視制御用	-	-	-	4
網局伝送装置	屋内自立形配電盤（株）日立製作所	-	-	-	2
下水道幹線流量計中央監視盤	屋内自立形制御盤（株）東芝	-	-	-	1
発電基盤	屋内自立形発電機盤（神鋼電機㈱）	-	-	-	1
自家発始動用24V蓄電池設備	屋内自立形直流電源盤（株）エスユアサ	-	-	-	1
MP-1集合電磁制御盤	屋内自立形制御盤（株）高岳製作所	-	-	-	12
MP-2集合電磁制御盤	屋内自立形制御盤（株）高岳製作所	-	-	-	6
MP-3集合電磁制御盤	屋内自立形制御盤（株）高岳製作所	-	-	-	4
MP-4集合電磁制御盤	屋内自立形制御盤（株）高岳製作所	-	-	-	4
MP-2A集合電磁制御盤	屋内自立形制御盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
砂ろ過設備 コントロールセンタ	屋内自立形制御盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
砂ろ過設備 辅助總電気盤	屋内自立形制御盤（株）高岳製作所	-	-	-	1
紫外線消毒装置制御盤	屋外防水自立形制御盤（株）日本フォトサイエンス	-	-	-	2
紫外線消毒装置制御盤	屋外防水自立形制御盤（株）日本フォトサイエンス	-	-	-	2

## 主要設備概要一覽表

上谷刈净化センター(7/9)

中止停機

設備名	機器名稱	機種名(製造社名)	仕様			台数
			定格電圧(V)	定格容量(kW)	定格電流(A)	
電 動 力 分 電 盤	電灯分電盤	埋込形・壁掛形分電盤(㈱宮城電機製作所)	—	—	—	8
		壁掛形分電盤(日東工業㈱)	—	—	—	1
		壁掛形制御盤(㈱宮城電機製作所)	—	—	—	4
		壁掛形制御盤(日東工業㈱)	—	—	—	1
		壁掛形制御盤(ゼンコー電気総業㈱)	—	—	—	1
	接地端子盤	屋内自立形配電盤(㈱高岳製作所)	—	—	—	1
設 備	中央監視制御設備	大型ディスプレー	65インチディスプレー(SHARP)	100	550	—
		カラー液晶ディスプレー	19インチディスプレー(ナナオ)	100	40	—
		カラープリンター	カラー・レーザー・プリンター(Epson)	100	1150	—
		漢字カード(パクトプリント)	漢字ドット・プリンター(NEC)	100	84	—
		ファクトリーコンピューター	CPU FC-20X SB2Z(NEC)	—	—	型式LP-S6500
		ファクトリーコンピューター	CPU FC-20X SB2D(NEC)	—	—	型式PR-D201MXZ
		プログラム・コントローラー	MELSEC-Q(三菱)	100	—	1
		電源ユニット	LJ-003(高岳製作所)	—	—	1
		遠方監視制御設備	—	—	—	3
		カラー液晶ディスプレー	19インチディスプレー(ナナオ)	—	—	2
氣 體	カラー液晶ディスプレー	CPU HF-W7500/20(HITACHI)	—	—	—	2
	カラー液晶ディスプレー	カラー・レーザー・プリンター(Epson)	—	—	—	1
		—	—	—	—	—



## 主要設備概要一覧表

## 上谷刈淨化センター（9／9）

稼動停止中

設備名	機器名称	機械名（製造社名）	仕様			台数
			定格電圧(V)	定格容量(kW)	定格電流(A)	
流量計（流入）	相關式超音波流量計（JFEアドバンテック）	—	—	—	—	1
流量計（初沈流入・放流）	投込圧力式水位計（川鉄アドバンテック㈱）	—	—	—	—	2
計 計 計	電磁流量計（横河電機㈱）	—	—	—	流量0~1,500m <sup>3</sup> /h 口径150mm	1
流量計（初沈引抜）	電磁流量計（横河電機㈱）	—	—	—	流量0~1,500m <sup>3</sup> /h 口径150mm	1
流量計（返送汚泥）	電磁流量計（日東精工㈱）	—	—	—	流量0~250m <sup>3</sup> /h 口径250mm	4
流量計（余剰汚泥）	電磁流量計（日東精工㈱）	—	—	—	流量0~30m <sup>3</sup> /h 口径80mm	1
流量計（濃縮引抜）	電磁流量計（横河電機㈱）	—	—	—	流量0~100m <sup>3</sup> /h 口径150mm	2
流量計（消化引抜）	電磁流量計（㈱北辰電機製作所）	—	—	—	流量0~60m <sup>3</sup> /h 口径100mm	1
流量計（脱水汚泥供給）	電磁流量計（横河電機㈱）	—	—	—	流量0~7.5m <sup>3</sup> /h 口径30mm	2
流量計（脱水高分子供給）	電磁流量計（横河電機㈱）	—	—	—	流量0.3m <sup>3</sup> /h 口径15mm	2
流量計（脱水供給汚泥）	超音波式濃度計（Sensat）	—	—	—	濃度0~10%SS	2
水位計（ポンプ井・調整槽）	エアバージ式水位計（㈱北辰電機製作所）	—	—	—	0~7m	2
水位計（漂洗処理水槽・三次処理水槽・逆洗水受槽）	エアバージ式水位計（㈱北辰電機製作所）	—	—	—	0~5m	3
水位計（漂洗処理水槽・三次処理水槽・逆洗水受槽）	投込式差圧水位計（日本ヘルス工業㈱）	—	—	—	0~5m	3
水位計（濃縮汚泥槽）	投込式差圧水位計（大洋洋機工㈱）	—	—	—	0.2~0.6m	1
pH計（1~2系、3~4系曝気槽）	（横河電機㈱）	—	—	0~14.0	—	2
DO計（1~2系、3~4系曝気槽）	（横河電機㈱）	—	—	0~5.0mg/l	—	2
沈砂池	—	—	容量12m <sup>3</sup>	—	—	2
ポンプ井	—	—	容量184m <sup>3</sup>	—	—	1
調整槽	—	—	容量1,125m <sup>3</sup>	—	—	1
最初沈殿池	—	—	容量250m <sup>3</sup>	—	—	4
曝気槽	—	—	容量967m <sup>3</sup>	—	—	4
最終沈殿池	—	—	容量450m <sup>3</sup>	—	—	4
混合槽	—	—	容量120m <sup>3</sup>	—	—	1
媒集沈殿地	—	—	容量2,657m <sup>3</sup>	—	—	1
漂洗汚泥槽	—	—	容量245m <sup>3</sup>	—	—	1
三次処理水槽	—	—	容量455m <sup>3</sup>	—	—	1
逆洗水受槽	—	—	容量350m <sup>3</sup>	—	—	1
消毒槽	—	—	容量175.5m <sup>3</sup>	—	—	1
三次処理水槽高架タンク	—	—	容量30m <sup>3</sup>	—	—	1
濃縮槽	—	—	容量30m <sup>3</sup>	—	—	2
濃縮汚泥槽	—	—	容量37m <sup>3</sup>	—	—	1
消化槽	—	—	容量660m <sup>3</sup>	—	—	2
脱水汚泥貯留槽	—	—	容量40m <sup>3</sup>	—	—	1
ガスタンク	—	—	容量300m <sup>3</sup>	—	—	1

## 主要設備概要一覧表

## 北中山一丁目ポンプ場 (1ノ1)

令和2年度

設備名	機器名称	仕様			台数
		機械名(製造社名)	定格電圧(V)	定格容量(kW)	
流入ゲート	電動式制水扉 (森田竣工所㈱)	400	0.2	0.7	幅500mm 高500mm
細目スクリーン	スクリーン(日立プランテクノ㈱)	—	—	—	水路幅1,000mm 深さ1,900m
粗目スクリーン	スクリーン(日立プランテクノ㈱)	—	—	—	水路幅1,000mm 深さ1,900m
機械	破碎機 (破碎機)	400	2.2	4.6	水路幅1,000mm 深さ1,900m
スクリーン付破碎機 (スクリーン)	スクリーン(住重環境エンジニアリング㈱)	400	0.4	0.9	水路幅1,000mm 深さ1,900m
流出ゲート	手動式制水扉 (森田竣工所㈱)	—	—	—	幅500mm 高500mm
汚水ポンプ	フライホイール内蔵水中ポンプ (新明和工業㈱)	400	75	147	吐出口径250 吐出量228m <sup>3</sup> /h 揚程45m
汚水ポンプ吐出弁	電動式仕切弁 (前澤工業㈱)	400	0.75	2.2	口径250 開閉速度0.21m/min
脱臭ファン	片吸込ターボファン (セイコー化工機㈱)	400	1.5	3.3	風量15m <sup>3</sup> /min 静圧1.76kPa 回転数4400min <sup>-1</sup>
設	吸着脱臭装置	立型吸着脱臭装置 (荏原実業㈱)	—	—	風量0.291m <sup>3</sup> × 3
エリミネーター	慣性衝突式 (荏原実業㈱)	—	—	—	風量14.3m <sup>3</sup> /min
スクリーン・しさかご用吊上機 (巻上)	ハイスト (株)日立産機システム	400	1.9	5.5	吊上荷重1t 6m
備	スクリーン・しさかご用吊上機 (横行)	ハイスト (株)日立産機システム	400	0.15	1.1
破砕機用吊上機	手動式チエーンブロック (象印エレックロガ株)	—	—	—	吊上荷重1t 6m
汚水ポンプ用吊上機 (巻上)	ハイスト (株)日立産機システム	400	2.9	8.5	吊上荷重2t 6m
汚水ポンプ用吊上機 (走行)	ハイスト (株)日立産機システム	400	0.15	1.1	1
非常用発電機	三相交流同期発電機 (株)東京電機	420	—	207	出力150kVA
同上エンジン (水冷6気筒)	ディーゼルエンジン (三菱ふそうトラック・バス㈱)	—	—	—	燃料消費量45.1L/H
燃料タンク	タンク (株)東京電機	—	—	—	容量990L
自家発用給気ファン	圧力扇 (株)日立製作所)	200	—	4.0	2
自家発用排気ファン	圧力扇 (三菱電機㈱)	200	1.06	5.8	風量2310m <sup>3</sup> /H
沈砂池ポンプ室換気扇 (吸気用)	有圧換気扇 (三菱電機㈱)	200	0.160	0.87	風量3120m <sup>3</sup> /H
沈砂池ポンプ室換気扇 (排気用)	有圧換気扇 (三菱電機㈱)	200	0.101	0.70	風量3060m <sup>3</sup> /H
砂分離機室換気扇	有圧換気扇 (三菱電機㈱)	200	0.042	0.31	風量1080m <sup>3</sup> /H
受電室換気扇	有圧換気扇 (三菱電機㈱)	200	0.101	0.70	風量3060m <sup>3</sup> /H
PAS	氣中開閉器 (株)上電機製作所)	7,200	—	300	1
電	引込受電盤	屋内閉鎖形弓込受電盤 (株)高岳製作所)	—	—	1
変圧器盤	屋内閉鎖形変圧器盤 (株)高岳製作所)	—	—	—	1
低圧分岐盤	屋内閉鎖形低圧分岐盤 (株)高岳製作所)	—	—	—	2
気	動力制御盤	屋内閉鎖形動力制御盤 (株)高岳製作所)	—	—	2
監視計装盤	屋内閉鎖形監視計装盤 (株)高岳製作所)	—	—	—	1
動力操作盤	屋内閉鎖マスター下型操作盤 (住重環境クリア㈱)	—	—	—	2
設	壁掛け形操作盤 (株)高岳製作所)	—	—	—	5
電灯分電盤	屋内閉鎖形電灯分電盤 (株)山形電機製作所)	—	—	—	1
流量計	電機流量計 (横河電機㈱)	—	—	—	1
水位計	圧力式水位計 (JFEアドバンテック㈱)	—	—	口徑250	3
子局伝送装置盤	屋内閉鎖自立形 (株)日立製作所)	—	—	流入渠0~2.5m ポンプ#0~5.0m	1
ミニUPS	受変電用・計装用・遠方監視用	—	—	NIT専用回線 ⇄ 上谷刈 2.0kVA 保障時間10分	1

# 主要設備概要一覧表

# 館四丁目ポンプ場(1/1)

令和2年度

設備名	機器名称	機械名(製造社名)	仕様			詳細仕様	台数
			定格電圧(V)	定格容量(kW)	定格電流(A)		
流入ゲート	鉄製ストレート(㈱カナック)	400	0.4	1.4	幅500mm	高500mm 電動式1台 手動式1台	2
細目スクリーン	定置式スクリーン(東北藤吉工業㈱)	—	—	—	目幅20mm	水路幅800mm	1
機械	破砕機(住友重機械エンバ・イト㈱)	200	2.2	9.2	處理量1.8m <sup>3</sup> /min	水路幅800mm 深さ800mm	1
スクリーン付破砕機(スクリーン)	スクリーン(住友重機械エンバ・イト㈱)	200	0.4	1.8	目幅15mm	水路幅800mm 深さ800mm	1
連通ゲート	手動式鍛製ルーバーゲート(㈱カナック)	—	—	—	幅500mm	高500mm	1
機械	ディスク型散気装置	—	—	—	風量150L/min	接続口径25A	4
送風機	ロータリーブロワ(東洋工業(有))	200	0.75	3.6	風量0.65m <sup>3</sup> /min	圧力0.02MPa 口径32mm	1
設施	フライホイール内蔵水中ポンプ(古河産機システム㈱)	400	22	41	吐出量0.6m <sup>3</sup> /min	揚程33m 口径100A	4
脱臭ファン	ターボファン(協和化工㈱)	200	2.2	10	風量25m <sup>3</sup> /min	静圧1.9kPa 回転数3350min <sup>-1</sup>	1
吸着塔	立型3層カーボトリッジ式吸着塔(扶桑ユニテック㈱)	—	—	—	處理風量25m <sup>3</sup> /min	通気抵抗1550Pa	1
エリミネーター	慣性衝突式(扶桑ユニテック㈱)	—	—	—	處理風量25m <sup>3</sup> /min	通気抵抗200Pa	1
電動ホイスト	フレーム付標準電気ケーブル(㈱キトー)	200	1.5	9.8	吊上荷重1t 7m		1
非常用発電機	横軸回転界磁形発電機(ヤンマーエネルギーシステム㈱)	420	116	199	145kVA		1
同上エンジン(水冷6気筒)	ディーゼルエンジン(ヤンマーエネルギーシステム㈱)	—	—	—	14kW	燃料タンク190L 燃料維持時間5.1H	1
自家発用給気ファン	軸流羽根仕様ダクトファン	420	0.75	2.0	風量156.5m <sup>3</sup> /min	静圧108Pa 回転数950min <sup>-1</sup>	2
自家発用排気ファン	軸流羽根仕様ダクトファン	420	0.75	1.9	風量145m <sup>3</sup> /min	静圧128Pa 回転数1450min <sup>-1</sup>	1
換気扇(発電機室)	有圧式換気扇(三菱電機㈱)	400	0.4	—	風量75m <sup>3</sup> /min	静圧10mmAQ	1
換気扇(脱臭機室)	有圧式換気扇(三菱電機㈱)	100	0.05	—	風量15m <sup>3</sup> /min	静圧5mmAQ	1
換気ファン	ラインファン	—	—	—	口径#2	風量12m <sup>3</sup> /min 静圧5mmAQ	1
PAS	通電流ロック形高圧氣中真樹脂開閉器(株日本電機製作所)	7,200	—	300		(平成25年度更新)	1
高圧受電盤	屋外閉鎖形高圧受電盤(㈱日立製作所)	—	—	—	W800×H2345×D2270	(平成25年度更新)	1
電気	主変圧器盤	屋外閉鎖形主変圧器盤(㈱日立製作所)	—	—	W900×H2345×D2270	(平成25年度更新)	1
低圧分配盤	屋外閉鎖形低圧分配盤(㈱日立製作所)	—	—	—	W1,600×H2345×D2270	(平成25年度更新)	1
作業電源盤	屋内壁掛形電源盤(㈱日立製作所)	—	—	—	W600×H700×D1400	(平成25年度新設)	1
動力制御盤	屋内自立形動力制御盤(産電工業㈱)	—	—	—	W700×H1900×D700 2面	W600×H1900×D700 1面	3
計装盤	屋内壁掛形電源盤(産電工業㈱)	—	—	—	W600×H1900×D700		1
電気	先電機内自動起動盤	屋内自立型(古川電気工業㈱)	—	—	W1,000×H1800×D500		1
設施	自家発機操作盤	屋内壁掛形操作盤(産電工業㈱)	—	—	W700×H1100×D400		1
電気	電灯分電盤	屋内ブロック形式電灯分電盤(テンパール工業㈱)	—	—			1
備品	動力操作盤	屋内壁掛スタンド型操作盤(住電環境工、イトシト㈱)	—	—	W600×H900×D350		1
中継端子盤	屋内自立型端子盤(住原商事㈱)	—	—	—	W700×H2300×D600		1
流量計	電磁式流量計(山武)	—	—	—	0~200m <sup>3</sup> /h 口径200A		2
備品	投込み式水位計(JFEアドバンテック㈱)	—	—	—	0~4m NTT専用回線⇒上谷刈		1
水位計(ポンプ井)	子局伝送装置盤	—	—	—	—	保満時間10分	1
ミニUPS	遠方監視用	—	—	—	2.0kVA (平成27年11月BATT及びAT交換)		1
ミニUPS	音警用	—	—	—			1



# 主要設備概要一覧表

# 早坂下ポンプ場 (1/1)

令和2年度

設備名	機器名称	仕様			台数
		機械名(製造社名)	定格電圧(V)	定格容量(kW)	
流入ゲート	電動外ネジ式錆除製水扉(クボタ鉄工所製)	200	0.4	—	幅600mm 高600mm
自動除塵機	間欠式自動除塵機(株神鋼環境ソリューション)	200	1.5	7	水路幅1000mm 目幅25mm 揚揚速度3.3m/min
流出ゲート	手動外ネジ式錆除製水扉(クボタ)	—	—	—	幅600mm 高600mm
污水ポンプ	フライホイール付水中ブレードレスポンプ(株鶴見製作所)	200	22	90	口径250mm 吐出量216m <sup>3</sup> /h 揚程13m (平成27年10月更新)
機械	No.2水中攪拌ポンプ(新明和工業株)	200	2.2	10.1	空気量34m <sup>3</sup> /h(水深2.8m)
	No.1水中攪拌ポンプ(株鶴見製作所)	200	2.2	10	空気量40m <sup>3</sup> /h(水深2.1m)
沈砂ポンプ室排風機	培ビ多翼ファン(協和化工業)	200	3.7	15	風量110m <sup>3</sup> /min 吐出圧40mmAQ
ホッパー室・電気室換気扇	換気扇(株)日立製作所)	200	0.2	—	風量36m <sup>3</sup> /min アソロ径400mm
自家発用吸気ファン	圧力扇(株栗田電機製作所)	200	0.75	—	空量200m <sup>3</sup> /min
自家発用排氣ファン	圧力扇(株栗田電機製作所)	200	0.75	—	空量200m <sup>3</sup> /min
非常用発電機	同期発電機フランレス(株)東京電機	210	—	413	150kVA
同上エンジン	立形水冷4サイクルディーゼル(日野自動車株)	—	180	—	1500min <sup>-1</sup> 燃料消費量46L/h
燃料ポンプ	(株)東京電機	200	0.4	—	—
燃料小出槽	(株)住原製作所	—	—	—	空量950L
井戸ポンプ	(株)住原製作所	200	0.75	—	—
汚水泵ポンプ用ホイスト(巻上)	電動トロリ防食形ホイスト(株)日立製作所)	200	3.5	18	吊上荷重2t 揚程12m
汚水泵ポンプ用ホイスト(携行)	電動トロリ防食形ホイスト(株)日立製作所)	200	0.35	2.5	—
除塵機用ホイスト	防食形ホイスト(株)日立製作所)	200	2.3	11	吊上荷重1t 揚程6m
P A S	過電流ロック機構付高圧氣中開閉器(株)戸上電機製作所)	7.2kV	—	300	—
電	屋内閉鎖自立形引込受電盤(高岳製作所製)	—	—	—	1
	変圧器盤	屋内閉鎖自立形変圧器盤(高岳製作所製)	—	—	1
	低圧分岐盤	屋内閉鎖自立形低圧分岐盤(高岳製作所製)	—	—	1
気	コントロールセンター盤	屋内閉鎖自立形コントロールセンター盤(高岳製作所製)	—	—	1
	補助继电器盤	屋内閉鎖自立形補助继电器盤(高岳製作所製)	—	—	2
設	監視制御盤	屋内閉鎖自立形監視制御盤(高岳製作所製)	—	—	2
	現場操作盤	屋内閉鎖自立形監視制御盤(高岳製作所製)	—	—	1
	動力操作盤	壁掛け形	—	—	1
	電灯分電盤	屋内ボックス形(高岳製作所製)	—	—	1
備	区分閉閉器箱	壁掛け形	—	—	2
	流量計	電磁式流量計(横河電機株)	—	—	1
	水位計(流入)	投込圧力式液位計( JFEアドバンティック)	—	—	0~6m 2010.9.6スパン変更
	水位計(ポンプ井)	投込み式水位計(川鉄アドバンティック)	—	—	0~6m 2010.9.6スパン変更
	子局伝送装置	屋内閉鎖自立形(株)日立製作所)	—	—	NTT専用回線⇒上谷刈
ミニUPS	受変電用BATT交換実施(平成24年2月)	—	—	2kVA×2	2

## 主要設備概要一覧表

## 無串ポンプ場 (1/1)

令和2年度

設備名	機器名称	仕様				台数
		機械名(製造社名)	定格電圧(V)	定格容量(kW)	定格電流(A)	
流入ゲート	電動式制水扉（クボタ機工㈱）	200	0.4	—	幅600mm 高600mm	1
汚水泵	フライホイール内蔵水中ポンプ（新明和工業㈱）	200	30	124	揚水量234m <sup>3</sup> /h 揚程26m	4
攪拌ポンプ	水中攪拌ポンプ（新明和工業㈱）	200	2.2	10.1	空気量34m <sup>3</sup> /h (水深2.8m)	2
非常用発電機	横軸回転界隈形同期発電機（神鋼電機㈱）	210	—	550	200kVA	1
同上エンジン	立形水冷4サイクルディーゼル（日野自動車㈱）	—	—	—	180kW 1500min <sup>-1</sup>	1
燃料ポンプ	灯油用歯車ポンプ（㈱荏原製作所）	200	0.4	—	吐出量25L/min	1
燃料タンク	タンク（神鋼電機㈱）	—	—	—	容量950L	1
污水ポンプ用ホイスト（巻上）	電動トロリ防食形ホイスト（㈱日立製作所）	200	3.5	18	吊上荷重2t 揚程12m	1
污水ポンプ用ホイスト（搬行）	電動トロリ防食形ホイスト（㈱日立製作所）	200	0.35	2.5	—	1
自家発用給気ファン	圧力扇（㈱栗田電機製作所）	200	0.75	—	風量200m <sup>3</sup> /min	1
自家発用排気ファン	圧力扇（㈱栗田電機製作所）	200	0.75	—	風量200m <sup>3</sup> /min	1
ポンプ室換気扇	換気扇（㈱日立製作所）	200	0.4	—	風量113m <sup>3</sup> /min アフロ径500mm	1
電気室換気扇	換気扇（㈱日立製作所）	200	0.2	—	風量66m <sup>3</sup> /min アフロ径400mm	1
PAS	過電流ロック機構付高圧氣中開閉器（㈱戸上電機製作所）	7.2kV	—	300	—	1
引込受電盤	屋内開閉器自立形引込受電盤（東北富士電機㈱）	—	—	—	—	1
変圧器盤	屋内開閉器自立形変圧器盤（東北富士電機㈱）	—	—	—	—	1
低圧分岐盤	屋内開閉器自立形低圧分岐盤（東北富士電機㈱）	—	—	—	—	1
コントロールセンター盤	屋内開閉器自立形コントロールセンター盤（東北富士電機㈱）	—	—	—	—	1
補助繼電器盤	屋内開閉器自立形補助繼電器盤（東北富士電機㈱）	—	—	—	—	2
監視計装盤	屋内開閉器自立形監視計装盤（東北富士電機㈱）	—	—	—	—	2
現場操作盤	屋内外壁掛け形・壁掛け形・開鎖自立形（東北富士電機㈱）	—	—	—	屋内壁掛け形（3）屋外壁掛け形（1）開鎖自立形（1）	5
動力操作盤	壁掛け形	—	—	—	—	2
電灯分電盤	屋内壁掛け形（高岳製作所㈱）	—	—	—	—	1
水位計（ポンプ井）	投込み式水位計（川鉄アドバンテック㈱）	—	—	—	0~3m	1
水位計（ポンプ井）	電波水位計（㈱トキメック）	—	—	—	0~3m	1
水位計（流入ビット）	投込み式水位計（富士電機システムズ）	—	—	—	0~2m	1
子局伝送装置盤	屋内開閉器自立形（㈱日立製作所）	—	—	—	NIT専用回線 ⇔ 上谷刈	1
ミニUPS	受変電及び計装用・遠方監視用	—	—	—	2kVA × 2 受変電及び計装用BATT交換実施（平成23年10月）	2

## **別紙4**

**上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託**

**点検作業内容**

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター（1／19）

令和2年度 《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検 （平日・週・休日）	定期点検（3ヶ月・6ヶ月）			定期点検（1ヶ月）	
				点検項目		方法		
				器具	方法			
電動式制水扉	流入ゲート 急速遮過バイパスゲート	2 【平日】 開度の記録	A — 開閉動作確認（電動） 異音・振動・発熱の確認	A — 電流値の測定	C q — スビンドル等のグリス塗布	【1ヶ月】	方法器具 点検項目 定期点検（1ヶ月）	
機械	電動式制水弁	4 【平日】 開度の確認 封水部・配管の状態確認	A — 開閉動作確認（電動） 異音・振動・発熱の確認	A — 全開・閉リミットSWの動作確認 開・閉方向過トルクの動作確認 開閉動作時間の測定	A — サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認 弁体の状態確認	【6ヶ月】	方法器具 点検項目 定期点検（6ヶ月）	
		1 調整槽ポンプ吐出弁 調整槽空気攪拌弁 初沈汚泥引抜弁 返送汚泥調節弁 余剰汚泥切替弁 濾過水ポンプ吐出弁 濃縮汚泥引抜弁 スクリューコンベア排水弁	1 1 4 1 1 1 1 2 1	A — 全開・閉リミットSWの動作確認 開・閉方向過トルクの動作確認 開閉動作時間の測定	C q — スビンドル等のグリス塗布	【1ヶ月】	方法器具 点検項目 定期点検（1ヶ月）	
空気圧シリンドラ駆動式 制水弁	濾過器未処理水給水弁 濾過器表洗給水弁 濾過器空気供給弁 濾過器正洗水排水弁 濾過器水抜弁 濾過器処理水給水弁 濾過器逆洗水給水弁 濾過器逆洗水排水弁 濾過器空気抜弁	8 8 8 8 8 8 8 8 8	8 空気漏れの確認	A — 電流値の測定 異音・振動・発熱の確認 開閉動作時間の測定	【6ヶ月】 【1ヶ月】	方法器具 点検項目 定期点検（6ヶ月）		
備							方法器具 点検項目 定期点検（1ヶ月）	

点検方法記号： A: 目視 B: 触診・聴診 C: 計測  
 使用器具記録： a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスケージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 l: 定規 m: 温度計 n: 比重計 o: 回路計 p: メジャーピンプ q: クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター (2/19)

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名 台数	日常点検(平日・週・休日)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)	定期点検(1ヶ月)	定期点検(1ヶ月・6ヶ月)	
			点検項目	方法器具			点検項目	方法器具
機 械	水中汚水ポンプ	3	【平日】 電流値・吐出量の記録 異音・振動状況の確認	A B C	【6ヶ月】 ケーブル・本体の損傷の有無 配管からの漏れの確認 電流値の測定 脱着フランジからの漏れ確認 ガイドホールの腐食等の確認 浸水検知の動作確認(疑似) 過熱検知の動作確認 流量の確認	A A C A A A A A	【1ヶ月】 サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認 オイル交換 (掻砂及び貯泥ボンブのみ) 羽根車摩耗(損傷)確認 (掻砂及び貯泥ボンブのみ)	A A — — — — — —
機 械	横型片吸込渦巻ポンプ	3	【平日】 封水部の液漏れ確認 油量・油漏れの確認 電流値・吐出流量 の記録	A A A A	【6ヶ月】 封水部の液漏れ確認(休止機) 油量・油漏れの確認(休止機) 電流値・吐出压力・吐出流量 の記録(休止機)	A A A A	【1ヶ月】 カッピングゴムの摩耗確認 サーマルリレーの動作確認 E.L.D.の動作確認 逆止弁の動作確認 オイル交換	A A A A —
機 備	逆送汚泥ポンプ 槽排水ポンプ 圧送ポンプ 溝過水ポンプ 逆洗水ポンプ 逆洗水送送ポンプ 噴射ポンプ 床排水ポンプ(濃縮) 貯水ポンプ (吸込弁撤去により休止)	3 3 1 8 3 2 2 1 1 2	【週】 異音・振動・発熱状況の確認	B	【6ヶ月】 封水部の液漏れ確認(休止機) 油量・油漏れの確認 電流値・吐出压力・吐出流量 の記録 異音・振動・発熱状況の確認	B	【1ヶ月】 カッピングゴムの摩耗確認 サーマルリレーの動作確認 E.L.D.の動作確認 逆止弁の動作確認 オイル交換	A A A A —

点検方法記号  
a: 目視 b: 触診 c: 計測  
d: 線緜抵抗計 e: ノギスゲージ f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 騒音計 l: 定規 m: 温度計 n: 回路計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: 比重計



# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター (4/19)

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)		
			点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法	
除塵機	細目自動除塵機	【平日】 本体スクリーンの状態確認 【週】 異音・振動・発熱状況の確認 レーキの走行状態確認 軸受け部の給脂 電流値の記録	2台数	A — — — —	【1ヶ月】 各エーン・スプロケットの状態確認 【週】 異音・振動・発熱状況の確認 レーキの走行状態確認 軸受け部の給脂 電流値の記録	A — — — —	【6ヶ月】 電流値の測定 各エーン・スプロケットとの噛合わせ レーキ・スクリーンの噛合わせ 状態の確認 ワイヤー摩耗状態の確認 過トルク動作確認 サイクロ減速機給脂	A — — — — —	【1ヶ月】 サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認 ショックリレーの動作確認 駆動チェーングリス塗布	A — — — —	
機械	ベルトコンベア	スクリーンかす搬出機 沈砂搬出機	2台数	【平日】 電流値の記録 1スクレーバゴム・各ブーリの 摩耗・損傷確認 【週】 異音、振動状況の確認 ベルトの走行状態 ローラーの状態確認	A — —	【1ヶ月】 軸受け部給脂 非常停止装置の動作確認 洗浄水弁の確認	A — —	【6ヶ月】 ベルトの張り・亀裂・走行状態 の確認 ローラーの回転状態の確認 スクレーバの摩擦耗材確認 電流値の測定 サイクロモーター給脂	A — — — —	【1ヶ月】 サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認	A — —
機械	スクリューコンベア	【平日】 電流値の記録 スクリューの状態確認 【週】 異音・振動・発熱状況の確認 駆動チェーンの状態確認 油量・油漏れの確認	1台数	A — —	【1ヶ月】 軸受け部給脂 ドラム内部状態確認 B — —	A — —	【6ヶ月】 スクリューの状態確認 スプロケットの摩擦耗材確認 チェーンの摩擦状態確認 電流値の測定 サイクロ減速機給脂 過トルク動作確認	C — — — —	【1ヶ月】 サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認 駆動チェーングリス塗布	A — — — —	
備	スクリューコンベア	【平日】 電流値の記録 スクリューの状態確認 【週】 異音・振動・発熱状況の確認 駆動チェーンの状態確認 油量・油漏れの確認	1台数	A — —	【1ヶ月】 軸受け部給脂 ドラム内部状態確認 B — —	A — —	【6ヶ月】 スクリューの状態確認 スプロケットの摩擦耗材確認 チェーンの摩擦状態確認 電流値の測定 サイクロ減速機給脂 過トルク動作確認	C — — — —	【1ヶ月】 サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認 駆動チェーングリス塗布	A — — — —	

点検方法記号： A: 目視 B: 触診・診断 C: 計測

使用器具記録： a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシャ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 駆動音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャ q: クランプメータ

## 設備点検基準表

## 上谷刈淨化センター(5ノ/19)

令和2年度

《上谷刈淨化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法
機 機	フライド付ダブルチエー ン式強密機	初沈汚泥搔き機	4 【平日】 電流値の記録	A -	【1ヶ月】		【6ヶ月】 電流値の測定	C q	【1ヶ月】 サーマルリレー動作確認	A -
		終沈汚泥搔き機	異音・振動・発熱状況の確認	B -			過トルク動作確認	A -	漏電リレー動作確認	A -
		駆動スプロケットの給脂 (初沈1・2系のみ)	駆動チエーンの状態	A b -			シャーベン取付状態確認	A -	オイル交換	-
		フライトの走行状態	油量・油漏れの確認	A -			※プロケットとの噛み合いの確認	A -	※池を空にして以下の点検を行う	-
		【週】 集中給脂の実施		-			各プロケット摩耗の有無	A -	チエーンアッブの調整、摩耗、	-
	円形周囲駆動型搔き機	凝沈汚泥搔き機	1 【平日】 電流値の記録	A -	【1ヶ月】		各プロケット摩耗付きの確認	A -	チエーンの伸びの測定	C p d
		異音・振動・発熱状況の確認	油量・油漏れの確認	B -			駆動チエーン摩耗の有無	A -	シューの摩耗状況測定	A -
		走行状態・タイヤ摩耗状態		A -			駆動チエーンの張り確認	A -	フライト取付けボルトの増し締め、	-
									割りピンの脱落の確認	-
									ショックリレー動作確認	A -
設 設	中央駆動式搔き機	濃縮汚泥搔き機	2 【平日】 電流値の記録	A -	【1ヶ月】		【6ヶ月】 外観の異常の有無	A -	【1ヶ月】 サーマルリレー動作確認	A -
		異音・振動・発熱状況の確認	スカムスキマー状態確認	B -			電流値の測定	C q	オイル交換	-
				A -					ショックリレー動作確認	A -
										-
										-
備 備	羽根式攪拌機	水中ミキサー	2 【平日】 電流値の記録	A -	【1ヶ月】		【6ヶ月】 外観の異常の有無	A -	【1ヶ月】 サーマルリレー動作確認	A -
		異音、運転状況の確認		A -			電流値の測定	C q	漏電リレー動作確認	A -

点検方法記号・・・A: 目視 B: 触診・聽診 C: 計測  
使用器具記録・・・a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ノギスゲージ d: 絶縁抵抗計 e: ストップウォッチ f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 集中給水器 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: 回路計 q: メジャー r: 定規 s: 駆音計 t: 損傷確認 u: オイル交換

d: ノギスゲージ e: ストップウォッチ f: 振動計 g: 回転計 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 集中給水器 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: 回路計 q: メジャー r: 定規 s: 駆音計 t: 損傷確認 u: オイル交換

## 設備点検基準表

## 上谷刈浄化センター (6/19)

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法
機械	板羽根式攪拌機	混合攪拌機	1 【平日】 電流値の記録 異音・振動・発熱状況の確認 油量・油漏れの確認	A B A	— — —	【1ヶ月】 軸受け部給脂	— — —	b 電流値の測定 ブラシ・ヤボンブの動作確認	外観の異常の有無 ELBの動作確認 オイル交換	A C A
	反応槽攪拌機		1 【平日】 電流値・油圧の記録 異音・振動・発熱状況の確認 油量・油漏れの確認	A B A	— — —	【1ヶ月】 軸受け部給脂	— — —	b 電流値の測定 ブラシ・ヤボンブの動作確認	外観の異常の有無 ELBの動作確認 オイル交換	A C A
機械	ルーツ式プロワ	逆洗プロワ	2 【平日】 電流値・吸入圧力・吐出圧力 風量の記録 ベルトの状態確認 油量・油漏れの確認 【週】 異音・振動・発熱状況の確認	A A A —	— — — —	【1ヶ月】 軸受け部給脂	— — — —	b 安全弁の動作確認 各接合部の締め付け状況確認 吸い込みフィルターの 状況確認	電流値の測定 ELBの動作確認 漏電リレーの動作確認 A	q A A A

点検方法記号··· A: 目視 B: 触診・聽診 C: 計測

使用器具記録··· a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驅音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャーアクションメーター q: クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター (7/19)

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目 台数	方法 器具	点検項目 方法 器具	点検項目 方法 器具	点検項目 方法 器具	点検項目 方法 器具	点検項目 方法 器具	点検項目 方法 器具
機械	小型空気圧縮機 バルブ駆動 コンプレッサー	2	【平日】 タンク圧力の記録 異音・振動・発熱状況の確認 配管の空気漏れ確認 Vベルトの状態確認。	A B A A	【1ヶ月】 Vベルトの状態確認(休止機) 配管の空気漏れ(休止機) 安全弁の動作確認(手動) 吸入フィルターの目詰り状況確認	A A A A	【6ヶ月】 安全弁の動作確認(自動) 圧力設定器の始・停止力確認 タンク重量時間の測定 空気漏洩状況確認 本体・タンクの損傷等の確認 Vベルトの張り・摩耗等の確認	A A A A A A	【1ヶ月】 サーマルレーーの動作確認 ブーリーの変形・損傷の確認 C c c c	A A A A A A
機械	手動式制水扉	2	【平日】 沈砂池流出ゲート ポンプ井連絡ゲート 調整槽連絡ゲート 初沈流入ゲート AT流入ゲート AT流入可動堰 ATステップ運転ゲート ATステップ可動堰 終沈流入ゲート	1 1 1 4 4 4 4 4 4	【1ヶ月】 開度の確認	A	【6ヶ月】	A	【1ヶ月】 外観の異常の有無 開・閉の動作確認 スピンドル等のグリス塗布 弁体の状態確認 制水扉の止水状況確認	A A A A A
設備	自動バースクリーン	2	【週】 異音・振動状況の確認 Vベルトの状態確認	B A	【1ヶ月】	B	【6ヶ月】	B	【1ヶ月】	C
備										計測

点検方法記号  
A: 目視  
B: 触診・聴診  
C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計  
b: グリスガン・塗布  
c: ストップウォッヂ  
d: ノギスゲージ  
e: 絶縁抵抗計  
f: 振動計  
g: 回転計  
h: シックネスゲージ  
i: 集中給油器  
j: 韻音計  
k: 定規  
l: 回路計  
m: 温度計  
n: 比重計  
o: 水中ポンプ  
p: メジャー  
q: クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター (8/19)

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検 台数	1ヶ月点検 (平日・週・休日)		定期点検 (3ヶ月・6ヶ月)		定期点検 (1ヶ月)	
				点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具
機 械	ろ過装置	電動カットゲート式 ホッパー	1	【平日】 ホッパー重量の記録	A —	【6ヶ月】 ホッパーの漏れ確認	A —	【1ヶ月】	【1ヶ月】
		沈砂ホッパー	1	ホッパーからの液漏れ確認	A —	全閉・閉リミットSWの動作確認	A —	サーマルリレーの動作確認	A —
						電流値の測定	C q	漏電リレーの動作確認	A —
						開閉時間の測定	C c	給脂・ペールシッパワ	—
						ブレーキの状態確認	A —	ロードセル ゼロ点確認	b —
		満杯・満杯予告の警報確認				満杯・満杯予告の警報確認	A —		A —
	低圧方式開水路垂直設置 消毒装置	ろ過塔	8	【平日】 仕切弁・配管の漏水確認	A —	【6ヶ月】 各配管の漏れの有無	A —	仕切弁可動部への給脂	b —
機 械	紫外線消毒装置	紫外線消毒装置	2	【平日】 UV値の記録	A —	【隔週】 センサー部の状態確認	A —	【1ヶ月】	【1ヶ月】
		安定器のランプ点灯確認			A —	ランプ保護管の状態確認	A —	E・L・Bの動作確認	A —
機 械	地下埋設型タンク	重油ストレージタンク	2	【平日】 重油残量の計測	C p	【1ヶ月】 定期自主検査に基づく点検	—	UVセンサー交換実施	—
								ランプの交換実施	—
機 械	備 備							UVセンサー状態確認	A —
								ランプ損傷等の確認	A —
機 械	備 備							クリーニング装置動作確認	A —
								保護管の損傷等の確認	A —
機 械	備 備								

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストッブウオッヂ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター（9ノ19）

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)		方法器具
			点検項目 台数	方法器具	点検項目 【1ヶ月】	方法器具	点検項目 【6ヶ月】	方法器具	点検項目 【1ヶ月】	方法器具	
給水ユニット	横型渦巻きポンプ	【平日】 電圧値・電流値・周波数・ 吐出圧力の記録 吸入側圧力・吐出側圧力 の記録 封水部の液漏れ確認  【週】 異音・振動・発熱状況の確認	3	A A A A	— — — —	【1ヶ月】 配管の漏れ確認 電流値の測定 圧力スイッチの動作確認 圧力発信機の電流確認 絶縁抵抗測定（一括）	A C A C A	— カッティング摩耗確認 逆止弁の動作確認 オイル交換 サーマルリレーの動作確認 ELBの動作確認	A A A A A	— — — — —	A A A A A
機	械	備									

点検方法記号：・ A：目視 日：触診 C：計測

使用器具記録：・ a：水分率計 b：グリスガン・塗布 c：ストップウォッチ d：ノギスゲージ e：絶縁抵抗計 f：振動計 g：回転計

h：シックネスゲージ i：集中給油器 j：騒音計 k：定規 l：回路計 m：温度計 n：回路計 o：比重計 p：メジャー q：クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈淨化センター(10ノ19)

令和2年度

《上谷刈淨化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法
機械	片吸込多段形ターボプロフロワ	曝氣プロフロ	【平日】電流値・吸入圧力・吐出圧力の記録	A	【1ヶ月】軸受部給脂	—	【6ヶ月】電流値の測定	b	【1ヶ月】カッピング摩耗・損傷確認	A
			プロワ駆動側・反駆動側温度の記録	A	—	—	振動測定	C	サーマルリレーの動作確認	A
	電油操作器	インレットペーン	吸込・吐出空気温度の記録	A	—	—	オイル交換	—	漏電リレーの動作確認	A
			異音・振動・発熱状況の確認	B	—	—	—	—	漏電リレーの動作確認	A
機械	電動仕切弁	曝氣プロワ吐出電動弁	油量・油漏れの確認	B	【平日】異音・振動・発熱状況の確認	—	【6ヶ月】電流値の測定	C	【1ヶ月】オイル交換	A
			インレットペーン開度の記録	A	—	—	—	—	—	A
	吸込式空気ろ過器	吸込式空気ろ過器	封水部・配管の状態確認	A	【1ヶ月】開閉動作確認(電動)	A	【6ヶ月】電流値の測定	C	【1ヶ月】スビンドル等のグリス塗布	A
			—	A	—	—	—	—	サーマルリレーの動作確認	A
機械	吸込式空気ろ過器	吸込式空気ろ過器	封水部・配管の状態確認	A	【1ヶ月】異音・振動・発熱の確認	B	【6ヶ月】全開・閉りミットSUの動作確認	A	漏電リレーの動作確認	A
			—	A	—	—	—	—	—	A
	備	備	—	—	—	—	開閉動作時間の測定	C	—	—
			—	—	—	—	—	—	—	—

点検方法記号： A: 目視 B: 触診・聴診 C: 計測  
使用器具記録： a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッチ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驅音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター(11/19)

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	台数	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
				点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具
受変電盤	方向性過電流R/C形 高圧気中負荷開閉器	PAS	1	【平日】 (カバー・ケース)損傷・変形 の確認 操作ロープの状態確認 開閉表示の確認	A A A	【1ヶ月】 遮断器状態の確認 【週】 変圧器温度の記録 盤内の異音・異臭・変形・母線 の状態確認 盤内の各機器状況確認	A A A A	【6ヶ月】		【1ヶ月】	
電気	引込盤 受電盤 コンデンサ盤 変圧器盤1 変圧器盤2 変圧器盤3 低圧分岐盤		1 1 1 1 1 1 1	【平日】 電力・電圧・電流・力率の記録 遮断器状態の確認 【週】 変圧器温度の記録 盤内の異音・異臭・変形・母線 の状態確認 盤内の各機器状況確認	A A A A A A A	【1ヶ月】		【6ヶ月】		【1ヶ月】	
低圧盤	集合電磁制御盤 リーンかす・沈砂ホガ 現場操作盤 緊急設備制御盤 紫外線消毒装置盤 脱臭装置制御盤 オゾナイザ操作盤 余剰ガス燃焼装置制御盤 脱水機機盤 排水ポンプ制御盤 発電機盤 建築付帯分電盤 水処理設備C/N/C プロワ設備動力制御盤 給水ユニット制御盤		20	【平日】 故障表示のランプテスト 【週】 異音・異臭・汚損等の確認 遮断器の状況確認	A	【1ヶ月】		【6ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認	C A	【1ヶ月】	
備											

点検方法記号  
A: 目視  
B: 触診・聴診  
C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計  
b: グリスガン・塗布  
c: ストップウォッヂ  
d: ノギスゲージ  
e: 絶縁抵抗計  
f: 振動計  
g: 回転計  
h: シックネスゲージ  
i: 集中給油器  
j: 驚音計  
k: 定規  
l: 回路計  
m: 温度計  
n: 比重計  
o: 水中ポンプ  
p: メジャー  
q: クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈淨化センター(12/19)

令和2年度

《上谷刈淨化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	台数	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
				点検項目	方法器具	点検項目	方法器具	点検項目	方法器具	点検項目	方法器具
電気	電気	シーケンサ盤 計装変換器盤 中繼端子盤 インターフェイス盤 遠方監視親局伝送装置盤 水処理設備RY盤 沈砂池・ポンプ設備C/C 沈砂池・ポンプ設備RY盤 砂ろ過設備C/C	4 2 2 1 1 1 3 2 1	【平日】 故障表示のランプテスト 【週】 異音・異臭・汚損等の確認 遮断器の状況確認 A A A A A A A A A	A — — — — — — — —	【1ヶ月】 異音・振動・発熱状況の確認 A —	A —	【6ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認 A —	C e —	【1ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認 A —	A —
電気	電気	インバータ盤 分電盤	2 9	【平日】 異音・振動・発熱状況の確認 【週】 異音・異臭・汚損等の確認 遮断器の状況確認 A A A A A A	A — — — — —	【1ヶ月】 異音・振動・発熱状況の確認 A —	A —	【6ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認 A —	C e —	【1ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認 A —	C e —
電気	電気	電灯分電盤 電源ランプ盤 急速砂ろ過弁電熱装置	1 1 1	【平日】 電源ランプ盤 急速砂ろ過弁電熱装置 【週】 蓄電池の状況確認 A A A A A A	A — — — — —	【1ヶ月】 蓄電池の外観異常の有無 電極蓋等の亀裂・変形・剥離 状態確認 A —	A —	【6ヶ月】 蓄電池の外観異常の有無 電極蓋等の亀裂・変形・剥離 A —	C B A A C I	【1ヶ月】 蓄電池の外観異常の有無 電極蓋等の亀裂・変形・剥離 A —	C B A A C I
電気	電気	直流電源盤 自家発始用蓄電池設備	1	【平日】 充電電圧・電流の記録 【週】 蓄電池の状況確認 A —	A —	【1ヶ月】 蓄電池の外観異常の有無 電極蓋等の亀裂・変形・剥離 A —	A —	【6ヶ月】 蓄電池中の総電圧測定 異音・異臭・発熱等の確認 A —	C B A A C I	【1ヶ月】 蓄電池中の総電圧測定 異音・異臭・発熱等の確認 A —	C B A A C I
備	備	無停電電源装置 受変電・プラント 遠制・中央監視	4	【平日】 入力電源の状態確認 異音・異臭・発熱の確認 A A A A	A — — —	【1ヶ月】 入力電源の状態確認 異音・異臭・発熱の確認 A A A A	A — — — —	【6ヶ月】 浮動充電中の総電圧測定 異音・異臭・発熱等の確認 A — — — —	C B A A C I	【1ヶ月】 浮動充電中の総電圧測定 異音・異臭・発熱等の確認 A — — — —	C B A A C I

点検方法記号  
A: 目視  
B: 触診・聽診  
C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計  
b: グリスカン・墨  
c: ストップウォッシュ  
d: ノギスゲージ  
e: 絶縁抵抗計  
f: 振動計  
g: 回転計  
h: シックネスゲージ  
i: 集中給油器  
j: 驅音計  
k: 定規  
m: 温度計  
n: 回路計  
o: 比重計  
p: 水中ポンプ  
q: メジャー  
r: クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター（13ノ19）

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検（平日・週・休日）		1ヶ月点検（隔週・1ヶ月）		定期点検（3ヶ月・6ヶ月）		定期点検（1ヶ月）	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
遠心1段圧縮機 軸流2段出力タービン	ガスター・ビン	【平日】	1	運転前・後潤滑油量の確認 運転前・中・後オイル漏れの確認 吸入フィルターの目詰り確認 計器指示値の確認 運転指令→100%回転時間確認 始動はスムーズか 排気温度の確認 排ガスの確認 運転中の回転数・油圧・油温 圧縮機吐出圧力の記録	A A A A C A A A A A	— — — — — — — — — —	【1ヶ月】 【6ヶ月】	【1ヶ月】 【6ヶ月】	【1ヶ月】 【1ヶ月】	
三相交流同期発電機	非常用発電機	【平日】	1	運転中の電圧・周波数の記録 発電機損傷等の有無	A A	— —	【1ヶ月】 【6ヶ月】	【1ヶ月】 【6ヶ月】	【1ヶ月】 【1ヶ月】	
鋼板製タンク	発電機用重油サビ・スクリュー 暖房用重油サビ・スクリュー (休止機器)	【平日】	1	タンク内の残量の記録 タンクの液漏れの確認	A A	— —	【1ヶ月】 【6ヶ月】	【1ヶ月】 【6ヶ月】	【1ヶ月】 【1ヶ月】	
現場盤	現場操作盤	【平日】	49	盤内汚損状況確認	A	—	【1ヶ月】 【6ヶ月】	【1ヶ月】 【6ヶ月】	【1ヶ月】 【1ヶ月】	

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驅音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

設備点検基準表

上谷刈浄化センター(14ノン19)

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具
電線路	ハンドホール	28【平日】			【1ヶ月】		【6ヶ月】		マシホール蓋、パッキンの 損傷の有無確認	A
									配管コードの確認	—
									ケーブル及びジョイント部の 損傷の有無確認	A
									電線・沈下の確認	A
									ハンドホール内部漏水状況確認	A
電										
氣										
設										
備										

点検方法記号  
A:目視 B:触診・聴診 C:計測  
a:水分計 b:クリスガン・塗布 c:ストップウォッチ d:ノギスゲージ  
h:シックネスゲージ i:集中給油器 j:騒音計 k:定規 l:回転計  
m:温度計 n:比重計 o:水中ポンプ p:メジャー q:クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター（15ノ19）

《上谷刈浄化センター》

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検（平日・週・休日）		1ヶ月点検（隔週・1ヶ月）		定期点検（3ヶ月・6ヶ月）		定期点検（1ヶ月）	
			点検項目 台数	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】	方法 器具	点検項目 【6ヶ月】	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】	方法 器具
空中超音波水量計	流入流量計	【平日】 流量の記録	1	A —	【1ヶ月】		【6ヶ月】 メンテナンスフリー		【1ヶ月】	
伝播時間差方式 超音波流量計	初沈流入流量計	【平日】 流量の記録	1	A —	【1ヶ月】		【6ヶ月】 検出器の外観確認	A —	【1ヶ月】	
投入圧力式流量計	放流水流量計	【平日】 各流量の記録	1	A —	【1ヶ月】 センサー部の損傷・取付け 状態の確認 ピット内の状況確認	A —	【6ヶ月】 センサー部の洗浄 水位実測による流量確認 水位計指示値の確認 出力電流の確認	A C A C — P — I	【1ヶ月】	
電磁流量計	初沈引抜汚泥流量計 送送汚泥流量計 余剰汚泥流量計 濃縮引抜汚泥流量計	【平日】 各流量の記録	1 4 1 2	A —	【1ヶ月】		【6ヶ月】 セロ調整 指示値の確認	A — A —	【1ヶ月】	
工アバージ式水位計	凝沈処理水槽水位計 三次処理水槽水位計 逆洗水受槽水位計	【平日】 バージ流量の確認 バージ圧力の確認 配管の空気漏れの確認	1 1 1	A — A — A —	【1ヶ月】		【6ヶ月】 検査知管の目詰り状況確認 水位計指示値と実測値の確認 出力電流の確認	A C P C — I	【1ヶ月】	
蓄	ポンプ井 満水・漏水 調整槽 満水・漏水 凝沈処理水槽 満水・漏水 三次処理水槽 満水・漏水 逆洗水受槽 満水・漏水	【平日】	2 1 1 1 1		【1ヶ月】		【6ヶ月】 疑似による漏水・漏水警報 表示確認 ケーブル・ホルダー・電極帶 状態確認	A — A — A —	【1ヶ月】	
備										

点検方法記号  
A: 目視  
B: 計測  
C: 診断  
D: 開栓・駆除  
E: ノギスゲージ  
F: 絶縁抵抗計  
G: ポンプオッヂ  
H: グリスガン・塗布  
I: 表示確認  
J: 集中給油器  
K: 振動計  
L: 回転計  
M: 温度計  
N: 比重計  
O: 水中ポンプ  
P: 回転計  
Q: メジャー  
R: 水中ポンプ  
S: 水温計  
T: 定規  
U: 電音計  
V: 回路計  
W: 水中ポンプ  
X: 水中ポンプ  
Y: 水中ポンプ  
Z: 水中ポンプ

使用器具記録  
a: 水分率計  
b: シックネスゲージ  
c: ストップウォッチ  
d: ノギスゲージ  
e: グリスガン・塗布  
f: 振動計  
g: 回転計  
h: 電音計  
i: 集中給油器  
j: 温度計  
k: 定規  
l: 回路計  
m: 比重計  
n: 水温計  
o: 水中ポンプ  
p: メジャー  
q: クランブメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター(16/19)

令和2年度  
《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
投込式水位計	ポンプ井水位計 調整槽水位計 処理水槽水位計 三次処理水槽水位計 逆洗水受槽水位計 濃縮ビット水位計 (定期点検のみ)	2 1 1 1 1 1	【平日】 水位の記録	A —	【1ヶ月】 —	—	【6ヶ月】 センサー部の汚損状況の確認 水位実測による水位確認 水位計指示値の確認 出力電流の確認	A C A C	— P — I	【1ヶ月】 —
汚泥濃度計	返送汚泥濃度計	1	【平日】	—	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】 センサー部の汚損状況の確認 濃度実測によるズレ確認 濃度計指示値の確認 出力電流の確認	A C A C	— P — I	【1ヶ月】 —
pH計	エアタンクpH計	2	【平日】	—	【隔週】 ガラス電極の状態確認 液絡部の状態確認	A —	【6ヶ月】 ガラス電極交換	—	—	【1ヶ月】 —
DO計	エアタンクDO計	2	【平日】	—	KC2リザーバタンクの液面確認 KC2ホースの漏れ、状態確認 ケーブルの状態確認 接続部・金具の状態確認 【1回/月】 pH値 校正前後確認 pH標準液による校正実施	A — A — A — C — C —	【6ヶ月】 —	—	—	【1ヶ月】 —
					【隔週】 隔膜の状態確認 隔膜アセンブリ固定状態確認 ケーブルの状態確認 接続部・金具の状態確認 【1回/月】 DO計 ゼロチェック DO計 飽和水校正 (ゼロチェック不良の場合)	A — A — A — C — C —	【6ヶ月】 —	—	—	【1ヶ月】 —
計		2		—	—	—	—	—	—	—

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診 C: 計測

使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 溫度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター（17/19）

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	台数	日常点検（平日・週・休日）		1ヶ月点検（隔週・1ヶ月）		定期点検（3ヶ月・6ヶ月）		定期点検（1ヶ月）	
				点検項目	方法器具	点検項目	方法器具	点検項目	方法器具	点検項目	方法器具
ORP計	エアタンORP計		2	【平日】		【隔週】		【2ヶ月】		【1ヶ月】	
				ガラス電極の状態確認 液絡部の状態確認 ケーブルの状態確認 接続部・金具の状態確認	A A A A	電極チェック 指示電極交換 (電極チェック不良時のみ) 内部液交換	C — — —	電極チェック 指示電極交換 (電極チェック不良時のみ) 内部液交換	C — — —	電極チェック 指示電極交換 (電極チェック不良時のみ) 内部液交換	C — — —
MLSS計	エアタンMLSS計		2	【平日】		【隔週】		【2ヶ月】		【1ヶ月】	
				検出器の状態確認 測定窓の洗浄 アリム固定ナット締み確認 ケーブルの状態確認 接続部・金具の状態確認	A A A A	簡易校正	C —	簡易校正	C —	簡易校正	C —
フリクトスイッチ	濃縮ビックアップ用 フリクトスイッチ		3	【平日】		【1ヶ月】		【6ヶ月】		【1ヶ月】	
								フリクトSWの動作確認 フリクトSWの損傷状況の確認	A A	フリクトSWの動作確認 フリクトSWの損傷状況の確認	A A
備											

点検方法記号・・・  
 A:触診 B:目視 C:計測  
 使用器具記録・・・  
 a:水分率計 b:グリスガン・塗布 c:ストップウォッチ d:ノギスゲージ e:絶縁抵抗計 f:振動計 g:回転計  
 h:シックネスゲージ i:集中給油器 j:騒音計 k:定規 l:回路計 m:温湿度計 n:回路計 o:水中ポンプ p:比重計 q:クランプメーター

# 設備点検基準表 上谷刈浄化センター (18ノ19)

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	台数	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
				点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法
タービンポンプ	上水揚水ポンプ	【平日】	2	【1ヶ月】電流値の記録 異音・振動・発熱状況の確認 封水部の液漏れ確認	A — A	【6ヶ月】	—	【1ヶ月】	—	【1ヶ月】	—
送排風機	暖気プロワ室送風機 電気室排風機 発電機室常用給気ファン 発電機室非常用給気ファン	【週】	1	電流値の記録 異音・振動・発熱状況の確認 ベルトの状態確認	A — A	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】	—	【1ヶ月】 ベルトの張り・摩耗等の確認 ダンパーの開閉動作確認 ダクトの変形・損傷の有無 給・排気ガラリの汚れ確認 軸受け部給脂 電流値の測定 羽根車の状態確認 シャフトの状態確認 ブーリーの変形・損傷の確認	B — A — C A — A — A
有圧換気扇	換気扇	【週】	13	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】	—	【1ヶ月】	—	【1ヶ月】 給・排気ガラリの汚れ確認 羽根車の状態確認 シャフトの状態確認	A — A — A
電動ホイスト	汚水ポンプ用ホイスト 沈砂池スクリーンかす 搬出用ホイスト 案外線ランプユニット 吊り上げ用ホイスト	【平日】	1	【1ヶ月】定期自主検査に基づく点検	A	【6ヶ月】	—	【1ヶ月】	—	【1ヶ月】	—

点検方法記号  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 o: 比重計 p: 水中ポンプ q: メジャー r: クランプメーター

## 設備基準表

## 上谷刈淨化センター(19/19)

令和2年度

《上谷刈淨化センター》

設備名	機械及び機器名	設備機器名	点検項目	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
				台数	方法	器具	方法	器具	方法	器具	方法
空調設備	空調機 窓用エアコン	5 1	【平日】				【3ヶ月】		【1ヶ月】		
空調機		5									
暖房機	暖房ヒーター	1	【平日】				【6ヶ月】		【1ヶ月】		
有害ガス検知器							【1ヶ月】		【6ヶ月】		
空気呼吸器				1 2	【平日】 【平日】		【1ヶ月】 【1ヶ月】		定期自主検査に基づく点検 定期自主検査に基づく点検	A A	【1ヶ月】 【1ヶ月】

点検方法記号  
A: 目視  
B: 聴診  
C: 計測  
d: 絶縁抵抗計  
e: ノギスゲージ  
f: 回転計  
g: 振動計  
h: 水分率計  
i: グリッパーオッヂ  
j: 温度計  
k: 定規  
l: 回路計  
m: 集中給油器  
n: 比重計  
o: メジャー  
p: 水中ポンプ  
q: クランブメーター

使用器具記録

# 設備点検基準表 北中山一丁目ポンプ場 (1/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	台数	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
				点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法
機 械	電動式制水庫	流入ゲート	2	【週】開度の記録 モード確認	A A	【1ヶ月】開閉動作確認(電動) 異音・振動・発熱の確認	A B	【6ヶ月】電流値の測定 全開・閉リミットSWの動作確認 開・閉方向過トルクの動作確認 開閉動作時間の測定	C A A C	【1ヶ月】スピンドル等のグリス塗布 サーマルリレーの動作確認 弁体の状態確認 制水扉の止水状況確認	b A A A
	定置式スクリーン	粗目スクリーン 細目スクリーン	1	【週】スクリーンの状態確認 水路の状況確認	A A	【1ヶ月】	-	【6ヶ月】	-	【1ヶ月】	-
	自動スクリーン付 二輪差動回転式破砕機	スクリーン付破砕機	1	【週】電流値の記録 スクリーンの状態確認 異音・振動・発熱の確認 モード確認	A A A	【1ヶ月】	【6ヶ月】電流値の測定 カッターの摩耗・底食・閉塞等の確認 カッピング・ギアの摩耗・底食の確認 各部のボルトの緩み確認 破砕機軸加減速機部給脂 電動機部(上部・下部)給脂 破砕機本体嗜み込み動作確認 スクレーパー軸加減速機部給脂 スクレーパー嗜み込み動作確認	C A A A B B B B	【1ヶ月】漏電リレーの動作確認 E.L.D.の動作確認	A A	
設 備	手動式制水庫	流出ゲート	2	【週】開度の記録	A	【1ヶ月】	-	【6ヶ月】	-	【1ヶ月】	-

点検方法記号  
A: 目視 B: 脳診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッч d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 駆音計 m: 溫度計 n: 回路計 l: 定規 o: 水中ポンプ p: 比重計 q: クランプメーター

## 設備点検基準表

## 北中山一丁目ポンプ場 (2ノ8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)				
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法			
機 械	汚水ポンプ	汚水ポンプ	2	【週】電流値・吐出圧力・吐出量の記録 エアーピンの状態確認 ポンプ井の状況確認 モードの確認 異音・振動状況確認	A A A B	【1ヶ月】予旋回運転実施	—	【6ヶ月】ケーブル・本体の損傷の有無 配管からの漏れの確認 電流値の測定 脱着フランジからの漏れ確認 ガイドレールの腐食等の確認 浸水検知の動作確認(疑似) 温度上昇の動作確認(疑似)	A C A A A A	【1ヶ月】サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認	A A
設 備	電動仕切弁	汚水ポンプ電動仕切弁	2	【週】開度の確認 封水部・配管の状態確認 モードの確認	A A A	【1ヶ月】開閉動作確認(電動) 異音・振動・発熱の確認	A B	【6ヶ月】電流値の測定 全開・閉リミットSWの動作確認 開・閉方向過トルクの動作確認 開閉動作時間の測定 グランド部漏れ確認	C A A C A	【1ヶ月】スピンドル等のグリス塗布 E-LDの動作確認 サーマルリレーの動作確認	b A A
	手動仕切弁	汚水流量計ババース弁 汚水流量計前手動弁 汚水流量計後手動弁	1	【週】	—	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】	—	【1ヶ月】外観の異常の有無 開・閉の動作確認 スピンドル等のグリス塗布 封水部配管の状態確認	a A A A
	下水道用空気抜弁	自動空気抜弁	1	【週】空気抜弁の状態確認	A	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】分解点検	—	【1ヶ月】	—

点検方法記号  
使用器具記録  
a:水分率計  
b:グリスガン・蓋布  
c:ストップウォッチ  
d:ノギスゲージ  
e:終線抵抗計  
f:振動計  
g:回転計  
h:シックネスゲージ  
i:集中給油器  
j:騒音計  
k:走行計  
l:回路計  
m:温度計  
n:比重計  
o:水中ポンプ  
p:メジャー  
q:クランブメーター

# 設備点検基準表 北中山一丁目ポンプ場 (3/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
機械	片吸込ターボファン	脱臭ファン	1	【週】 異音・振動・発熱の確認 油量・油漏れの確認	B	—	【1ヶ月】 電流値の記録	A	—	【6ヶ月】 電流値の測定
				Vベルトの状態確認	A	—	Vベルトの摩耗・劣化確認 ※行がヨガーブ	A	—	漏電リレーの動作確認
	ミストセパレーター、エリミネーター		1	【週】				C	—	ブリード・ダクトの変形・損傷の確認
設備	乾式カートリッジ式脱臭機	活性炭吸着塔	1	【週】			【1ヶ月】 吸着塔の差圧の記録	A	—	羽根車の損傷確認
								C	—	オイル交換
			1	【月】			【6ヶ月】	A	—	Vベルト交換・調整 ※行がヨガーブ
定期点検(1ヶ月)										
内部汚損状況確認										

点検方法記号：A: 目視 B: 触診・聽診 C: 計測

使用器具記録：a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計

h: シックネスゲージ i: 回路計 j: 驅音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 中心給油器 p: メジャーリ p: メジャーリ q: クランプメーター

# 設備点検基準表 北中山一丁目ポンプ場 (4ノ8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具
電気	氣中開閉器	PAS	1 【週】 (カバー・ケース)損傷・変形 の確認 操作ロープの状態確認 開閉表示の確認	A A A	【1ヶ月】		【6ヶ月】		【1ヶ月】	
	受電盤	引込受電盤 変圧器盤 低圧分岐盤	1 【週】 異音・振動・汚損状況の確認 2 電力・電圧・電流・力率の記録	A A	【1ヶ月】		【6ヶ月】		【1ヶ月】	
	低圧盤	監視計装盤 動力制御盤 子局伝送装置盤 発電機自動始動盤 動力操作盤 破砕機制御盤 自家発補機盤	1 【週】 ポンプ井水位の記録 2 異音・異臭・汚損状況の確認 1 ランプテスト実施 2 モードの確認 1 遠制子局の状態確認 1 盤内各機器の状態確認	A A A A A A	【1ヶ月】	故障警報送受信確認	【6ヶ月】	絶縁抵抗測定 (能力検査新設及び自家勢特種機のみ) 盤内汚損状況確認	【1ヶ月】	C e A
設備	無停電源装置	ミニUPS	2 【週】 入力電源の状態確認 異音・振動・発熱の状態	A A	【1ヶ月】		【6ヶ月】		【1ヶ月】	

点検方法記号  
使用器具記録  
a:水分計 b:クリスガン・塗布 c:ストップウォッチ d:ノギスゲージ e:絶縁抵抗計 f:振動計 g:回転計  
h:シックネスゲージ i:集中給油器 j:騒音計 k:定規 l:回路計 m:温度計 n:回転計 o:比重計 p:メジャー q:クランブメーター

# 設備点検基準表 北中山一丁目ポンプ場 (5ノ8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日) 台数	点検項目		方法	点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法	定期点検(3ヶ月・6ヶ月) 定期点検(隔週・1ヶ月)	定期点検(1ヶ月)
				【1ヶ月】	【6ヶ月】									
電	分電盤	電灯分電盤	1	【週】 異音・振動・汚損状況の確認 盤内各機器の状態確認	A A	— —	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認	C A	e —	—	【1ヶ月】	定期点検(1ヶ月)
電	現場盤	現場操作盤 区分開閉器箱	5	【週】 異音・振動・汚損状況の確認 故障表示のランプテスト	A A	— —	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】 各現場盤の状況確認	A	—	—	【1ヶ月】	定期点検(1ヶ月)
氣	立型水冷4サイクル	非常用エンジン	1	【週】 自家発電機の状態確認 モード確認	A A	— —	【1ヶ月】 運転前・後潤滑油量の確認 モード確認	A B	【6ヶ月】 浮動充電中の絶電圧測定 異音・異臭・発熱等の確認 錆・腐食等の確認 盤内汚損状況確認	C A A	— — —	—	【1ヶ月】	定期点検(1ヶ月)
設	三相交流同期発電機	非常用発電機	1	—	—	—	【1ヶ月】 運転前・中・後オイル漏れの確認 ファンベルトの張り・損傷の 有無確認 吸入フィルターの目詰り確認 計器指示値の確認 運転指令→100%回転時間確認 始動はスムーズか 排ガスの確認 停止指令→完全停止時間確認 運転中の回転数・水温・油温 油圧の記録	A A C A A C A A C A	【6ヶ月】 セル電圧の測定 — — — — — — — — — —	【1ヶ月】	定期点検(1ヶ月)			
備							【1ヶ月】 無負荷運転時の(電圧・ 周波数)の記録 損傷等の確認	A	—	—	—	—	【1ヶ月】	定期点検(1ヶ月)

点検方法記号  
A : 目視  
B : 触診・聴診  
C : 計測  
D : 使用器具記録  
E : 水分率計  
F : ノギスゲージ  
G : ストップウォッチ  
H : グリスガン・塗布  
I : シックネスゲージ  
J : 集中給油器  
K : 定規  
L : 回路計  
M : 温度計  
N : 比重計  
O : 水中ポンプ  
P : 振動計  
Q : 回転計  
R : メジャ  
S : クランブメーター

# 設備点検基準表 北中山一丁目ポンプ場 (6/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ年)												
			点検項目 合数	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】 各箇所漏れ確認	方法 器具	点検項目 【6ヶ月】 冷却水量の確認 各箇所漏れ確認	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】 外観異常の確認 燃料系統ハーブの確認	方法 器具	点検項目 【6ヶ月】 燃料残量の記録 タンクの液漏れの確認	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】 ハンドホール	方法 器具	点検項目 【6ヶ月】 マンホール蓋、パッキンの 損傷確認	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】 配管コードキングの確認 ケーブル及びジョイント部の 損傷の有無確認	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】 ハンドホール内部漏水状況確認	方法 器具	定期点検(1ヶ年)
電	ラジエター	ラジエター	1	【週】 各箇所漏れ確認	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	
鋼板製タンク	燃料タンク	燃料タンク	1	【週】 燃料残量の記録 タンクの液漏れの確認	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	A —	
電線路	ハンドホール	ハンドホール	1	【週】																	
気																					
設																					
備																					

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診・聴診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 駆音計 l: 定規 m: 回路計 n: 比重計 o: 温度計 p: メジャー q: 水中ポンプ

# 設備点検基準表 北中山一丁目ポンプ場 (7ノ8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)		
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	
圧力式水位計	流入渠水位計 ポンプ井水位計		1	【週】 1 指示値の記録 2 指示値の記録	A —		【1ヶ月】 外観異常の確認 センサー部の汚損状況の確認 ポンプ井水位の実測と指示計 の指示値の確認 変換器からの出力電流測定	A C A C	— P — I	【1ヶ月】 外観異常の確認 ゼロ校正の実施 指示値の確認	A A A
計	電磁流量計		1	【週】 ポンプ運転時の指示値記録	A —		【1ヶ月】 外観異常の確認 ゼロ校正の実施 指示値の確認	A A A	— — —	【6ヶ月】 外観異常の確認 ゼロ校正の実施 指示値の確認	A A A
装											
設											
備											

点検方法記号： A: 目視 B: 触診 C: 計測  
 使用器具記録： a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッч d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 湿度計 n: 温度計 o: 回路計 p: 比重計 q: メジャー r: 水中ポンプ s: 水中ポンプ t: クランプメーター

# 設備点検基準表 北中山一丁目ポンプ場 (8ノ8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)			1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)			定期点検(3ヶ月・6ヶ月)			定期点検(1ヶ月)			
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具
付 有圧換気扇	換気扇		4	【週】			【1ヶ月】			【6ヶ月】			【1ヶ月】		
電動形トロリ暴食形 ホイスト	汚水ポンプ用ホイスト スカーラー・し萱搬出用ホイスト		1	【週】			【1ヶ月】			【6ヶ月】			【1ヶ月】		
帶															
設															
備															

点検方法記号：A：目視 B：触診・聽診 C：計測

使用器具記録：a：水分率計 b：グリスガン・蓋布 c：ストップウォッチ d：ノギスゲージ e：絶縁抵抗計 f：振動計 g：回転計

h：シックネスゲージ i：集中給油器 j：騒音計 k：定規 l：回路計 m：温度計 n：比重計 o：水中ポンプ p：メジャ-

q：クランブメーター

# 設備点検基準表 館四丁目ポンプ場 (1/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)			1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)			定期点検(3ヶ月・6ヶ月)			定期点検(1ヶ月)				
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	
機械	電動式制水扉	流入ゲート	1	【週】開度の記録	A	—	【1ヶ月】開閉動作確認(電動) 異音・振動・発熱の確認	A	—	【6ヶ月】電流値の測定	C	—	【1ヶ月】スピンドル等のグリス塗布 弁体の状態確認	—	b	
	手動式制水扉	流入ゲート 連通ゲート	1	【週】開度の記録	A	—		B	—	全開・閉リミットSWの動作確認 開閉方向過トルクの動作確認	A	—	—サーマルリレーの動作確認	A	—	
	定置式スクリーン	細目スクリーン	1	【週】スクリーンの状態確認 水路の状況確認	A	—		A	—	開閉動作時間の測定	C	—	弁扉の止水状況確認 漏電リレーの動作確認	A	—	
設備	自動アライナ付 二輪差動回転式破碎機	スクリーン付破碎機	1	【週】電流値の記録 スクリーンの状態確認 異音・振動・発熱の確認 モード確認	A	—		A	—	【1ヶ月】電流値の測定	C	—	漏電リレーの動作確認 E-LDの動作確認	A	—	
	h: シックネスゲージ	i: 集中給油器						B	—	各部のボルトの緩み確認	—	b	—	サイクロ減速機部給脂	—	b
	a: 水分率計	j: 騒音計						A	—	電動機部(上部・下部)給脂	—	b	—	電動機部(上部・下部)給脂	—	b
	c: グリスガン・塗布	k: 温度計								破碎機本体噸み込み動作確認 入り口カム加减速機部給脂	—	b	—	入り口カム加减速機部給脂	—	b
	d: ノギスゲージ	l: 回路計								モーターカップリング・ギアの摩耗・破損の確認	—	b	—	モーターカップリング・ギアの摩耗・破損の確認	—	b
	e: 絶縁抵抗計	m: 比重計								各部のボルトの緩み確認	—	b	—	各部のボルトの緩み確認	—	b
	f: 振動計	n: 溫度計								サイクロ減速機部給脂	—	b	—	サイクロ減速機部給脂	—	b
	g: 回転計	o: 水中ポンプ								電動機部(上部・下部)給脂	—	b	—	電動機部(上部・下部)給脂	—	b
	p: メジャー	q: クランプメーター								破裂機本体噸み込み動作確認 入り口カム加减速機部給脂	—	b	—	破裂機本体噸み込み動作確認 入り口カム加减速機部給脂	—	b

点検方法記号： A: 目視 B: 触診 C: 計測  
使用器具記録： a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッチ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 騒音計 k: 温度計 l: 回路計 m: 比重計 n: 溫度計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

## 設備点検基準表

## 館四丁目ポンプ場 (2/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法
機 械	手動仕切弁	污水ポンプ仕切弁 污水流量計前手動弁 污水流量計後手動弁 污水流量計バイパス弁	4	【週】			【1ヶ月】		【6ヶ月】	
	水中污水ポンプ		4	【週】			【1ヶ月】		【6ヶ月】	
機 械	ターボファン		1	【週】			【1ヶ月】		【1ヶ月】	
	ミストセパレーター	エリミネーター	1	【週】			【1ヶ月】		【1ヶ月】	
備 備			1	【週】			【1ヶ月】		【1ヶ月】	
			1	【週】			【1ヶ月】		【1ヶ月】	

点検方法記号：・ A：目視 B：触診・聴診 C：計測

使用器具記録：・ a：水分計 b：水分車計 c：グリスガン・塗布 d：ノギスゲージ e：絶縁抵抗計 f：振動計 g：回転計

h：シックネスゲージ i：集中給油器 j：騒音計 k：定規 l：回路計 m：温度計 n：比重計 o：水中ポンプ p：メジャー q：クランプメータ

### 設備点検基準表 館四丁目ポンプ場(3/8)

令和2年度

# 設備点検基準表 館四丁目ポンプ場 (4/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法
電気	地中開閉器 PAS		1 【週】 (カバー・ケース)損傷・変形 の確認 操作ロープの状態確認 開閉表示の確認	A A A	— — —	【1ヶ月】			【6ヶ月】	
	受変電盤	高圧受電盤 主変圧器盤 低圧分岐盤	1 【週】 異音・振動・汚損状況の確認 電力・電圧・電流・力率の記録	A A	— —	【1ヶ月】	盤内各機器・母線の状態確認	A —	【6ヶ月】	
	低圧盤	計装盤 動力制御盤 子局伝送装置盤 発電機内自動起動盤 自家発機操作盤 動力操作盤	1 【週】 ポンプ井水位の記録 異音・異臭・汚損状況の確認 ランプテスト実施 モードの確認 遠側子局の状態確認 盤内各機器の状態確認	A A A A A A	— — — — — —	【1ヶ月】 故障警報送受信確認	A —	【6ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認	C A —	【1ヶ月】
備	分電盤	電灯分電盤	1 【週】 異音・振動・汚損状況の確認 盤内各機器の状態確認	A A	— —	【1ヶ月】		【6ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認	C A —	【1ヶ月】

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診・聽診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストッパウォッチ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 湿度計 n: 温度計 o: 比重計 p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表 館四丁目ポンプ場 (5/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法	点検項目	方法
電気	立型水冷4サイクル	非常用エンジン	1【週】自家発電機の状態確認モード確認	A一	【1ヶ月】運転前・後潤滑油量の確認運転前・中後オイル漏れの確認ファンベルトの張り・損傷の有無確認	A一	【6ヶ月】総電圧測定異音・異臭・発熱等の確認錆・腐食等の確認盤内汚損状況確認	C一 B一 A一 C一	【1ヶ月】	
	三相交流同期発電機	非常用発電機	1【週】		【1ヶ月】運転中の回転数・水温・油温油圧の記録	A一	【6ヶ月】セル電圧の測定	A一	【1ヶ月】	
設備	燃料タンク	燃料タンク	1【週】燃料残量の記録タンクの油漏れの確認	A一	【1ヶ月】無負荷運転時の(電圧・周波数)の記録損傷等の確認	A一	【6ヶ月】	A一	【1ヶ月】	
	ラジエター	ラジエター	1【週】各箇所過熱確認	A一	【1ヶ月】外観異常の確認	A一	【6ヶ月】	A一	【1ヶ月】	

点検方法記号  
 A: 目視 B: 触診 C: 計測  
 a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驅音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表 館四丁目ポンプ場 (6/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具
無停電电源装置	UPS	合計	2	【週】 入力電源の状態確認 異音・振動・発熱の状態	A — A —	【1ヶ月】		【6ヶ月】		【1ヶ月】
電線路	ハンドホール	電	4	【週】		【1ヶ月】	マンホール蓋、パッキンの 損傷確認	A —		【1ヶ月】
		空					配管コーニングの確認 ケーブル及びジョイント部の 損傷の有無確認	A —		
		設					ハンドホール内部漏水状況確認	A —		
		備								

点検方法記号：・ A：目視 B：触診・聽診 C：計測

使用器具記録： a：水分率計 b：グリスガン・塗布 c：ストップウォッチ d：ノギスゲージ e：絶縁抵抗計 f：振動計 g：回転計 h：シックネスゲージ i：集中給油器 j：騒音計 k：定規 l：回路計 m：温度計 n：比重計 o：水中ポンプ p：メジャー q：クランプメーター

# 設備点検基準表 (7ノ8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		定期点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
電磁流量計	流量計		1	【週】ポンプ運転時の指示値の記録	A	—	【1ヶ月】			【1ヶ月】
投込み式水位計	流入渠水位計 ポンプ井水位計		1	【週】指示値の記録	A	—	【1ヶ月】			【6ヶ月】
計			2							
計	フリクトスイッチ	流入渠水位警報用 ポンプ井バックアップ用	2	【週】			【1ヶ月】			【6ヶ月】
設			2							
備										

点検方法記号・ A: 目視 B: 触診・聴診 C: 計測

使用器具記録・ a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計

h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 駆音計 k: 定規 l: 回路計 m: 湿度計 n: 温度計 o: 比重計 p: メジャー q: 中水ポンプ r: メーター

## 設備点検基準表

## 館四丁目ポンプ場(8/8)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
付 有圧換気扇	換気扇	2	【週】				【6ヶ月】			【1ヶ月】
付 ダクトファン 軸流羽根使用	自家発吸気ファン 自家発排気ファン	2	【週】				【1ヶ月】			【6ヶ月】
付 電動ホイスト	汚水ポンプ用ホイスト	1	【週】				【1ヶ月】			【6ヶ月】
備 設										
備										

点検方法記号：A: 目視 B: 触診・聽診 C: 計測

使用器具記録：a: 水分率計 b: グリスガン・蓋布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計

h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驅音計 k: 定規 l: 回路計 m: 湿度計 n: 温度計 o: 比重計 p: 水中ポンプ q: メジャー

q: クランプメーター

# 設備点検基準表 泉中山ポンプ場 (1/1)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	台数	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
				点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具
機械設備	水中汚水ポンプ	汚水ポンプ	2	【週】電流値の記録 異音・振動状況確認 ポンプ井の状況確認 モードの確認	A B A A	【1ヶ月】ポンプ井のフラッシング —	—	【6ヶ月】ケーブル・本体の損傷の有無 配管からの漏れの確認 電流値の測定 脱着フランジからの漏れ確認 ガイドレールの腐食等の確認 浸水検知の動作確認(疑似) 温度上昇の動作確認(疑似)	A A C A A A	【1ヶ月】EしBの動作確認 3Eリレーの動作確認	A A
電気設備	低圧盤	汚水ポンプ制御盤 子局伝送装置盤	1	【週】受電電圧の記録 異音・異臭・汚損状況の確認 ランプテスト実施 モードの確認 遠制子局の状態確認 盤内各機器の状態確認	A B A A A	【1ヶ月】故障警報送受信確認 —	A	【6ヶ月】絶縁抵抗測定 (汚水ポンプ制御盤のみ) 盤内汚損状況確認	C A	【1ヶ月】	e
計装設備	無停電电源接置	ミニUPS	1	【週】入力電源の状態確認 異音・振動・発熱の状態	A A	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】	—	【1ヶ月】	—
付帯設備	フリクトスイッチ	汚水ポンプ用 フリクトスイッチ	4	【週】	—	【1ヶ月】	—	【6ヶ月】フリクトSWの動作確認 フリクトSWの損傷状況の確認	A A	【1ヶ月】	—
	盤内エアコン	エアコン	1	【週】	—	【1ヶ月】	—	【3ヶ月】	—	【1ヶ月】	—

点検方法記号... A: 目視 B: 听診・駆除 C: 計測  
 使用器具記録... a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシャ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
 h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 隆音計 k: 定規 l: 回路計 m: 溫度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表

# 早坂下ポンプ場 (1/7)

令和2年度

機械名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)	点検項目	方法	定期点検(隔週・1ヶ月)			定期点検(3ヶ月・6ヶ月)			定期点検(1ヶ月)		
						点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具
機械	電動式制水庫	流入ゲート	2【週】開度の記録 モード確認	A A	一 一	【1ヶ月】開閉動作確認(電動) 異音・振動・発熱の確認	A B	一 一	電流値の測定 全開・閉リミットSWの動作確認 開閉方向過トルクの動作確認 開閉動作時間の測定	C A C	q — —	スピンドル等のグリス塗布 サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認 制水庫の止水状況確認 弁体の状態確認	b — — — —	—
	間欠式除塵機 (回転アーム式)	細目自動除塵機	2【週】異音・振動・発熱状況の確認 レーキの走行状況確認 本体・スクリーンの状態確認 水路の状況確認 モードの確認	A A A A	— — — —	【1ヶ月】停止リミット動作確認 輸受部の給脂	A A	— —	電流値の測定 レーキ・スクリーンの噛合させ 状態確認 ワイヤー摩耗状態の確認 駆動用ローラーチェーン 偏航軸の有無確認 チエーンの張り確認 リミットSWの動作確認 スプロケットとの噛み合い の確認 過トルクの動作確認	C A A A A A	q — — — — —	サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認 駆動チェーンクリス塗布	b — —	—
設備	手動式制水庫	流出ゲート	2【週】開度の確認	A	—	【1ヶ月】			【6ヶ月】			【1ヶ月】		
	水中攪拌ポンプ	搅拌ポンプ	2異音、運転状況の確認 モードの確認	B A	— —	【1ヶ月】搅拌状態の確認	A	—	電流値の測定 ケーブル・本体の損傷の有無 ガイドレール腐食等の確認	C A A	q — —	スピンドル等のグリス塗布 開・閉の動作確認 制水庫の止水状況確認 弁体の状態確認	b — — —	—
						【6ヶ月】			【1ヶ月】			【1ヶ月】		

点検方法記号... A: 目視 B: 感診 C: 計測  
使用器具記録... a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシャ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計

h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 駆音計 k: 定規 l: 回路計 m: 湿度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

## 設備点検基準表

## 早坂下ポンプ場 (2ノ7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)			1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)			定期点検(3ヶ月・6ヶ月)			定期点検(1ヶ月)		
			点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具
機械	污水ポンプ	污水ポンプ	4【週】電流値・吐出圧力・吐出量の記録 エアーピンの状態確認 ポンプ井の状況確認 モードの確認 異音・振動状況確認	A A A A B	— — — — —	【1ヶ月】ポンプ井のフラッシング	— —	— —	【6ヶ月】ケーブル・本体の損傷の有無 配管からの漏れの確認 電流値の測定 脱着フランジからの漏れ確認 ガイドレールの腐食等の確認 浸水検知の動作確認(疑似) 温度上昇の動作確認(疑似)	A A C A A A	— — q — — —	【2ヶ月】2Eリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認	A A	— —
機械	手動仕切弁	污水ポンプ吐出弁	4【週】			【1ヶ月】			【6ヶ月】			【1ヶ月】		
機械	ハイブロー空気弁	ハイブロー空気弁	1【週】空気弁の状態確認	A	—	【1ヶ月】			【6ヶ月】分解点検	—	—	【1ヶ月】		
機械	オイルギヤポンプ	燃料ポンプ	1【週】			【1ヶ月】			【6ヶ月】電流値の測定 異音・振動・発熱状況の確認 各部の油汚れの確認	C B A	q — —	【1ヶ月】		
備考														

点検方法記号：A：目視 B：触診・聴診 C：音測

使用器具記号：a：水分率計 b：グリスガン・塗布 c：ストップウォッチ d：ノギスゲージ e：絶縁抵抗計 f：振動計 g：回転計

h：シックネスゲージ i：集中給油器 j：騒音計 k：定規 l：回路計 m：温度計 n：比重計 o：水中ポンプ p：比重計 q：マシンメータ

# 設備点検基準表 早坂下ポンプ場 (3/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
電気	気中開閉器	PAS	1	【週】 (カバー・ケース)損傷・変形 の確認	A	—	【1ヶ月】	方法	器具	【1ヶ月】
				操作ローブの状態確認 開閉表示の確認	A	—				
					A	—				
電気	受変電盤	引込受電盤 変圧器盤 低圧分岐盤	1	【週】 異音・振動・汚損状況の確認 電力・電圧・電流・力率の記録	【1ヶ月】	方法	【6ヶ月】	方法	器具	【1ヶ月】
			1							
			1							
機器	低圧盤	コントロールセンター盤 補助起電器盤 監視計装盤 子局伝送接続盤 発電機制御盤 動力操作盤	4	【週】 ポンプ井水位の記録 指示記録計の状態確認 異音・異臭・汚損状況の確認 ランプテスト実施 モードの確認 遙制子局の状態確認 盤内各機器の状態確認	A	—	【1ヶ月】 故障警報送受信確認 絶縁抵抗測定 (C/C盤・動力操作盤のみ) 盤内汚損状況確認	A	—	【1ヶ月】
			1							
			1							
			1							
			2							
			2							
機器	分電盤	電灯分電盤	1	【週】 異音・振動・汚損状況の確認 盤内各機器の状態確認	A	—	【1ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認	A	—	【1ヶ月】
			1							

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストッパウオッチ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驅音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表

令和2年度

## 早坂下ポンプ場 (4/7)

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)	点検項目	方法	定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	定期点検(1ヶ月)
						点検項目	方法		
現場盤	現場操作盤 区分開閉器箱	7 【週】 異音・振動・汚損状況の確認 故障表示のランプテスト	A A	【1ヶ月】 各現場盤の状況確認	A	【6ヶ月】 各現場盤の状況確認	A	【1ヶ月】	方法器具
電気	無停電源接続 UPS	2 【週】 入力電源の状態確認 異音・振動・発熱の状態	A A	【1ヶ月】 入力電源の状態確認 異音・振動・発熱の状態	A	【6ヶ月】 入力電源の状態確認 異音・振動・発熱の状態	A	【1ヶ月】	方法器具
立型水冷4サイクル	非常用エンジン	1 【週】 自家発電機の状態確認 モード確認	A A	【1ヶ月】 運転前・後潤滑油量の確認 運転前・中・後オイル漏れの確認 ファンベルトの張り・損傷の有無確認 吸入フィルターの目詰り確認 運転指令→100%回転時間確認 始動はスムーズか 排ガスの確認 停止指令→完全停止時間確認 運転中の回転数・水温・油温 油圧の記録	A A A A C A A C A	【6ヶ月】 浮動充電中の総電圧測定 異音・異臭・発熱等の確認 錆・腐食等の確認 盤内汚損状況確認 セル電圧の測定	C B A A C A A A A	【1ヶ月】	方法器具
備	三相交流同期発電機	非常用発電機	1 【週】	【1ヶ月】 運転中の電圧・周波数の記録 発電機損傷等の有無	A A	【6ヶ月】 運転中の電圧・周波数の記録 発電機損傷等の有無	A A	【1ヶ月】	方法器具

点検方法記号  
 A: 目視    B: 触診・聽診    C: 計測  
 使用器具記録  
 a: 水分率計    b: グリスガン・塗布    c: ストップウォッシュ    d: 絶縁抵抗計    e: ノギスゲージ    f: 振動計    g: 回転計  
 h: シックネスゲージ    i: 集中給油器    j: 駆音計    k: 定規    l: 回路計    m: 温度計    n: 比重計    o: 水中ポンプ    p: メジャーリード    q: クランブメータ

# 設備点検基準表 早坂下ポンプ場 (5/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
電	ラジエター	ラジエター	1	【週】各箇所洩れ確認	A	—	【1ヶ月】冷却水量の確認 各箇所洩れ確認	A	—	【6ヶ月】
鋼板製タンク	燃料タンク		1	【週】燃料の残量の記録 タンクの油漏れの確認	A	—	【1ヶ月】タンク外観異常の有無 燃料系統洩れの確認	A	—	【1ヶ月】
電線路	ハンドホール		1	【週】			【1ヶ月】			【6ヶ月】
設										
備										

点検方法記号：A:目視 B:触診・聴診 C:計測  
 使用器具記録：a:水分率計 b:グリスガン・塗布 c:ストップウォッチ d:ノギスゲージ e:絶縁抵抗計 f:振動計 g:回転計  
 h:シックネスゲージ i:集中給油器 j:騒音計 k:定規 l:回路計 m:温度計 n:比重計 o:水中ポンプ p:メジャー q:クランプメーター

# 設備点検基準表 (6ノ7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目 台数	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】	方法 器具	点検項目 【6ヶ月】	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】	方法 器具
電磁流量計	流量計		1 【週】 ポンプ運転時の指示値の記録	A —			外観異常の確認 ゼロ校正の実施 指示値の確認	A A A	—	
計	投入式水位計									
計	流入ピット水位計 ポンプ井水位計		1 【週】 指示値の記録	A —			外観異常の確認 センサー部の汚損状況の確認 ポンプ井水位の実測と指示計 の指示値の確認 変換器からの出力電流測定	A C P A C	—	
装	フリクトスイッチ	水位計バックアップ用 フリクトスイッチ	7 【週】				【6ヶ月】 フリクトSWの動作確認 フリクトSWの損傷状況の確認	A A	—	
設										
備										

点検方法記号  
A: 目視    B: 触診・聽診    C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計    b: グリスガン・蓋布    c: ストップウォッシュ    d: ノギスゲージ  
e: 純線抵抗計    f: 振動計    g: 回転計  
h: シックネスゲージ    i: 集中給油器    j: 駆音計    k: 定規    l: 回路計  
m: 溫度計    n: 比重計    o: 水中ポンプ    p: 水中ポンプ    q: メジャー    r: クランプメーター

## 設備点検基準表

## 早坂下ポンプ場(7/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
塙ビ多翼ファン 付	除塵機室排風機 自家発吸気ファン 自家発排気ファン	除塵機室排風機	1	【週】異音・振動・発熱の確認	A	—	【6ヶ月】電流値(指示計)の記録 Vベルトの状態確認 輸受け部の給脂	A A —	b	【1ヶ月】Vベルトの張り・摩耗等の確認 ダンパーの開閉動作確認 ダクトの変形・損傷の有無 給・排気ガラリの汚損状況確認 輸受け部の給脂 羽根車の状態確認
有圧換気扇 付	換気扇	換気扇	3	【週】			【1ヶ月】			【1ヶ月】ブリーパーの変形・損傷の確認 サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認
井戸ポンプ 備	電動形トロリ暴食形 ホイスト	井戸ポンプ	1	【週】			【6ヶ月】異音・振動・発熱の確認 運転状況の確認	A A	—	【1ヶ月】給・排気ガラリの汚れ確認 羽根車の状態確認 シャフトの状態確認 サーマルリレーの動作確認
							【1ヶ月】			【1ヶ月】電流値の測定 E.L.Bの動作確認
							【1ヶ月】			【1ヶ月】

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシュ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 駆音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表 無串ポンプ場 (1/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)	定期点検(3ヶ月・6ヶ月)			定期点検(1ヶ月)			方法器具
				点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	
機	電動式制水扉	流入ゲート	1 【週】 開度の記録 モード確認	A 一 開閉動作確認(電動) B 一 噴音・振動・発熱の確認	A 一 電流値の測定 B 一 全開・リミットSWの動作確認 C 一 開・閉方向過トルクの動作確認 D 一 開閉動作時間の測定	C q 一 スピンドル等のグリス塗布 A 一 サーマルリレーの動作確認 A 一 弁体の状態確認 C 一 制水扉の止水状況確認	【1ヶ月】	方法	器具	【1ヶ月】
	水中汚水ポンプ	汚水ポンプ	4 【週】 電流値・吐出圧力・吐出量 の記録 エアー弁の状態確認 ポンプ弁の状況確認 モードの確認 異音・振動状況確認	A 一 A 一 A 一 B 一	A 一 A 一 A 一 A 一	A 一 A 一 A 一 A 一	【1ヶ月】 ポンプ弁のフランジ ケーブル・本体の損傷の確認 配管からの漏れの確認 電流値の測定 脱着フランジからの漏れ確認 ガイドレールの腐食等の確認 浸水検知の動作確認(疑似) 温度上昇の動作確認(疑似)	C q 一 A 一 A 一 A 一 A 一 A 一 A 一	【1ヶ月】 サーマルリレーの動作確認 漏電リレーの動作確認	方法
設	手動仕切弁	汚水ポンプ吐出弁	4 【週】				【1ヶ月】	方法	器具	【1ヶ月】
	水中搅拌ポンプ	搅拌ポンプ	2 【週】 異音、運転状況の確認 モードの確認	B 一 A 一	B 一 搅拌状態の確認 A 一	A 一 A 一	【1ヶ月】 ケーブル・本体の損傷の有無 ガイドレール腐食等の確認	C q 一 A 一 A 一	羽根車の損傷確認 サーマルリレーの動作確認 オイル交換	方法
備							【1ヶ月】	方法	器具	【1ヶ月】

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診・聴診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッチャ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 湿度計 n: 温度計 o: 比重計 p: メジャー q: 水中ポンプ r: 水中ボンブ

# 設備点検基準表 無串ポンプ場 (2/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日) 点検項目	1ヶ月点検(隔週・1ヶ月) 点検項目		定期点検(3ヶ月・6ヶ月) 点検項目		定期点検(1ヶ月) 点検項目	
				台数	方法 器具	方法 器具	方法 器具	方法 器具	方法 器具
機	ハイプロ空気弁	ハイプロ空気弁	【週】 空気弁の状態確認	1	A	【1ヶ月】 分解点検	【6ヶ月】 電流値の測定 異音・振動・発熱状況の確認 各部の油汚れの確認	C	【1ヶ月】
	オイルギヤポンプ	燃料ポンプ	【週】	1	—	【1ヶ月】	—	B	—
機								A	—
設									
備									

点検方法記号  
A: 目視 B: 触診 C: 計測  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッч d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 湿度計 n: 温度計 o: 比重計 p: 水中ポンプ q: メジャー r: クランブメーター

# 設備点検基準表 無串ポンプ場 (3/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	台数	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
				点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具	点検項目	方法・器具
電気	気中開閉器	PAS	1	【週】 (カバー・ケース)損傷・変形 の確認	A —	【1ヶ月】		【6ヶ月】		【1ヶ月】	
				操作ロープの状態確認 開閉表示の確認	A A —						
	受変電盤	引込受電盤 変圧器盤 低圧分岐盤	1	【週】 1 哀音・振動・汚損状況の確認 1 電力・電圧・電流・力率の記録	A A —	【1ヶ月】		【6ヶ月】		【1ヶ月】	
	低圧盤	コントロールセンター盤 補助继電器盤 監視計装盤 発電機制御盤 子局伝送装置盤 動力操作盤	4	【週】 2 ポンプ井水位の記録 1 哀音・異臭・汚損状況の確認 1 ランプテスト実施 1 モードの確認 1 遠制子局の状態確認 盤内各機器の状態確認	A A A A A A A —	【1ヶ月】 故障警報送受信確認	A —	【6ヶ月】 絶縁抵抗測定 (C/C盤・動力操作盤のみ) 盤内汚損状況確認	C e —	【1ヶ月】	
	設備										
	分電盤	電灯分電盤	1	【週】 1 哀音・振動・汚損状況の確認 盤内各機器の状態確認	A A —	【1ヶ月】		【6ヶ月】 絶縁抵抗測定 盤内汚損状況確認	C e —	【1ヶ月】	

点検方法記号  
A: 目視 B: 検診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストッパウォッチ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驅音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランブメーター

# 設備点検基準表 無串ポンプ場 (4/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
電気	現場盤	現場操作盤	5	【週】異音・振動・汚損状況の確認 故障表示のランプテスト	A A	— —	【1ヶ月】各現地盤の状況確認	A	—	【1ヶ月】
立型水冷4サイクル	ミニUPS		2	【週】入力電源の状態確認 異音・振動・発熱の状態	A A	— —	【1ヶ月】			【1ヶ月】
設	非常用エンジン		1	【週】自家発電機の状態確認 モード確認	A A	— —	【1ヶ月】運転前・後潤滑油量の確認 運転前・中・後オイル漏れの確認 ファンベルトの張り・損傷の確認 有無確認	A A B C	C B A —	【1ヶ月】浮動充電中の総電圧測定 異音・異臭・発熱等の確認 錆・腐食等の確認 盤内汚損状況確認 セル電圧の測定
備	三相交流同期発電機	非常用発電機	1				【1ヶ月】			【1ヶ月】
							運転中の電圧・周波数の記録 発電機損傷等の有無	A A	— —	【1ヶ月】

点検方法記号  
A: 目視 B: 身診・聴診 C: 計測  
使用器具記録  
a: 水分率計 b: グリスゲージ c: ストップウォッシュ d: 絶縁抵抗計 e: ノギスゲージ f: 振動計 g: 回転計  
h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: メジャー q: クランプメーター

# 設備点検基準表 無串ポンプ場 (5/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目 合数	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】	方法 器具	点検項目 【6ヶ月】	方法 器具	点検項目 【1年】	方法 器具
電	ラジエター	ラジエター	1	【週】各箇所洩れ確認	A —	【1ヶ月】冷却水量の確認 各箇所洩れ確認	A —	【6ヶ月】		
鋼板製タンク	燃料タンク	燃料タンク	1	【週】燃料の残量の記録 タンクの油漏れの確認	A —	【1ヶ月】タンク外観異常の有無 燃料系統洩れの確認	A —	【6ヶ月】		
電線路	ハンドホール	ハンドホール	1	【週】		【1ヶ月】		【6ヶ月】		
設										
備										

点検方法記号： A: 目視 B: 触診・聴診 C: 計測

使用器具記録： a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッシャ d: ノギスゲージ e: 絶縁抵抗計 f: 振動計 g: 回転計

h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 l: 定規 m: 温度計 n: 比重計 o: 回路計 p: メジャー q: クランブメーター

## 設備点検基準表

## 無串ポンプ場 (6/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			台数	点検項目	方法	器具	点検項目	方法	器具	点検項目
投込み式水位計	流入ビット水位計 ポンプ井水位計		1	【週】 指示値の記録	A	—	【1ヶ月】 外観異常の確認 センサー部の汚損状況の確認 ポンプ井水位の実測と指示計 の指示値の確認	A C A C	— P — I	【1ヶ月】 外観異常の確認 センサー部の汚損状況の確認 ポンプ井水位の実測と指示計 の指示値の確認
			1	【週】 指示値の確認	A	—	【1ヶ月】 外観異常の確認 センサー部の汚損状況の確認 ポンプ井水位の実測と指示計 の指示値の確認	A C A	— P —	【1ヶ月】 外観異常の確認 センサー部の汚損状況の確認 ポンプ井水位の実測と指示計 の指示値の確認
計	電波レベル計	ポンプ井水位計	1	【週】 指示値の確認	A	—	【1ヶ月】 外観異常の確認 センサー部の汚損状況の確認 ポンプ井水位の実測と指示計 の指示値の確認	A C A	— P —	【1ヶ月】 外観異常の確認 センサー部の汚損状況の確認 ポンプ井水位の実測と指示計 の指示値の確認
備 註										

点検方法記号・・・ A: 目視 B: 触診・聴診 C: 計測

使用器具記録・・・ a: 水分率計 b: グリスガン・塗布 c: ストップウォッチャ d: ノギス e: ゲージ f: 絶縁抵抗計 g: 振動計

h: シックネスゲージ i: 集中給油器 j: 驚音計 k: 定規 l: 回路計 m: 温度計 n: 比重計 o: 水中ポンプ p: 回転計 q: クランプメーター

# 設備点検基準表 (7/7)

令和2年度

設備名	機械及び機器名	設備機器名	日常点検(平日・週・休日)		1ヶ月点検(隔週・1ヶ月)		定期点検(3ヶ月・6ヶ月)		定期点検(1ヶ月)	
			点検項目 合数	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】	方法 器具	点検項目 【6ヶ月】	方法 器具	点検項目 【1ヶ月】	方法 器具
付	有圧換気扇	換気扇	2	【週】					給・排氣ガラリの汚れ確認 羽根車の状態確認 シャフトの状態確認 サーマルリレーの動作確認	A A A A
	自家発吸気ファン	自家発排気ファン	1	【週】					電流値の測定 ダクトの変形・損傷の有無 給・排氣ガラリの汚損状況確認 羽根車の状態確認 シャフトの状態確認 サーマルリレーの動作確認	C A A A A A
設	電動形トロリ暴食形ホイスト	汚水ポンプ用ホイスト	1	【週】					定期自主検査に基づく点検	A
備									【1ヶ月】	
									【6ヶ月】	
									【1ヶ月】	
									【6ヶ月】	
									【1ヶ月】	

点検方法記号  
A : 目視 C : 計測  
B : 触診・聴診 D : 絶縁抵抗計  
E : 水分率計 F : 振動計  
G : ストップウォッチ H : ノギスゲージ  
I : グリスガン・塗布 J : 驚音計  
K : 集中給油器 L : 定規  
M : 測定計 N : 比重計 O : 回転計  
P : 水中ポンプ Q : メジャー R : クランプメーター

**別紙5**

**上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託**

**主要監視・管理項目一覧表**

# 主要監視・管理項目及び運転監視項目一覧表

令和2年度

《上谷刈浄化センター》

設備名称	項目	監視・管理要件	許容上限値	許容下限値	備考(対応)
沈砂池設備	水位	汚水流入水量の増大、降雨状況の確認 ポンプ井水位(海拔) 18.7m	18.7m	12.5m	通常流入水量 異常流入水量 ・降雨時対応運転手順(別途対応手順添付)
	透湿度		10cm	2cm	原因調査と施設運転方法の変更
	pH	異常流入水の発見	8.5	5.0	原因調査と施設運転方法の変更
	DO		11mg/l	2mg/l	原因調査と施設運転方法の変更
	水温		30°C	5°C	原因調査と施設運転方法の変更
最初沈殿池設備	汚泥	機能の確認、後段処理設備への影響確認 處理機能の確認(降雨時を除く)	550m <sup>3</sup> /日 1%	13m <sup>3</sup> /時(1回あたり) 0.1%	寄先指示によるもの 原因調査と初沈引抜方法(量)の変更 原因調査と初沈使用池の変更
	水質	透湿度	15cm	3cm	
反応槽設備	MLSS	BOD-SS負荷・SRTより一定範囲に調整	2500mg/l	900mg/l	原因調査と反応槽使用池の変更
	DO		5mg/l	0.1mg/l	原因調査と送風目標値の変更
	pH	処理状態の確認、消化・脱窒の進行状態の確認、適正な送風量の指標	7.2	6.4	原因調査と送風目標値の変更
	各懸垂素		-	-	
	SVI	汚泥の沈降性・凝聚性・上澄水の確認	350mL/g	100mL/g	原因調査と送風量及び余剰量の変更
	送風機	送風圧力 AI総送風量	60.0kPa 5000m <sup>3</sup> /h	50.0kPa 2000m <sup>3</sup> /h	原因調査 原因調査
最終沈殿池設備	汚泥界面	最終沈殿池の状況確認	130cm	10cm	原因調査と送風量及び余剰量の変更・薬品使用等
	返送率	返送汚泥量・返送率の設定	150%	50%	原因調査と余剰量の変更
	濃度	返送汚泥量・返送率の設定、余剰汚泥引抜量の設定	10000mg/l	18000mg/l	原因調査と余剰量及び返送率の変更
	余剰汚泥	余剰汚泥の引抜量の設定	300m <sup>3</sup> /日	10m <sup>3</sup> /日	原因調査と返送率の変更
	流量		-	50度	原因調査と終沈使用池の変更
	水質	透湿度	處理状態の確認	-	
凝聚沈殿池設備	水質	透湿度	處理状態の確認	-	原因調査と運転指示の変更・薬品使用等
濃縮設備	水質	濃度	送泥状態の影響確認	0.5%	原因調査と各引抜汚泥量の調整
消毒槽設備	水質	SS BOD	處理状態の確認	5.0mg/l 5.0mg/l	原因調査と運転指示及び施設運転方法の変更 原因調査と運転指示及び施設運転方法の変更
特記事項					

**別紙6**

**上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託**

**設備の運転操作・稼働状況監視等一覧**

# 運転操作、稼働状況監視一覧 (1/3)

《上谷刈浄化センター》

業務種別	業務内容	備考
流入水の分析	<p>1) 分析項目と分析頻度 水質検査項目表に基づく</p> <p>沈砂池設備の運転操作</p> <p>1) 横目スクリーンし渣除去 スクリーンにかかつた粗大なゴミ、夾杂物等を定期的に手かきにより除去する。</p> <p>2) 細目自動除塵機及び搬出コンベアの運転 し渣の発生量と時間帯を確認し運転時間の設定を行う。</p> <p>3) 掘砂ポンプ及び搬出コンベアの運転 沈砂が堆積することのないように発生量を確認しながら掘砂ポンプの運転を行う。</p> <p>4) 水中ミキサーの運転 デットスペース及び腐敗防止のため適正な運転時間の設定を行う。</p> <p>ポンプ井設備の運転操作</p> <p>最初沈殿池設備の運転操作</p> <p>1) 汚水ポンプの運転 汚泥堆積防止のため、定期的にポンプを切り替えて運転する。 ポンプ井又は、調整槽水位13.3~18.0mで揚水を行う。(流入水増大・降雨時以外) ポンプ井及び調整槽水位を13.0m以下にし、フラッシング実施する。(流入水増大・降雨時以外) 調整槽への汚泥堆積防止の為、調整槽空気搅拌用弁を調整し、調整槽内の攪拌を行う。</p> <p>2) 汚泥搔拌機の運転</p> <p>3) 汚泥引抜ポンプの運転 汚泥が濃縮しないよう引き抜き量と引き抜き間隔を設定する。</p> <p>4) 汚泥界面の測定 汚泥が適正に引き抜かれているかの確認。</p> <p>5) 槽上浮遊物の除去</p> <p>初沈流出水の分析</p> <p>1) 分析項目と分析頻度 水質検査項目表に基づく</p>	

# 運転操作、稼働状況監視一覧 (2/3)

《上谷刈淨化センター》

業務種別	業務内容	備考
反応槽設備の運転操作	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 使用する池数の決定 初沈流入水量からエアレーション時間の設計値を参考に決める。</li> <li>2) M L S S 濃度の調整 B O D - S S 負荷・S R T により一定範囲になるようにM L S S の調整を余剰引き抜きで実施。</li> <li>3) 送風量の調整 水質検査業務履行計画書に基づき測定した値により、一定範囲になるように送風量の調整をする。共に散気管バルブ調整を実施する。</li> </ol> <p>P H ・ D O 設定値及び流量変動に伴う風量調整を実施する。 プロダクション運転の実施及び嫌気搅拌送風量調整を実施する。</p>	<p>B O D - S S 負荷の管理範囲 硝化抑制運転実施時、0.16~0.23BODkg/M L SSkg</p> <p>S R T の管理方法 SRT = 反応槽容積/好気容積 × ASRT <math display="block">ASRT = 20 \cdot 65 \exp(-0.0639t)</math></p>
反応槽の分析	<ol style="list-style-type: none"> <li>1) 分析項目と分析頻度 水質検査項目表に基づく。</li> </ol> <p>最終沈殿池設備の運転操作</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 使用する池数の決定 初沈流入水量から、沈殿時間・水面積負荷の設計値を参考に決める。</li> <li>2) 汚泥懸濁機の運転</li> <li>3) 還送汚泥ポンプの運転 各槽均等な引抜を実施する為、運転号機の変更の実施。 適正な返送率を設定する。</li> <li>4) 余剰汚泥引抜量の調整 B O D - S S 負荷・S R T ・ M L S S 濃度が設定範囲になるように引抜量の調整を行う。</li> <li>5) 汚泥界面の測定 各池の汚泥堆積量の確認（各池均一になるようにする）。</li> <li>6) 槽上浮遊物の除去</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 分析項目と分析頻度 水質検査項目表に基づく。</li> </ol> <p>終沈流出水の分析</p> <p>凝聚沈殿池設備の運転操作</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 初沈流入水量から、沈殿時間・水面積負荷の設計値を把握する</li> <li>2) 汚泥懸濁機駆動機の運転</li> <li>3) 汚泥引き抜きポンプ又は循環ポンプ運転 汚泥堆積防止のため、周期的にポンプ切替及び適正な周波数を設定する。</li> <li>4) 引き抜き汚泥の投入位置変更（初沈流入部・初沈流出部・終沈流入部）</li> </ol> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 分析項目と分析頻度 水質検査項目表に基づく。</li> </ol>	

## 運転操作、稼働状況監視一覧 (3ノ3)

《上谷刈浄化センター》

業務種別	業務内容	備考
急速ろ過設備の運転操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) ポンプの運転時間を把握する。</li> <li>2) 逆洗タイマー設定及び状態把握する。</li> <li>3) 逆洗水の逐流水量確認及び状態確認する。</li> <li>4) 処理能力の確認。</li> <li>5) 処理状況により設備停止後の逆洗実施。</li> </ul>	<p>凝集沈殿池流出水が放流水基準値を満たされた時 急速ろ過設備（ろ過水泵・給水泵以外）停止</p>
消毒槽設備の運転操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 紫外線消毒装置の運転</li> <li>2) 紫外線消毒装置クリーニング装置運転の設定</li> <li>3) 紫外線ランプ及びUVセンサーの交換</li> </ul>	<p>メーカー推奨の交換時期を参考に、殺菌能力の低下（大腸菌群数試験）を見極め実施する。</p>
濃縮設備の運転操作	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 送泥濃度の調整</li> </ul>	<p>送泥濃度0.5%以下を保つように、初沈引抜・濃縮引抜及び余剰引抜を調整する。</p>
放流水の分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 分析項目と分析頻度</li> </ul>	<p>放流水基準            SS 5.0mg/l以下            BOD 5.0mg/l以下            水質検査業務履行項目表に基づく。</p>
降雨時対応		<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 降雨時対応は、別途手順書に準じて行う。</li> </ul>

**別紙7**

**上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託**

**水質試験等**

※水質異常時、運転方法の変更時には、項目・頻度・採水場所等について別途協議を行う。

採水場所	項目	採水回数					52週/年	月1回	換算数 19,328
		週1回	週2回	週3回	週5回	週7回			
沈砂池	流入水	色相 臭氣 透視度 水温 PH DO SS COD BOD		1	1				260 260 156 156 156 156 156 52 52
	流入水	色相 臭氣 透視度 水温 PH DO SS		1					104 104 104 104 104 104 104
	越流水	色相 臭氣 透視度 水温 PH DO SS COD BOD 溶解性BOD アルカリ度 汚泥界面			1				260 260 260 260 260 260 156 52 52 156
	引抜汚泥	PH T-S VTS	1						12 52 12 12
	混合液	色相 臭氣 水温 PH DO MLSS SV SVI パック(NH4-N) パック(NO2-N) パック(NO3-N) 生物相 アルカリ度 ORP(代表系列)				3			1,092 1,092 780 780 780 780 780 1,092 780 468 468 468 468 468 468 468
	越流水	色相 臭氣 透視度 水温 PH DO SS 汚泥界面 COD BOD C-BOD		1					104 104 104 104 104 104 104 52 104 52 52
	返送汚泥	PH TS VTS	1						52 52 52 52
	越流水	色相 臭氣 透視度 水温 PH DO SS COD BOD C-BOD			1				156 156 156 156 156 156 156 52 52 52
	放流水	色相 臭氣 透視度 水温 PH DO SS COD BOD C-BOD 大腸菌群数				1	1		364 364 364 260 260 260 260 52 52 52
濃縮槽	濃縮汚泥	PH T-S VTS	1						52 52 52

## 通日試驗水質檢查項目

採水場所	項目	回數	檢體數
		年4回	12/日
沈砂池	透視度	1	48
	水溫	1	48
	PH	1	48
	SS	1	48
	COD	1	48
	BOD	1	48
放流口	透視度	1	48
	水溫	1	48
	PH	1	48
	SS	1	48
	COD	1	48
	BOD	1	48
	C-BOD	1	48

**別紙8**

**上谷刈浄化センター外5箇所運転管理業務委託**

**毒物等の管理に関する要領**

## 毒物等の管理に関する要領

(平成 11 年 3 月 12 日下水道局長決裁)

### (目的)

**第1条** 仙台市の下水道施設で取り扱われる毒物等について、使用、保管に関する管理要領を定めることにより、毒物等による事故を未然に防止し、もって職場における安全衛生の推進に寄与することを目的とする。

### (定義)

**第2条** ここでいう毒物とは、「毒物及び劇物取締法」に基づく毒物をいう。

### (体制及び職務)

**第3条** この要領に関する業務を行うため、毒物総括管理者、毒物管理者及び毒物責任者を置く（別図参照）。

- 2 毒物総括管理者は、建設局次長とし、毒物に関する安全管理を総括する。
- 3 毒物管理者は、業務課長及び南蒲生浄化センター所長とし、所轄する施設における毒物等の取扱いに関する管理、指導を行う。
- 4 毒物責任者は、水質管理センターにあっては所長、南蒲生浄化センターにあっては水質管理係長とし、日常の毒物等の取扱いを管理する。

### (保管管理)

**第4条** 毒物は明確に区分された専用の、鍵をかけられる堅固な保管設備に保管管理するものとし、保管設備及び検査施設の鍵については毒物責任者が管理する。

- 2 毒物を使用する者は、使用する毎に毒物責任者から毒物保管庫の鍵を受け取り、使用後速やかに返却し、保管庫鍵管理簿（様式-1）に記載するものとする。
- 3 毒物以外の薬品は、鍵のかかる場所に保管する。

### (毒物の使用数量等の記録、確認、報告)

**第5条** 毒物を使用する者は、毒物取扱い管理簿（様式-2）に使用年月日、使用者名、使用数量等を記録し、毒物責任者及び毒物管理者の確認を受けるものとする。

- 2 毒物責任者は、毎月末日現在における毒物の残量を確認し、翌月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告し確認を受けるものとする。
- 3 毒物責任者は、毒物の年間購入量、年間使用量及び年度末現在における残量を確認し、四月十日までに毒物取扱い管理簿により毒物管理者に報告するものとする。
- 4 南蒲生浄化センターの毒物管理者は、四月三十日までに毒物取扱い管理簿の写しを水質管理センター所長へ送付するものとする。
- 5 水質管理センター所長は、年度毎に下水道各施設の毒物取扱い管理簿を取りまとめ、毒物使用施設における使用、保管毒物の種類、使用量、残量に係る年間総括表（様式-3）を作成し、五月十日までに毒物総括管理者へ報告するものとする。

### (事故の際の処置)

**第6条** 毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の発見者は、その内容及び状況についてすみやかに毒物責任者に報告しなければならない。毒物責任者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗

難等の事故の報告を受けたときは、その状況を確認し、すみやかに毒物管理者に報告しなければならない。

2 毒物管理者は、毒物に関する漏洩、紛失、盗難等の事故の報告を受けたときは、すみやかに、その内容を毒物総括管理者に報告し、その指導の下に必要に応じ、仙台市保健所等関係機関に届け出るとともに、安全衛生上の危害を防止するために必要な応急措置を講じるものとする。

(毒物以外の使用薬品の管理)

**第7条** 毒物責任者は、毒物以外の薬品について、毎月末日現在における保管種類及び残数に関する点検、確認を行い、毒物以外の薬品在庫管理簿（様式-4）により翌月十日までに毒物管理者に報告するものとする。

(庶務)

**第8条** この要領に関する庶務は、水質管理センターにおいて処理する。

附 則

(実施期日)

この毒物等の管理に関する要領は、平成11年4月1日から実施する。

附 則（平成13年6月改正）

(実施期日)

この改正は、平成13年4月1日から実施する。

附 則（平成14年9月改正）

(実施期日)

この改正は、平成14年4月1日から実施する。

附 則（平成15年3月改正）

(実施期日)

この改正は、平成15年4月1日から実施する。

附 則（平成17年5月改正）

(実施期日)

この改正は、平成17年4月1日から実施する。

附 則（平成19年5月改正）

(実施期日)

この改正は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成22年4月改正）

(実施期日)

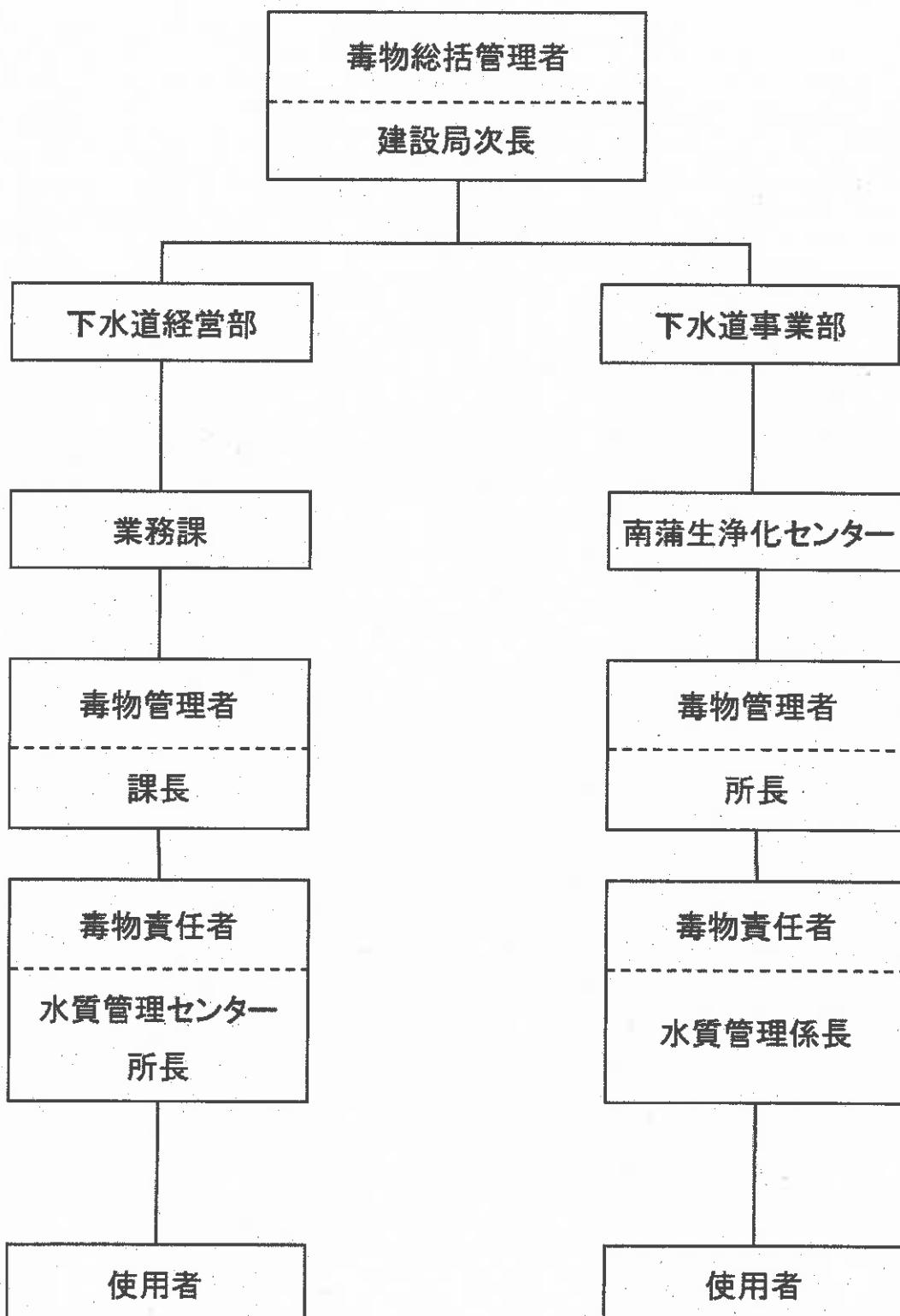
この改正は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成28年4月改正）

(実施期日)

この改正は、平成28年4月1日から実施する。

別図 毒物管理体制



## 様式-1

保管庫鍵管理簿

様式-2

毒物取扱い管理簿（令和 年度）

施設名( )

毒物名( )

前年度からの繰越量 ( g・mL)

日付	毒物 管理者 (印)	毒物 責任者 (印)	使用者 (印)	使用量 g・mL	試薬+容器(g)		残量 g・mL	使用目的	備考
					使用前	使用後			
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									
/ /									

確認	日付	毒物管理者 (印)	毒物責任者 (印)	前年度繰越量 (g・mL)	使用量 (g・mL)	残量 (g・mL)
	/ /					

## 毒物使用年間総括表[令和 年度]

施設名 \_\_\_\_\_

毒物名	前年度からの 繰越量	購入量	使用量	残量

毒物総括管理者 確認(印)	毒物管理者 確認(印)	毒物責任者 確認(印)
年 月 日	年 月 日	年 月 日

## 毒物以外の薬品在庫管理簿 [令和 年 月]

施設名 \_\_\_\_\_

薬品名	グレード他	内容量	残数

毒物管理者確認(印)	毒物責任者確認(印)	担当者(印)
年 月 日	年 月 日	年 月 日